

## 平成24年吉崎市議会定例会12月会議会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び処理結果 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	4
第1日（12月5日 水曜日）	
議事日程表（第1号） .....	5
出席議員及び説明のために出席した者 .....	6
開 議 .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
審議期間の決定 .....	7
諸般の報告 .....	9
行政報告 .....	10
議案説明	
報告第15号 平成24年度吉崎市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の 報告について .....	18
報告第16号 平成23年度吉崎クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況 の報告について .....	19
議案第86号 和解及び損害賠償の額の決定について .....	20
議案第87号 和解について .....	21
議案第88号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につ いて .....	21
議案第89号 吉崎市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について ...	22
議案第90号 吉崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について .....	23
議案第91号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について .....	23
議案第92号 平成24年度吉崎市一般会計補正予算（第7号） .....	24
議案第93号 平成24年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） .....	31
議案第94号 平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） .....	31
議案第95号 平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	

.....	3 2
議案第 9 6 号 平成 2 4 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....	3 3
議案第 9 7 号 平成 2 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第 2 号) .....	3 4
議案第 9 8 号 平成 2 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第 2 号) .....	3 5
議案第 9 9 号 平成 2 4 年度壱岐市病院事業会計補正予算(第 1 号) .....	3 5
議案第 1 0 0 号 平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計補正予算(第 1 号) .....	3 6
陳 情	
陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情 .....	3 7
第 2 日( 1 2 月 1 1 日 火曜日)	
議事日程表(第 2 号) .....	3 9
出席議員及び説明のために出席した者 .....	4 0
議案に対する質疑、報告済	
報告第 1 5 号 平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算(第 6 号)の専決処分の 報告について .....	4 1
報告第 1 6 号 平成 2 3 年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況 の報告について .....	4 4
議案の審議(質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
議案第 8 6 号 和解及び損害賠償の額の決定について .....	4 4
議案第 8 7 号 和解について .....	4 4
議案に対する質疑	
議案第 8 8 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につ いて .....	4 5
議案第 8 9 号 壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について ...	4 5
議案第 9 0 号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について .....	4 7
議案第 9 1 号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について .....	4 9
議案第 9 2 号 平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算(第 7 号) .....	5 1
議案第 9 3 号 平成 2 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	

.....	5 1
議案第 9 4 号 平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 1
.....	5 5
議案第 9 5 号 平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 5
.....	5 5
議案第 9 6 号 平成 2 4 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	5 5
議案第 9 7 号 平成 2 4 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 5
.....	5 5
議案第 9 8 号 平成 2 4 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）	5 5
.....	5 5
議案第 9 9 号 平成 2 4 年度吉崎市病院事業会計補正予算（第 1 号） .....	5 5
議案第 1 0 0 号 平成 2 4 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号） .....	5 5
委員会付託（議案） .....	5 6
予算特別委員会の設置 .....	5 6
委員会付託（陳情） .....	5 7
陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情 .....	5 7

### 第 3 日（ 1 2 月 1 2 日 水曜日）

議事日程表（第 3 号） .....	5 9
出席議員及び説明のために出席した者 .....	5 9
一般質問 .....	6 1
1 7 番 瀬戸口和幸 議員 .....	6 2
3 番 音嶋 正吾 議員 .....	7 3
9 番 市山 和幸 議員 .....	8 4
5 番 小金丸益明 議員 .....	9 4

### 第 4 日（ 1 2 月 1 3 日 木曜日）

議事日程表（第 4 号） .....	1 0 9
出席議員及び説明のために出席した者 .....	1 0 9
一般質問 .....	1 1 0
7 番 町田 正一 議員 .....	1 1 0

18番 牧永 護 議員 .....	124
11番 豊坂 敏文 議員 .....	132
1番 久保田恒憲 議員 .....	142
第5日(12月14日 金曜日)	
議事日程表(第5号) .....	155
出席議員及び説明のために出席した者 .....	155
一般質問 .....	157
13番 鵜瀬 和博 議員 .....	157
2番 呼子 好 議員 .....	171
12番 中村出征雄 議員 .....	182
第6日(12月21日 金曜日)	
議事日程表(第6号) .....	193
出席議員及び説明のために出席した者 .....	194
委員長報告、委員長に対する質疑 .....	195
議案に対する討論、採決	
議案第88号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につ いて .....	198
議案第89号 壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について ...	198
議案第90号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について .....	198
議案第91号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について .....	199
議案第92号 平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第7号) .....	199
議案第93号 平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) .....	199
議案第94号 平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) .....	199
議案第95号 平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号) .....	200
議案第96号 平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第1号) .....	200

議案第 97 号 平成 24 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	200
議案第 98 号 平成 24 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）	201
議案第 99 号 平成 24 年度吉崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）	201
議案第 100 号 平成 24 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）	201
陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	201
市長提出追加議案（説明、質疑、報告済）	
報告第 17 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	202
議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	203
発議第 7 号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を 求める意見書の提出について	204
発議第 8 号 原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求 める意見書の提出について	206
発議第 9 号 吉崎市議会基本条例の一部改正について	207
発議第 10 号 議会検討特別委員会の設置に関する決議について	208
委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	210
市長の挨拶	210
閉会	212
資料	
閉会中の継続調査の申し出の件	215



平成24年壱岐市議会定例会12月会議を、次のとおり開催します。

平成24年11月28日

壱岐市議会議長 市山 繁

- 1 期 日 平成24年12月5日（水）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

### 平成24年壱岐市議会定例会12月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月5日	水	本会議	再開 審議期間の決定 行政報告 議案説明 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程
2	12月6日	木	休 会	（議案調査）
3	12月7日	金		質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで） 議会運営委員会（午後1時30分～）
4	12月8日	土		（閉庁日）
5	12月9日	日		
6	12月10日	月		（議案調査）
7	12月11日	火		本会議
8	12月12日	水	一般質問（4人）	
9	12月13日	木	一般質問（4人）	
10	12月14日	金	一般質問（3人）	
11	12月15日	土	休 会	（閉庁日）
12	12月16日	日		
13	12月17日	月	委員会	常任委員会
14	12月18日	火	休 会	
15	12月19日	水	委員会	予算特別委員会
16	12月20日	木	休 会	（議事整理日）
17	12月21日	金	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 閉会

平成24年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について	-	報告済 (12/11)
報告第16号	平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	-	報告済 (12/11)
議案第86号	和解及び損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (12/11)
議案第87号	和解について	省 略	原案のとおり可決 (12/11)
議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第96号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第98号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第99号	平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
議案第100号	平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/21)
陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会 可 決	採 択 (12/21)
報告第17号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	-	報告済 (12/21)
発議第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/21)



平成24年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
発議第7号	地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/21)
発議第8号	原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/21)
発議第9号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (12/21)
発議第10号	議会検討特別委員会の設置に関する決議について	省 略	原案のとおり可決 (12/21)

平成24年壱岐市議会定例会12月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一部改正、廃止	2	2			
予算	9	9			
その他	4	4			
報告	3	3			
決算認定 (内前回継続)					
計	18	18			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)	1	1		
発議(意見書)	3	3		
決議・その他	1	1		
計	5	5		
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1		
計	1	1		

平成24年吉岐市議会定例会12月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
12月12日 (水)	1	瀬戸口和幸	SL(蒸気機関車)を何とかしなければ ----- 原子力災害の避難について	市長	62~72
	2	音嶋 正吾	合併後の地域振興策の一体的整備に関する検証と是正すべき課題について ----- 相次ぐ島外資本の大型商業施設出店により地元商店街の壊滅的打撃に対する対策について	市長	72~84
	3	市山 和幸	公用車を活用しての有料広告掲載について ----- 独居高齢者の安否確認対策について	市長	84~94
			学校給食センターの食材について	教育長	
4	小金丸益明	空き家、空き地対策について ----- 公共下水道料金の格差是正について	市長	94~108	
12月13日 (木)	5	町田 正一	漁業振興策について ----- 吉岐市の福祉施策について	市長	110~124
			6	牧永 護	
	7	豊坂 敏文			市民病院事業について ----- 下水道事業について ----- 公設特養ホームについて ----- 第1次産業振興について
			8	久保田恒憲	市民病院運営について ----- 吉岐市まちづくり市民力事業について ----- 小学校に展示されている優勝杯等について
12月14日 (金)	9	鵜瀬 和博			企画力について ----- 子ども議会について
			10	呼子 好	和牛全共の成果と肉用牛の振興について ----- 電気料金の値上げについて ----- 保育所のあり方について
	11	中村出征雄			合併特例債の活用状況及び期間延長に伴う今後の活用推進について ----- 吉岐市民病院の改革及び一般会計繰入れ、長崎県病院企業団の加入の見通しについて ----- 身体障がい者、高齢者用の公共施設でのトイレの点検整備について

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 ( 第 1 日 )

議事日程 ( 第 1 号 )

平成24年12月5日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	16番 大久保 洪昭 17番 瀬戸口 和幸	
日程第 2	審議期間の決定	17日間 決定	
日程第 3	諸般の報告	議長 報告	
日程第 4	行政報告	市長 説明	
日程第 5	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第 6	報告第16号	平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第 7	議案第86号	和解及び損害賠償の額の決定について	農林水産部長 説明
日程第 8	議案第87号	和解について	農林水産部長 説明
日程第 9	議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	保健環境部長 説明
日程第10	議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について	総務部長 説明
日程第11	議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	消防長 説明
日程第12	議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	農林水産部長 説明
日程第13	議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	財政課長 説明
日程第14	議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長 説明
日程第15	議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第16	議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第17	議案第96号	成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	市民部長 説明
日程第18	議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務部長 説明

日程第19	議案第98号	平成24年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	農林水産部長 説明
日程第20	議案第99号	平成24年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)	病院部長 説明
日程第21	議案第100号	平成24年度吉岐市水道事業会計補正予算(第1号)	建設部長 説明
日程第22	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員(1名)

15番 久間 進君
-----------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	中原 康壽君
副市長 .....	山下 三郎君	教育長 .....	久保田良和君
総務部長 .....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長 .....	堀江 敬治君
市民部長 .....	川原 裕喜君	保健環境部長 .....	斉藤 和秀君
建設部長 .....	原田憲一郎君	農林水産部長 .....	後藤 満雄君
教育次長 .....	堤 賢治君	消防本部消防長 .....	小川 聖治君
病院部長 .....	左野 健治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	会計管理者 .....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成24年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これから、議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、大久保洪昭議員、17番、瀬戸口和幸議員を指名いたします。

・

#### 日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

12月議会の審議期間につきましては、去る11月28日に、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議の結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成24年壱岐市議会定例会12月会議の議事運営について協議のため、去る11月28日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月21日までの17日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、請負契約の変更1件、平成24年補正予算9件、その他3件の合計17件となっております。

また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月6日から12月10日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、12月7日金曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

12月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件及び議案第86号、議案第87号を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いします。

なお、上程議案のうち、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について、議案第87号和解についての2件については、委員会付託を省略し、全員審査をお願いします。

また、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し審査すべきということを確認しましたので、よろしくお願ひします。

12月12日、13日、14日の3日間で一般質問を行います。

質問の順序は、受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問の時間については答弁を含め50分の時間制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いします。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いします。

なお、質問者の人数により、日程を変更することがあります。

12月17日、各常任委員会、12月19日、予算特別委員会の開催日としております。

12月21日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成24年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間の日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。したがって、12月会議の審議期間は、本日から12月21日までの17日間と決定いたしました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成24年壱岐市議会定例会12月会議に提出され、受理した議案等は17件と陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び前期定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付をしておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。

11月8日、県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会合同で、中村知事に対し、離島の抱える課題ほか18項目について要望を行いました。本市からも、離島航路の運賃低廉化施策についてと医療対策の充実について、直接要望を行ったところであります。

次に、11月13日東京都において開催された第31回離島振興市町村議会議長全国大会に出席いたしました。会議では、大会宣言に続き、離島航路・航空路支援法の早期制定に関する特別決議がなされ、その後、14項目にわたる要望事項が提案され、審議、決定の後、決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

大会宣言文と特別決議文については、この報告の最後に朗読をいたします。

翌14日には、長崎県離島振興市町村議会議長会と町村議会議長会による、地元選出国會議員に対する要望行動がなされ、全体で22項目、壱岐市からも知事への要望と同様の2項目について要望を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

また、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入について、11月22日、白川市長とともに県庁において、壱岐市・壱岐市議会・壱岐医師会の総意として、県知事に対し要望書を提出し、あわせて病院企業長に加入に向けた支援のお願いをする要望書を提出したところであります。

次に、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

本12月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として

出席を要請しておりますので、御了承を願います。

それでは先ほど報告いたしました、離島振興市町村議会議長全国大会の大会宣言文と、離島航路・航空路支援法の早期制定に関する特別決議文の朗読をいたします。

宣言文。宣言、我が国の離島市町村は、これまで離島地域、奄美群島・小笠原諸島並びに沖縄地域のそれぞれの振興計画に基づき、各種施策を強力に展開してきたが、人口減少、高齢化等の厳しい環境のもと、医療や福祉、教育等のあらゆる面において本土との格差が年々拡大している。

このような状況を解消すべく、本年6月に、離島振興法が大幅に改正され、新たな離島振興への対応の第一歩を踏み出したところである。

また、離島市町村は、わが国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面でその果たす国家的役割は一層重要になっている。

我々離島市町村は、このような現状と重要性を踏まえ、離島の自立的発展を促進し、離島住民の生活の安定と福祉の向上を積極的に図る必要がある。

よって、政府・国会は、離島をとりまく特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力に展開すべきである。

我々離島市町村議会人もまた、個性豊かで活力ある島づくりの実現をめざし、決意を新たにさらに精進することをここに誓う。

以上、宣言する。平成24年11月13日。第31回離島振興市町村議会議長全国大会。

次に、特別決議を申し上げます。

離島航路・航空路支援法の早期制定に関する特別決議、離島住民にとって、離島で仕事をし、生活を営む上で離島航路・航空路の維持、存続は必要不可欠であるが、離島航路・航空路を担う民間交通事業者の多くは採算がとれず、運賃の高騰、航路等の廃止・休止を余儀なくされている。

この現状を打開するには、地方自治体又は民間交通事業者が行う船舶・航空機・ヘリコプターの整備に対し手厚い支援措置を行う必要がある。

しかしながら、離島市町村及び関係都道府県の多くは大変厳しい財政状況にあることから、離島航路・航空路の安定的な維持・存続に必要な支援を行うための法制度の創設を強く要望する。

以上、特別決議する。平成24年11月13日。第31回離島振興市町村議会議長全国大会。

ということでございまして、以上で、私からの報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。行政報告を申し上げます。



本日ここに、平成24年彦岐市議会定例会12月会議にあたり、前会議以降、本日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、国政においては、11月16日に衆議院が解散され、これに伴う第46回衆議院議員総選挙が12月4日公示、16日に投票が行われます。選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であります。市民皆様には、ぜひ投票をお願い申し上げます。

去る10月11日に、第19回危険業務従事者叙勲が発表され、本市から、警察功労として元長崎県警視、豊本晉様が、瑞宝双光章を受章されました。

また、11月3日には、平成24年秋の叙勲受章者が発表され、本市から、地方自治功労として、ともに元石田町議会議員、下條友久様、堀江孝様が旭日双光章を受章されました。

また、高齢者叙勲として、元郷ノ浦町議会議員、馬場勝様、元石田町議会議員、折元直義様が、地方自治功労として旭日単光章を、ともに元小学校校長、下條貞美様、久間泰様が教育功労として瑞宝双光章を受章されました。

さらに、本年度の県民表彰受賞者として、本市から産業農林功労として彦岐土地改良区理事長の此見武次様が、特別賞として第23回全国消防操法大会小型ポンプの部において優勝に輝いた彦岐市消防団が、同じく特別賞として第10回全国和牛能力共進会において全頭優等賞に輝いた本県出品牛の生産に尽力された末永肇様がそれぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、県民表彰の栄に浴された皆様に対し、今日までの築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

それでは、前定例会以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、長崎県への要望活動について申し上げます。

10月9日、昨年度に引き続き、長崎県に対し、彦岐市の単独要望を行いました。長崎県からは、中村知事を初め幹部職員に対応いただき、本市からは市山議長、そして山本県議にも御同席いただきました。

要望項目については、改正離島振興法に係る予算確保等の支援について、複式学級編制基準の引き下げ等について、勝本港に関連する施設整備等についてなど7項目について要望を行ったところであります。

中村知事からは、財政的にも、県単独では厳しいところもあり、国への要望等本市と連携を図りながら取り組むことなど、今後も、御検討いただくこととなっております。

今後も、こうした彦岐市単独要望については、意見交換を含め、積極的に実施してまいります。

次に、交流人口の拡大について申し上げます。

まず、観光振興でございますけれども、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの1月から10月までの乗降客数累計は、60万9,556人で、対前年比101.4%とわずかではありますけれども増加しております。この要因といたしましては、8月から9月における3度の台風接近通過による交通の乱れ、欠航の影響はあったものの、本年4月1日からの航路運賃低廉化も寄与したものではないかと考えております。

このような中、情報発信・誘客活動として、佐世保市をメイン会場として開催された全国和牛能力共進会でのPR活動、福岡市でのラジオ放送局まつりや広島市での観光物産展、また、東京都では、長崎県離島三市二町による広域連携PR事業を行ってまいりました。

今後も、あらゆる機会を利用し、観光PRや物産販売を行うとともに、県内離島の自治体・観光協会と連携し、島の魅力の情報発信に取り組んでまいります。

また、11月18日開催された、あしべ商工業まつりの折、兵庫県朝来市より多次市長、上道市議会議長を初め多くの皆様に御来島いただき、昨年に引き続き、交流検討会議を開催いたしました。今後、さらに朝来市との交流を深め、友好・姉妹都市への関係づくりに努めてまいります。

12月に入り、本市の観光は、オフシーズンに入りますが、一支国博物館を初め、壱岐の島新春マラソン大会、壱岐・壱岐綱引大会、一支国ウォーク、各種ジュニアスポーツ大会等、オフシーズン対策のイベントを官民協働で成功させ、交流人口の拡大、通年型の観光地づくりを、市民皆様とともに、総力で推進してまいります。

次に、しま共通地域通貨事業について申し上げます。

しまへの誘客、しまでの消費促進を図るためのしま共通地域通貨事業につきましては、去る10月1日、長崎県離島振興協議会内に発行委員会を設置し、同委員会が、本事業の通貨発行主体となりました。また、通貨の愛称を公募の中から「しまとく通貨」に決定いたしました。今後、平成25年4月発売に向け、発売窓口や取扱い店舗等を決定するなど諸準備を進めてまいります。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、市民・福祉でございますが、子育て支援について申し上げます。

子育て支援については、保育所や子育て支援事業所等、地域の子育て支援機能の充実を目指し、子育て家庭への支援と、壱岐の将来を担う子どもたちの健やかな成長に資する事業を展開しております。

現在、長崎県安心こども基金を利用し、第1子で6か月未満の乳児期の母子を対象とし、母子の愛着形成時期に専門的にプログラムを取り入れた、親育ち講座の実施と支援者育成を行っております。

また、11月からは、市内医療機関の多大な御理解、御協力を賜り、小学校3年生までの児童を対象に、定員3名の病児保育事業を開始いたしております。

さらに、11月29日には、幼保一体化子育て支援検討委員会を設置し、今後の幼児教育・乳幼児保育のあり方について、論議等をいただいております。

今後も、誰もが安心して生み育てることのできる社会の構築に努めてまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興でございますけれども、本年度の水稻作況指数は、長崎県全体では98%でございましたけれども、本市においては、106%と豊作の発表がなされました。早期米のコシヒカりは、高温登熟障害等の影響によりまして、1等16.5%、2等82.4%であり、本年度より本格作付の高温耐性のあるつや姫は、1等88.7%、2等11.3%の好成績で、収量・品質とも今後に期待の持てる結果となっております。

普通期米につきましては、台風後の低温による成熟不良等の影響によりまして、ヒノヒカリが、1等2.1%、2等87.7%、にこまるが、1等14.1%、2等78.0%となり、品質低下の被害を受けた形となりました。

葉たばこにつきましては、6月からの曇天続きによる成熟不足、病害虫の発生等がございましたが、昨年比35キロ増の10アール当たり236キログラムとなり、10月1日から5日にかけての収納・販売では、1キロ当たり代金2,087円、10アール当たり代金49万3,075円となりました。ここ数年では非常によい結果となり、昨年に引き続き、西九州たばこ耕作組合管内では、トップの成績でございました。

また、10月25日から佐世保市で開催された第10回全国和牛能力共進会は、全国38道府県から480頭の優秀な和牛が日本一を競い、本県は、8区で優等賞第1席を獲得、内閣総理大臣賞を受賞し、壱岐市から県代表牛として出場した6頭は、全頭優等賞に輝いております。今回の結果が、本市を含めた長崎県畜産業界全体の発展につながるものと考えております。

この全国和牛能力共進会における壱岐牛活躍の効果により、今回の12月市におきましては、平均価格が45万9,091円、前回比104.96%の成績でありました。特に去勢につきましては、平成20年4月以来の50万円を越す代金となっております。

今後も、長引く景気低迷や飼料等の高騰が心配されますけれども、コストを重視した経営に努めていただきながら、壱岐牛のさらなる向上に御尽力賜りますようお願いいたします。

有害鳥獣であるイノシシの捕獲対策につきましては、市民皆様からの情報をもとに、10月2日から3日にかけて郷ノ浦町門野田ダム周辺を、11月6日から7日にかけて郷ノ浦町当田ダム周辺において、ハンターと猟犬による捕獲駆除を実施いたしましたが、捕獲には至りませんでした。今後も市民皆様の情報等をもとに、捕獲に全力で取り組んでまいります。

次に、水産業の振興についてでございますが、水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、上半期における本市での漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は1,235トンで19.3%の減、漁獲高は11億5,400万円で16.4%の減となっております。水産業の低迷は、大変危惧するところでありまして、下半期の漁獲増加と、さらなる漁業者皆様の増収を図るため、今後も引き続き、関係団体と一体となって、水産業振興施策に取り組んでまいります。

また、認定漁業者制度につきましては、現在117名を認定しており、さらに漁業後継者対策制度についても、6名の方が就業されております。今後も、積極的な活用をいただき、水産振興を図っていただきたいと思いますと考えております。

次に、雇用対策についてでございますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実施状況につきましては、3事業を実施し、これまで11名の新規雇用を創出しております。

今回、新たに、市内発掘文化財調査及び普及啓発事業として光通信ケーブル網危険箇所等調査業務を実施することにより26名を雇用することとし、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育について申し上げます。

長崎がんばらんば国体2014についてでございますが、第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」、ソフトボール競技（成年女子）と自転車競技（ロードレース）の2競技の本市開催に向け、鋭意準備を進めております。

平成25年開催のリハーサル大会は、ソフトボール競技につきましては、8月3日から4日に、第61回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会ソフトボール競技が、また、自転車競技については、8月25日に、第48回全国都道府県対抗自転車競技大会（男女）が、それぞれ本市で開催されることが決定されました。平成26年の国体開催の準備大会としての円滑な運営ができるよう、引き続き競技団体、市内各種団体、関係機関等と緊密な連携を図りながら、さらに市民皆様の御協力を賜りながら、準備に万全を期してまいります。

また、広報活動といたしまして国体マスコットである「がんばくん」をメインに、各種大会等において、PR活動を行っております。10月には「壱岐がんばらんばプレス」と称した壱岐市の国体広報紙を発行するとともに、国体ホームページも立ち上げましたので、順次、情報提供を行ってまいります。

今後も、国体の成功に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、国指定特別史跡「原の辻遺跡」の追加指定答申についてでございます。

平成12年11月に国の特別史跡として指定を受けた「原の辻遺跡」について、今回新たに集落南部の墓域群が広がる区域の一角を追加指定すべく、本年11月16日に、国の文化審議会が

ら文部科学大臣に対し答申がなされました。今回の答申により、既に指定された面積と合わせ、合計で約21.3ヘクタールが特別史跡の指定面積となります。今後は、本遺跡の整備基本計画に基づき約24ヘクタールを目途に、地権者等の御理解・御協力を得るべく円滑な公有化の推進と、あわせて、原の辻遺跡の恒久的な保存と保護に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

まず、長崎県病院企業団加入についてでございますけれども、長崎県病院企業団加入に向けた取り組みにつきましては、去る10月11日、壱岐医師会から、民間病院との連携強化を図ること、救急医療の充実を図ること、福岡圏域の大学病院との良好な関係の維持に努めること、そして、安全で安心して医療を受けられる病院になるためには、企業団加入が最良の方針であるとの提言がなされました。

これを受け、壱岐市、壱岐市議会及び壱岐医師会の総意として、11月22日に市山議長とともに、長崎県知事、長崎県病院企業団企業長に対し、長崎県病院企業団加入についての要望書の提出を行いました。

本要望書に対し、田中副知事からは、壱岐市民病院の企業団加入について、企業団・構成団体から理解を得るためには、市民病院について、まず第1点として給与制度の見直し、2点目には福岡関係大学からの医師確保、3点目といたしまして収支改善が必要であるとの話を受けたところでございます。

また、具体的な要望として、企業団加入に向けて条件整備を推進するため、11月19日に立ち上げた壱岐市民病院経営健全化プロジェクト会議の運営に際し、医療事情に精通した病院管理の専門家派遣のお願いをいたしましたところ、御快諾をいただき、米倉企業長からは、医師確保について、関係派遣大学へ県からの同行とお手伝いの回答をいただいたところであります。

私自身、企業団病院にふさわしい病院となるため、病院の改革の取組みに一層邁進すること、そして、さらなる強い決意で臨むこととお約束したところであります。

この間、県及び企業団、そしてまた各大学の医局との調整、壱岐市の医師会との調整等について、山下副市長が東奔西走しているところでございます。

今後とも、議員各位、市民皆様の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

かたばる病院の壱岐市民病院への統合につきましては、かたばる病院について、療養病床48床を現在、休床中の市民病院4階病棟部分を転用し、機能統合することにより、平成25年3月末をもって閉院し、平成25年4月1日から、市民病院で運営することといたしております。

なお、機能統合にかかる市民病院の改修工事につきましては、11月20日に着工し、来年3月中旬に竣工することとなっております。

この2病院の機能統合によりまして、かたばる病院の課題でありました施設の耐震化や機器更

新等のハード面の解消に加え、医師、看護師を初めとする医療スタッフの集約ができることから、職員の効率的配置や重複部門の人員削減及び施設の有効活用による光熱費、委託費等の縮減が可能となるため、病院事業の経営改善が図れるものと考えております。

また、かたばる病院の入院患者様に対しては、11月27日、29日の両日、患者家族説明会を開催し、御理解をいただいたところでございます。

次に、防災、消防・救急、防犯について申し上げます。

第23回全国消防操法大会において、長崎県代表の壱岐市消防団石田地区第2分団第3小隊が見事優勝、日本一となり、壱岐市民皆様はもとより、多くの離島地域にも元気と勇気を与えていただき、壱岐市を大いにPRしていただきました。こうした功績が認められ、冒頭御紹介したとおり、壱岐市消防団は、県民表彰を受賞されましたが、これはまさに、壱岐市の防災力の高さが認められたものであり、今後も壱岐市消防団を初め関係機関と連携を図り、防災対策に全力で取り組んでまいります。

11月13日に、長崎県防災ヘリコプターと壱岐市消防本部との合同救助訓練を実施し、多くの市民皆様にも見学いただき、新型ヘリコプターによる訓練など実効性のあるものとなりました。翌11月14日には、フェリーみしま救難訓練を、壱岐海上保安署、壱岐警察署を初め関係機関の参加を得て実施いたしました。本訓練を契機に、さらに安全運航に努めてまいります。

また、11月17日には、玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定した長崎県原子力防災訓練を県内4市で実施することとなっておりますが、当日朝、佐世保市に大雨警報が発表されたことに伴い、全体の訓練は延期となりました。しかしながら、本市におきましては、天気が回復に向かうことが予想されましたために、県と協議の上、訓練を実施することを決定し、一部の訓練を除いてほぼ予定どおり行うことができました。このたびの訓練では、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療訓練、住民避難・誘導並びに広報訓練、救急患者の搬送訓練等を行い、総勢約260名の御参加をいただきました。今回は、壱岐市内で初めてとなる原子力防災訓練であり、このたびの訓練での問題点や反省点を来年度以降へつなぎ、今後も実践的な訓練を積み重ねながら、原子力防災対策に関係機関とも連携して取り組んでまいります。

これからの季節は、火災が発生しやすい時期であります。火災予防の啓蒙等努めてまいります。市民皆様には、火の元に、くれぐれも御注意いただきますようお願いいたします。

さて、次に議案関係について御説明を申し上げます。

まず、補正予算についてでございますけれども、本議会に提出しております補正予算の概要は、一般会計補正総額、10億8,526万9,000円、各特別会計の補正総額は、マイナス3,075万5,000円でございます。本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の

補正額の合計は、10億5,451万4,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、219億1,576万5,000円でございます。特別会計につきましては、101億7,435万7,000円となります。

また、あわせて、企業会計についても、所要の補正予算を提案しております。

今回の平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）においては、過疎地域自立促進特別事業基金積立金、2億4,860万円を初め各種基金積立金、合計8億709万7,000円を計上し、さらに、公債費の繰上償還、1億4,814万7,000円を計上するなど、後年度の財政健全化のため、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

本日提出いたしました案件の概要は、報告2件、内1件は、衆議院議員総選挙費を計上した平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告であります。その他、和解案件2件、規約の一部変更1件、条例の制定及び一部改正に係る案件2件、契約案件1件、予算案件9件であります。

案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承お願いいたします。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項等につきまして申し述べましたが、今後も、様々な行政課題や緊急に対応しなければならない問題等に対し、果敢に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで行政報告を終わります。

#### 日程第5・報告第15号～日程第21・議案第100号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてから、日程第21、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、17件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日上程しております報告、議案等につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 報告第15号、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第8号。専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第7号の規定による、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分でございます。専決処分の内容は、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙に係る経費について平成24年11月16日付をもって専決処分したものでございます。

平成24年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,892万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億3,049万6,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。8、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金は、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙に係る委託金1,892万2,000円を補正いたしております。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。2款総務費4項選挙費5目衆議院議員選挙費1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、現行の国会議員の選挙費の執行経費の基準に関する法律の単価により算定をいたしました額について所要の補正を行っております。

次に、給与費明細書については、12ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。



〔企画振興部長（堀江 敬治君） 登壇〕

企画振興部長（堀江 敬治君） 報告第16号、平成23年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。先月11月28日に定期株主総会が開催されましたので、これを受けての報告であります。

2ページから6ページは、事業経過報告でございます。7ページの発電事業実績表をお開き願います。

下段の中ほどに計上しております売電金額の23年度実績値は約2,750万8,000円で、備考欄に掲載しております前年度実績が約2,692万6,000円であり、対前年度比110.1%で、約58万2,000円の増額となっております。

なお、主な故障箇所を報告いたしますと、平成24年4月30日に2号機でコイルの破損事故が発生し、燃焼コイル交換により復旧しております。また、平成24年9月4日に、2号機でブレード先端の開きが発生、さらに9月6日に1号機で、鳥が衝突したことによりまして、ブレードの損傷が発生いたしました。いずれも1週間以内で修理を終えております。こういった状況の中、平成23年度の稼働率といたしましては67.0%でございます。

次に、8ページから決算報告書でございます。

10ページをお開き願います。貸借対照表でございます。主な内容について御説明をいたします。

負債の部の流動負債、短期借入金が前年度決算より1,000万円減り、400万円となっております。財務体質強化を図るため、1,000万円を増資し、短期借入金の償還を行っております。純資産の部の繰越利益剰余金1,425万6,996円の内訳は、前年度までの利益剰余金900万3,687円と、23年度当期純利益525万3,309円であります。

11ページに損益計算書でございます。純売上高、2,750万8,111円、売上原価1,794万4,365円、売上総利益956万3,746円で、販売費及び一般管理費を差し引きますと営業利益が458万8,993円で、税引き後の当期純利益といたしましては525万3,309円となっております。

前年度の当期純利益が174万2,855円でありましたので、351万454円の増であります。その要因としましては、前年度より受電金額の増及び修繕費が減となっており、また、前年度修理に係る受取保険金の増によりまして、当期純利益が増となっております。

12ページに製造原価報告でございます。前年度に比べて主に修繕費及び委託料が150万円ほど減となっており、製造原価が1,794万4,365円となっております。

13ページに株主資本等の変動計算書でございます。新株200株の発行、1,000万円の増資によりまして、資本金が2,000万円となっております。増資については、引き受け株主として株式会社なかはらが引き受け先となり、現在苓岐市の引き受け株数が102株、額面で510万円。出資比率25.5%、株式会社なかはらが298株、額面で1,490万円、出資比率が74.5%となっております。なお、前年度報告しておりました、筒城浜背後地でのメガ・ソーラー事業計画については、計画地が自然公園区域内にあることから長崎県と協議を重ねておりましたが、同地区内建設には県が難色を示しており、計画を断念しております。

以上、平成23年度苓岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

長崎県港湾管理条例及び、長崎県漁港管理条例に規定する使用料のうち、徴収誤りによって生じた平成24年3月分以前の航送船施設及び可動橋に係る車両通過料の徴収不足額に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。本日の提出でございます。

記といたしまして、

1、和解及び損害賠償の相手方といたしまして、長崎市江戸町2番13号の長崎県知事の中村法道であります。

2、損害賠償額といたしまして、63万9,307円でございます。

3、債権債務の扱いとしまして、損害賠償額の支払いによって全てを解決し、ほかに何らの債権債務がないことを確認する。

提案理由といたしまして、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるものであります。

少し説明をいたしますと、この可動橋の使用料の誤りにつきましては、長崎県漁港管理条例あるいは港湾管理条例に基づきまして、本来、二輪車、二輪自動車あるいは原付自動車につきましては1台あたり21円、5メートル未満の乗用車につきましては32円、5メートルから10メートル未満の自動車につきましては37円、10メートル以上の自動車につきましては42円を徴収するのが本来であります。それを一律27円でこれまで徴収してきたところでございます。

それを、九州郵船に徴収委託契約を平成20年度からやっておりましたもので、20年度から23年度までの4カ年分を、今回徴収額の総額といたしまして、この額が255万7,230円

であります。

この金額を基に、長崎県及び壱岐市が過失率をそれぞれ25%ずつといたしまして、50%を九州郵船からいただくということによりまして、算定をいたした結果、壱岐市が長崎県に支払う金額が上記の金額となっておりますのでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第87号和解について御説明を申し上げます。

長崎県港湾管理条例及び長崎県漁港管理条例に規定する使用料のうち、徴収誤りによって生じた、平成24年3月分以前の航送船施設及び可動橋に係る車両通過料の徴収不足額に関し、下記のとおり和解するものとする。本日の提出でございます。

記といたしまして、

1、和解の相手方といたしましては、福岡市博多区神屋町1番27号、九州郵船株式会社代表取締役社長竹永健二郎。

2、和解の金額といたしまして、102万2,892円。

3、債権債務の扱いといたしまして、和解金額の支払いによって全てを解決し、ほかに何らの債権債務がないことを確認する。

提案理由といたしまして、和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるものであります。

これは先ほど申し上げました、今度は九州郵船から先ほどの金額に基づきまして、50%の金額を壱岐市に納付をしていただくものでございます。

以上、87号の説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、外国人登録法が同日廃止されたことから、所要の整備を図るため長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するものでございます。次のページをお開きください。

変更内容につきましては、別表資料1、議案関係資料新旧対照表1ページにも記載してありま

すが、長崎県後期高齢者医療広域連合の規約第17条第2項に、構成市町の経費の負担割合を規定しております。

このたび、外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳の適用対象となったため、別表第2の備考2に、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づくものを「及び外国人登録原票」を削り、「並びに」を「及び」に改め、住民基本台帳のみに変更するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は地方自治法第291条の3第3項の規定による協議が整った日から施行するものでございます。

経過措置としまして、変更後の規定は、平成25年度以後の共通経費の高齢者人口割合について適用し、平成24年度以前の共通経費の高齢者人口割合についてはなお、従前の例によるとなっております。

以上で議案第88号の御説明を終わります。よろしく願いをいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第89号吉崎市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について御説明いたします。

吉崎市過疎地域自立促進特別事業基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、吉崎市の行う過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する事業の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものでございます。次のページをお開き願います。

吉崎市過疎地域自立促進特別事業基金条例第1条には設置、吉崎市の行う過疎地域自立促進特別事業特別措置法第12条第2項に規定する事業の財源に充てるため、吉崎市過疎地域自立促進特別事業基金を設置するをいたしております。

第2条では積立、一般会計、歳入歳出予算で定める額といたしております。

第3条から第5条につきましては基金の管理運用、繰替運用等について規定をいたしております。

第6条については処分、第7条については委任、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定めるといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

なお、この条例を制定するに至った経緯といたしまして、平成22年度より過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する事業に充てるため、過疎債ソフト分が新設をされ、これまで、過疎地域自立促進特別計画に計上の各種事業に充当してきました。

全国的には過疎債ソフト分が、発行率が地方債計画の5割程度しかなく、従来の記載と違いソフト事業に充てるためということから、交付税措置が7割の有利な起債であるにもかかわらず、発行に積極的でない市町村が多かったということでもあります。

そこで、本県において過疎地域が多いことから、全国で発行額に余りがあるのであれば、活用に積極的な市町へ振り分けることができるよう要望が行われ、平成24年度より財政力指数0.56以下の市町村に限り、地方債計画の範囲内で基本的限度額の2倍を上限に、限度額越え分の発行が可能となりました。

平成24年度吉岐市の財政力指数は、0.225でございます。今回、平成24年度の計画といたしましては、限度額越え分は原則、当該年度実施事業への充当しかできないため基金限度額分を基金造成し、後年度事業の財源とするため、新たに基金設置条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 議案第90号吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、吉岐市消防団本部副団長の報酬を定める。報酬を職務の重要性を考慮し増額するため、吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の所要の改正を行うものであります。次のページをお開きください。

吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の表、団長の項の次に、次のように加える。

本部副団長、年額18万円。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。議案関係資料の2ページに、本条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更につ

いて、御説明を申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的といたしましては、八幡浦地区特定漁港整備工事でございます。契約の方法としましては、随意契約でございます。

変更後の契約金額は3億6,000円でございます。ちなみに、現契約金額といたしましては2億6,511万1,350円で、今回3,489万4,650円の増額をお願いをいたしております。

契約の相手方としましては、壱岐市郷ノ浦町柳田触142番地、平尾建設株式会社代表取締役平尾健次。

提案理由といたしましては、当初、外防波堤の本体工の製作のみを計上いたしておりましたが、防波効果の早期発現のため、本体据付けを追加するものでございます。次のページをお開きを願います。

この防波堤につきましては、全体計画300メートルを予定をいたして、順次整備を進めておるところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、当初、全体の予算が少し不足をいたしておりましたので、入札差金を持ちましてケーソン2函の製作のみであったものを、今回入札差金を持って据え付けを現地に40メートルほど行い、そしてその効果の早期発現に努めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,526万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億1,576万5,000円

とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の款項の区分の補正額等については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書で後ほど御説明いたします。

4、5ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1、変更、辺地対策事業債、補正前限度額2億7,940万円を補正後限度額2億6,850万円に。市道八口線道路改良事業ほか2事業の実績見込みによる変更で、1,090万円を減額いたしております。

次に、過疎対策事業債、補正前限度額3億4,140万円を補正後限度額2億8,340万円に、5,800万円を減額しております。過疎対策事業債ハード分の全国要望額が地方債計画額より上回り、長崎県内で2割カットとなったことにより、当初、公営企業債と過疎対策事業債を50%ずつ充当していたものを今回、公営企業債60%、過疎対策事業債40%に振りかえを行い、財源調整をいたしております。

次に、過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業、過疎債ソフト分でございますが、補正前限度額2億6,760万円を補正後限度額4億8,730万円に、2億1,970万円を増額いたしております。過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する、総務省令の一部を改正する省令の施行に伴い、本年度より財政力指数0.56以下の市町村に限り、地方債計画の範囲内で基本限度額の2倍を上限に限度額越え分の発行が可能になったことにより、今回、後年度事業の財源とするため、新たに基金設置条例を制定し、基金造成に充当するために、増額いたしております。

次に、農林水産業債、補正前限度額8,030万円を補正後限度額8,040万円に、ふるさと農道緊急整備事業費の調整で10万円を増額いたしております。

6ページをお開き願います。

合併特例事業債、補正前限度額6億160万円を補正後限度額6億1,610万円に、勝本町自給肥料供給センター、生ゴミリサイクル収集車購入費及び小中学校屋内運動場耐震改修工事設計業務で1,450万円を増額いたしております。

次に、臨時財政対策債、補正前限度額6億2,900万円を補正後限度額7億1,900万円に、今回、発行可能額まで9,000万円を増額いたしております。

それでは、事項別明細書により主な内容分について御説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税1項の地方交付税は今回不足する財源について、普通交付税の留保分全て4億7,418万3,000円を増額いたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金は県営ため池整備事業地元分担金として、乗瀬地区ため池整備1,500万円の事業に対し5%の75万円を補正いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は障害福祉サービス受給者の増加による自立支援給付費負担金2分の1の6,450万円と障害者医療費負担金2分の1の450万円を増額しております。

2項国庫補助金3目農林水産業費国庫補助金2節農業費補助金、青年就農給付金事業は当初予定の14名から給付対象者が8名に減となったため、6名分900万円を減額しております。

5目消防費国庫補助金1節消防費補助金、消防防災施設等整備費補助金は当初、耐震性貯水槽5機の要望に対し2機分の決定となったため、今回、785万4,000円の減額補正をいたしております。

15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金2節児童福祉費負担金は、国庫負担金で説明しましたとおり、障害福祉サービス受給者の増加によるものでございます。

2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、障害者自立支援対策臨時特例補助金の減額は、障害者自立支援法施行による激変緩和措置で通所対策促進事業費に対し県の4分の3の補助がありましたが、平成23年度で移行措置が終了したため、495万円全額を減額いたしております。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金地域医療再生臨時特例基金事業補助金は、乳幼児のむし歯の有病率の改善事業に対し補助率10分の10の161万9,000円を追加補正いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、今回、光通信ケーブル網保守調査業務及び文化財保護発掘調査事業に対し10分の10の946万5,000円の追加をいたしております。

15款県支出金3項県委託金3目農林水産業費県委託金、県営圃場整備事業委託金は、刈田院地区換地業務委託金の確定により、684万3,000円を減額いたしております。

17款寄附金1項寄附金、一般寄附金につきましては、2名の方から市内の3保育所に対し12万円を寄附採納しており、今回、保育所備品購入の財源として追加補正いたしております。



19款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金2億7,037万6,000円を追加しております。

20款諸収入4項雑入、賠償金につきましては、県港湾管理条例及び県漁港管理条例に規定する使用料の内、徴収誤りによって生じた平成24年3月分以前の航送船施設及び可動橋車両通過料の徴収不足分に関し、九州郵船との和解金102万2,000円を補正しております。

次に、過年度分補助金返還金として農地・水保全管理支払い交付金向上活動支援事業の精算返納金9万1,000円を追加しております。

次に、市有建物災害共済金86万2,000円の補正は小学校、幼稚園の設備等の落雷被害に対するものでございます。

21款市債につきましては、4ページから6ページの第2表地方債補正の変更で説明いたしましたとおりでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、人件費の補正については、人事異動及び会計間異動に伴う職員給与費等の増減によるものを、今回、補正をいたしております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費、地方公務員災害補償基金負担金の99万3,000円の増額が、東日本大震災関連に係る特別負担金でございます。

3目財政管理費25節積立金、減債基金積立金は、23年度決算剰余金4億7,037万6,000円の内、地方財政法第7条の規定による2分の1を下らない金額について、今回、2億5,849万7,000円を追加積み立てしております。

次に、地域振興基金積立金は、後年度の地域振興に資する事業の財源確保のため、3億円を追加しております。

次に、過疎地域自立促進特別事業基金積立金は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する後年度事業の財源確保を目的として、新たに基金を設置、過疎対策事業債ソフト分を充当して、2億4,860万円を追加積み立てしております。

6目企画費19節負担金補助及び交付金のしま共通地域通貨発行業務負担金は、しま共通地域通貨発行委員会が10月1日に設置され、しま共通地域通貨の平成25年4月発行に向けた準備経費として、必要経費総額1,753万7,000円に対し、関係6市町の負担割合を均等割3分の1、観光消費額割3分の2で算定した額について、今回、410万円を追加補正いたしております。

7目情報管理費4節共済費から14節使用料及び賃借料については、市内に約560キロメートルある光ケーブル網の暴風等による倒木被害が危惧されるため、今回、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、電柱ケーブルを現地調査し、データ化、図面化するため、156万

9,000円を追加いたしております。

次に、18、19ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助金及び交付金、通所サービス利用促進事業補助金の660万円の減額は、障害者自立支援法施行の激変緩和措置で、新法への移行措置が平成23年度で終了となったことによるものでございます。

20節扶助費は、障害福祉施設サービス受給者の増加による自立支援医療費で900万円、障害福祉サービス費で1億2,900万円の増額補正で、国2分の1、県4分の1の負担でございます。

次に、20、21ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費20節扶助費養護老人ホーム措置費の408万円の補正は、市外施設入所者が当初6名から8名に2名増となったことによるものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費で総額37万4,000円の増額と、3目母子福祉費で46万2,000円の減額補正をしておりますが、これは平成22年度に住民生活にひかりを注ぐ交付金を活用し、地域福祉基金に700万円を積み立て、23年度及び24年度の児童虐待防止事業及びDV対策事業に充当することとしておりましたが、今回、事業最終年度となり、実績見込みにより、事業間での予算の組み替えを行っております。

次に、22、23ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費7節賃金から18節備品購入費まで、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業の10分の10の補助金を活用し、乳幼児のむし歯の有病率の改善を図るため、今回、認可保育所及び幼稚園の4歳児、5歳児へのフッ素洗口の実施、また歯科医院での妊婦の口腔チェックを実施するため、総額161万9,000円の補正をしております。

次に、24、25ページをお開き願います。

28節簡易水道事業特別会計繰出金の1,940万円の減額は、簡易水道増補改良事業の補助裏に充当している過疎対策事業債において、宣告要望額が地方債計画額を上回ったため、長崎県内、2割の減額が行われ、今回減額された分について、簡易水道事業債に財源を振りかえることで対応することとし、繰出金を減額しております。

2目予防費13節委託料、予防接種、定期接種分につきましては本年11月、予防接種法の改正により、4種混合百日ぜき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ予防接種の開始により、医療機関での個別摂取委託料として、300名分、306万円を追加補正しております。

4目病院費28節病院事業会計繰出金145万1,000円の増額は、平成25年4月のかたばる病院を壱岐市民病院へ統合するために必要な財務会計システム等の改修に要する経費の繰り出しをしております。

2項清掃費3目し尿処理費11節消耗品費199万3,000円及び18節備品購入費、公用車購入費513万円の補正は、勝本町自給肥料供給センター生ゴミ前処理施設整備により、生ゴミ回収用バケツ及び収集用車両の購入費を補正いたしております。

次に、26、27ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、青年農業給付金については、当初予定の14名から給付対象者が8名に減となったため、6名分、900万円を減額いたしております。

5目農地費15節工事請負費は、市道八口線改良工事で事業最終年度となり、事業実績見込みにより、1,000万円を減額補正しております。

次に、19節県営自然災害防止事業負担金として、筒城海岸施設整備の180万円の事業に対し、25%の45万円と乗瀬地区ため池整備の1,500万円の事業に対し、25%、375万円を合わせまして、420万円を追加いたしております。

次に、中山間地域直接支払交付金は、当初141地区から149地区に取り組み組織の確定により、895万9,000円を増額しております。

次に、28、29ページをお開き願います。

2項林業費2目林業振興費13節委託料及び15節工事請負費の減額は、保全松林緊急保護事業、森林病虫害防止事業、自然災害防止事業等の実績見込みによる減額補正でございます。

3項水産業費3目漁港管理費22節賠償金は、県漁港管理条例に規定する使用料のうち、徴収誤りに生じた平成24年3月以前の芦辺漁港車両通過料の徴収不足額について、長崎県との和解により損害賠償金13万3,000円を追加しております。

4目漁港漁場整備費19節県営漁港事業負担金は、芦辺漁港浚渫工事費1,000万円の事業に対し、12.5%の125万円を追加しております。

22節補償費は、箱崎地区浮き棧橋設置工事において、給油タンカー船の接岸が直接できないため、作業補助施設として給油ホースの延長補償費63万円について、工事費より予算の組み替えを行っております。

次に、30、31ページをお開き願います。

6款商工費1項商工費2目商工振興費19節商工会運営費は、県商工会連合会補助金の確定によるもので、指導員の人事異動による人件費の増及び指導事業費の増によるもので、対象事業費の25%について75万3,000円を増額しております。

19節島外スポーツ団体誘致事業補助金は、近年、県外宿泊施設完備のスポーツ施設の整備により、利用団体が減少しており、本年度実績見込みにより170万円を減額しております。

7款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費15節工事請負費は、市道諸吉久保谷線ほか、

3 路線の補修工事費 1,000 万円を増額しております。

3 目道路橋梁新設改良費は、補助事業で市道住吉湯本線ほか、2 路線での事業間の組み替えを行っております。また、起債事業で市道白水線道路排水整備工事費 300 万円を増額しております。そのほか、9 路線の事業費調整により、予算の組み替えを行っております。

次に、32、33 ページをお開き願います。

1 9 節県営道路整備事業負担金は、県道勝本石田線整備事業負担金 974 万 7,000 円の事業費に対し、15%146 万 3,000 円を追加しております。

3 項河川費 2 目急傾斜地崩壊対策費 1 9 節県営急傾斜崩壊対策事業負担金は、築出迎地区の 4,000 万円の事業費に対し、10%400 万円を追加しております。

4 項港湾費 1 目港湾管理費 2 2 節賠償金は、漁港管理費と同様、県港湾管理条例に規定する使用料の徴収誤りによって生じた郷ノ浦港及び印通寺港の車両通過料との徴収不足額について、長崎県との和解により、損害賠償金 50 万 7,000 円を追加しております。

7 項住宅費 640 万円の補正は、大地団地ほか、2 公営住宅の給水設備の老朽化による、給水管工事費を補正しております。

次に、34、35 ページをお開き願います。

8 款消防費 1 項消防費 3 目消防施設費については、防火水槽新設工事で当初 5 機の要望に対し、2 機分の国庫補助決定となったことによる減額補正をしております。

9 款教育費 2 項小学校費及び 3 項中学校費は、小中学校屋内運動場耐震改修工事設計業務に係る合併特例事業債の財源調整を行っております。

次に、36、37 ページをお開き願います。

5 項社会教育費 5 目図書館費 1 1 節修繕料は、郷ノ浦図書館空調機の修繕料 220 万 5,000 円を増額しております。

6 目文化財保護費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して、文化財保護発掘作業員人材育成事業費として総額 793 万 2,000 円の追加をしております。

次に、38、39 ページをお開き願います。

1 1 款公債費 1 項公債費 1 目元金、地方債繰上償還金は、後年度財政健全化のため、簡保資金等の義務教育施設整備事業債で旧那賀中学校、旧箱崎中学校整備や旧石田町給食センター建設事業ほか、10 事業について 1 億 4,814 万 7,000 円を増額補正しております。

2 目利子 2 2 節補償費は、当初予算で予定をいたしておりました地方債繰上償還金の臨時財政対策債分について、国の財政融資資金であるため、通常償還で払うべき利息分について保証金を支払う必要があり、今回、1,600 万 7,000 円を追加しております。

次に、給与費明細書については 40 ページから 42 ページに記載のとおりでございます。

次の43ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。地方債の平成24年度末現在高見込額が296億160万7,000円となります。

なお、資料2の平成24年度12月補正予算案概要で詳細な概要並びに基金の状況見込額について記載をいたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成24年度一般会計補正予算(第7号)について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長(斉藤 和秀君) 登壇〕

保健環境部長(斉藤 和秀君) 議案第93号平成24年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

平成24年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,102万2,000円とする。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、介護サービス勘定の算出としまして、人事異動に伴う嘱託職員報酬を78万円増加補正をいたしております。歳入につきましては一般会計からの繰入金を充当いたしております。

12ページをお開きください。

給与費明細書については記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをします。

〔保健環境部長(斉藤 和秀君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 原田建設部長。

〔建設部長(原田憲一郎君) 登壇〕

建設部長(原田憲一郎君) 議案第94号について御説明をいたします。平成24年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

平成24年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,356万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,573万8,000円とします。2項及び第2条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2 から 3 ページには歳入歳出予算補正を、4 ページには地方債補正を記載いたしております。  
5 から 7 ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8 から 9 ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、3 款国庫補助金で 6 8 0 万円の減額と 4 款一般会計繰入金で 1, 9 4 0 万円の減額及び 6 款諸収入で工事補償金を 8 6 万 4, 0 0 0 円減額補正いたしております。

また、5 款繰越金で前年度繰越金 9 0 万 4, 0 0 0 円と 7 款市債で簡易水道事業債を 1, 2 6 0 万円を増額補正して、歳入総額 1, 3 5 6 万円の減額といたしております。

次に、1 0 から 1 1 ページをお開き願います。

3、歳出でございます。1 款の総務費の 1 目一般管理費で需用費と公課費で 9 0 万 4, 0 0 0 円の増額と 2 目の施設管理費の水道管布設がえ補償工事で 8 6 万円減額補正しております。2 款の 1 目簡易水道施設整備事業で 1, 3 6 0 万円の減額とし、歳出総額で 1, 3 5 6 万円の減額としております。

主な補正の内容としましては、市道改良工事に伴う水道管布設がえ工事費の減額や湯本地区簡易水道施設整備事業の内示額の減額による事業費の減額調整でございます。また、補助裏に充当しております起債を、当初は、簡易水道事業債と過疎対策事業債にそれぞれ 5 0 % 充当しておりましたが、過疎対策事業債ハード分の全国要望額が地方債計画額よりも上回った関係で、長崎県内では一律 2 割カットになりました。この関係で簡易水道事業債への振りかえを行い、財源調整をしております。

以上で、議案 9 4 号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 9 5 号について御説明いたします。

平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

平成 2 4 年度吉崎市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 7 1 万円 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8, 7 9 0 万 5, 0 0 0 円とします。2 項及び第 2 条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2 から 3 ページには歳入歳出予算補正を、4 ページには地方債補正を記載しております。5 から 7 ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8 から 9 ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、4 款県支出金の漁業集落排水整備事業費補助金で 1, 0 8 0 万円の減額。5 款繰入金で 1, 0 6 3 万 6, 0 0 0 円の減額。7 款諸収入で 2 6 5 万 1, 0 0 0 円の増額。8 款市債で 4 0 0 万円の増額としまして、歳入総額 1, 4 7 1 万 1, 0 0 0 円の減額補正としてお

ります。

次に、10から11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。1款1項の管理費で268万8,000円の増額と2款2項の漁業集落排水整備事業費で1,788万6,000円の減額といたしまして、歳出総額1,471万1,000円の減額補正となっております。主な内容につきましては、公共下水道施設の落雷による修繕料の増額と芦辺漁港集落環境整備事業の区域の見直しに伴います測量設計委託料の減によります事業費の減額補正としております。

以上で、議案95号についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第96号平成24年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,969万3,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。2ページから3ページは歳入歳出予算補正でございます。

次に5ページをお開きください。5ページから7ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次に、8ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。1款介護サービス収入1項介護給付費収入1目介護サービス費1節施設介護費の2,600万円の減額ですが、今年度は介護報酬の減額に加えまして、入所者の入院及び死亡による退所者も多く、稼働率が低下したため、介護サービス費などの収入が減額となる見込みでございます。

2節の短期入所者生活介護費の1,309万6,000円の増額は、今年度、ショートステイ利用の需要が多く、入所者を受け入れたために短期介護サービス費などが増額する見込みでございます。

次に、2目利用者負担金収入1節施設介護利用者負担金の280万円の減額及び2節の短期入所者負担金の200万円の増額につきましても、1目の介護サービス費と同じ理由により利用者

負担金をそれぞれ増額及び減額補正をいたしております。

次に、10ページをお開きください。

歳出について御説明をいたします。歳出全般の人件費の補正につきましては、人事異動に伴う職員給与費等の減額補正をいたしております。

1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費2目介護費の11節需用費120万円の増額は施設の老朽化により空調設備及び玄関自動ドア漏電等の修繕料を補正いたしております。

18節の備品購入費は138万円の増額は、既存業務用大型洗濯機の年数経過によりまして腐食等が著しく修理不能なために、今回、新規購入の補正をいたしております。

12ページから14ページは給与費明細書でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第97号平成24年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,491万4,000円とする。2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては歳入歳出予算補正でございます。5ページから7ページにつきましては事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明申し上げます。歳入財源といたしまして、一般会計繰入金を131万7,000円補正計上いたしております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、10月1日付新規船員の採用と異動に伴う分として、船員手当及び共済費等の人件費を131万7,000円を補正計上いたしたわけでございます。

給与費明細書につきましては12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第97号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕



議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第98号平成24年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成24年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,898万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入の分でございます。5款諸収入3項受託事業収入1目の受託事業収入でございますが、今回、106万円の減額をいたしております。内訳といたしましては、水産課関係の漂着物の処理の関係で63万円を増額でございます。一方、社会教育課の大谷公園の現在、改修が行われていますがために、管理の関係が169万円の減額でございます。これを差し引きいたしまして、106万円の今回、減額をさせていただいております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出の部分でございます。これが今回、公課費といたしまして118万1,000円の増額でございます。先ほどの財源の関係から、この分が不足いたしますがために、賃金から224万1,000円を減額をいたす予定でいたしております。

以上、議案第98号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） 議案第99号平成24年度吉崎市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成24年度吉崎市病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成24年度吉崎市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次の通りに補正する。今回の補正は当初において、常勤医師11名で予定患者数を見込んでおりましたが、2名の退職後の医師の確保ができなかったことに伴いまして、業務予定量を入院患者で9,125名の減、2万9,200人、外来患者数を9,800人減の7万9,625人へ変更いたしております。1日平均入院患者数については80名に、外来患者を325名といたしております。これは、

9月までの患者実績により変更いたしております。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入で事業収益を3億6,854万9,000円を減額いたします。支出で医業費用を1億236万2,000円の減額をいたしております。

次のページをお開きください。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を7,795万4,000円を減額いたしております。本日の提出でございます。

4ページをお開きください。

平成24年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画書でございます。収益的収入の医業収益で、内科医師の退職に伴いまして、入院収益、外来収益をそれぞれ減額いたしております。医療外収益といたしまして、かたばる病院との統合に伴い、システムの環境整備と財務会計処理の支援業務について一般会計付帯金として145万1,000円を増額計上いたしております。支出でございますが、医業療費用の内、給与費につきましては、医師の退職分と臨床工学士の不補充による分を減額いたしております。非常勤医師の報酬を追加いたしております。材料費につきましては、入院患者、外来患者の減に伴う薬品費、給食材料費の減でございます。経費でございますが、かたばる病院との統合に伴い、システムの環境整備、財務会計支援業務として委託料を追加いたしております。

5ページは資金計画書でございます。6ページ、7ページにつきましては給与費明細書でございます。8ページ、9ページにつきましては予定貸借対照表でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔病院部長(左野 健治君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 原田建設部長。

〔建設部長(原田憲一郎君) 登壇〕

建設部長(原田憲一郎君) 議案第100号について御説明いたします。平成24年度吉岐市水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

第1条、平成24年度吉岐市水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによります。

第2条、平成24年度吉岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正します。収益的収入第1款第2項営業外収益を8万8,000円増額とし、水道事業収益計費を1億6,099万6,000円。収益的支出第1款第1項営業費用を16万5,000円増額とし、水道事業費用計費を1億5,062万8,000円。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次の通りに改めます。科目1職員給与費を16万5,000円増額とし、計1,876万8,000円とします。本日の提出でございます。

4ページには水道事業会計予算実施計画（補正第1号）を、5ページには予算資金計画（補正第1号）を掲載しております。6から7ページには給与明細書を、8から9ページには水道事業予定貸借対照表を記載しております。

10から11ページをお開き願います。収益的収入及び支出でございます。収入の1款2項2目の他会計補助金を8万8,000円増額し、水道事業収益の合計を1億6,099万6,000円とします。支出の1款1項3目の総経費を16万5,000円増額し、水道事業費用の合計を1億5,062万8,000円とします。主な補正の内容は職員手当の異動に伴うものでございます。

以上で、議案第100号について御説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで市長提出議案に対する説明が終わりました。

#### 日程第22・陳情第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第22陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました陳情第4号については、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は12月11日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午前11時52分散会



平成24年 壱岐市議会定例会 12月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成24年12月11日 午前10時00分開議

日程第1	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について	質疑、報告済み
日程第2	報告第16号	平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第3	議案第86号	和解及び損害賠償の額の決定について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第4	議案第87号	和解について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第5	議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第6	議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第10	議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第11	議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第96号	成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第98号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第99号	平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第100号	平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第18	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件  
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見義輝君
7番	町田正一君	8番	今西菊乃君
9番	市山和幸君	10番	田原輝男君
11番	豊坂敏文君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬和博君	14番	榊原伸君
15番	久間進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	牧永護君
19番	中田恭一君	20番	市山繁君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎文雄君	事務局次長	米村和久君
事務局係長	吉井弘二君	事務局書記	村部茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川博一君	副市長	中原康壽君
副市長	山下三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋陽晃君	企画振興部長	堀江敬治君
市民部長	川原裕喜君	保健環境部長	斉藤和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤満雄君
教育次長	堤賢治君	消防本部消防長	小川聖治君
病院部長	左野健治君	総務課長	久間博喜君
財政課長	西原辰也君	会計管理者	土谷勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、御報告いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

日程第1．報告第15号～日程第2．報告第16号

議長（市山 繁君） 日程第1、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について及び日程第2、報告第16号平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。2番、呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 皆さんおはようございます。通告をいたしておりました件につきまして答弁をお願いしたいと思っています。

まず、県下の前回の衆議院選挙の開票時間あるいは従事者の勤務等につきましての答弁をお願いしたいと思っておりますが、これは、2010年の参議院選挙のランキングが私の手元にありますが、これに対する御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

議長（市山 繁君） 総務課長。

総務課長（久間 博喜君） おはようございます。それでは、壱岐市選挙管理委員会書記長を兼務しておりますので、私のほうから2番、呼子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の今回の12月16日執行の衆議院議員総選挙における開票時間につきましては、前回平成21年8月執行の衆議院議員選挙投開票結果をもとに、開票開始時間を午後8時とし、小選挙区開票終了を午後9時30分、所要時間を1時間30分を目標としております。これは、前回の本市の開票時間が1時間35分で、県内の市の中でトップでございましたが、今回はさらに目標を高く掲げているところでございます。

また、開票事務従事者につきましても、前は84名で従事をいたしましたが、今回は80名に減らしつつ、関係者皆様の御協力をいただきながら、目標達成に向けて選挙事務を進めてまいります。

期日前投票につきましては、12月5日から既に始まっておりますが、期日前投票所は各支所の4カ所に設置をしております。各支所の期日前投票所には、投票管理者1名、投票立会人2名、事務従事者を3名から6名、4カ所合わせて17名を配置し、厳正、公正な事務が執行できる体

制をとっております。

県内の類似市との比較でございますが、まず開票開始時間でございますが、平戸市、松浦市は本市と同じ午後8時から、対馬市は午後8時30分からとなっております。小選挙区開票終了時刻を午後10時半から午前0時の間に各市それぞれ予定をされております。いずれも投票日当日の投票終了時刻を午後6時までの繰り上げ投票としておりますので、午後8時からの開票となっております。

期日前投票箇所につきましては、島原市が2カ所、平戸市が8カ所、松浦市が3カ所、対馬市が6カ所、五島市が8カ所となっております。その事務従事者は1カ所当たり平均で2人から14人、それぞれ各市の投票区の選挙人登録者数に応じて異なっております。期日前立会人は、各市1カ所当たり2名となっております、本市と同じでございます。

開票に係る所要時間は、冒頭申し上げましたとおり、前回衆議院選挙において小選挙区の開票所要時間で、本市が1時間35分でトップ、島原市が2時間15分、平戸市が2時間45分、対馬市が2時間15分、五島市が2時間55分でありました。開票に係る事務従事者数は、前回、本市が84人、島原市が58人、平戸市が95人、対馬市が93人、五島市が66人でありました。

以上が、衆議院議員総選挙における本市の体制と県内の類似市との比較でございます。以上です。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。できれば今の数字を資料として出してもらえれば助かりますが。一番県内で早く発表ができるとということには大変感謝をしておるわけですが、要は費用対効果、人員がかなり多くて速い、あるいは人員が少なくて遅いという、そういう費用対効果もあるわけでございますので、検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それと今回のこの報告の中での開票立会人の報酬が出ておりますが、これは類似団体と同じという状況でございますが、これは金額等については一律だろうというふうに思っておりますので、もし違えば答弁をお願いしたいと思います。

それともう一つは、最高裁の裁判官の審査がありますが、これについては期日前投票と少し日にちが少ないという状況でございますので、できれば、これは壱岐市だけでは無理と思いますが、同じ14日なら14日間でやるというふうにしたほうが、また再度裁判官の審査に行くよりもというふうな私自身思っておるわけでございますので、これも上部団体のほうに進言してもらえばというふうに思っております。

以上でございます。



議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） 呼子議員の御質問にお答えをいたします。

選挙の開票事務の効率化とスピードアップについては多くの自治体に取り組んでおりまして、本市においても、開票台、候補者ごとの分別容器、職員配置等に工夫をしながら鋭意努力をしております。

先ほど言われました、早稲田大学のマニフェスト研究所が調査した2010年の参議院の開票効率ランキングというのが、新聞で報道されております。県内各市のデータ比較がされておりましたが、所要時間全国ランクでは、壱岐市が県内トップでありました、参議院選のときは。

しかしながら、効率性のランクは全国ランクの中で県内では佐世保市、諫早市、南島原市、大村市、島原市、西海市、平戸市が壱岐市より上位でございます。その状況の分析をいたしましたところ、いずれの自治体も開票の際に自動読取機を導入しておりまして、機械化による効率化を図っているところございました。現在、13市中7市が自動読取機を持っております。これは参考までということで、とりあえず購入額が1台400万円ということをお聞きをしております。一応効率化については、こういう機械化も図って、各市に取り組んでいるという状況の御報告をさせていただきます。

それと、投票立会人の報酬につきましてでございますけれども、これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に係る法律の単価によって算定をしておりますし、本市の壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中で規定をしております。ですから、ここの部分については、投票所の開所時間に合わせて、国の基準を時間単価で案分をしております。各種取り扱いについては、多少異なっておりますけれども、基本は国の示す単価による算定ということでございます。

次に、最高裁判所の裁判官の期日前審査の分の期日前期間が、衆議院の投票と異なっているということでございます。今回も衆議院議員の期日前投票は、12月の5日から開始をしております。最高裁のほうは12月9日からということで、この間投票に来られた方が最高裁の分を後回し、2回投票所に足を運ぶというようなことにもなります。この点につきましては、議員さん言われるとおり、県内の局長会議等もございますので、その折に国等に対して要望活動をしていくように話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第15号に対する質疑を終わります。

次に報告第16号平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第16号に対する質疑を終わります。  
以上で、2件の報告を終わります。

日程第3．議案第86号～日程第4．議案第87号

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び日程第4、議案第87号和解についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号和解について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第87号和解については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第87号和解については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号和解について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 87 号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 87 号和解については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 88 号 ~ 日程第 8 . 議案第 91 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、日程第 8、議案第 91 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで 4 件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 88 号の質疑を終わります。

次に、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

町田正一議員。

議員（7 番 町田 正一君） 今度は、過疎地域自立促進特別事業基金はソフト事業にも運用できるということで新たに創立したわけですが、第 5 条にいう、市長は財政上必要があると認めるときは確実な払い戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるというふうになっていますが、この歳計現金とは何かよくわからないので、これの御説明をお願いします。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） 歳計現金の考え方ですが、歳計内資金と歳計外資金という言葉がございます。歳計現金につきましては、例えば使用料とか、負担金とか、いわゆる市で管理する金のことを歳計現金ということで通常使います。歳計外現金につきましては、例えば何とか協議会という形で、実際、市の管理ではなくて違った形で、いわゆる市の予算として取らない金を歳計外現金ということで通常整理しますので、ここでいう歳計外現金というのは、いわゆる市の予算に通じた形で、公の収入として入る現金ということで考えればいいと思います。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 申しわけない、さっぱりわからないんですが。

第3条に、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。というふうになってるんですが、これと歳計現金とどう違うんですか。要するに、市の扱う現金は全部歳計現金だということになったら、別にこんなこと書かんでも、第3条で当分安全性というのは当然担保されとるわけですから、第5条の意味がよくわからないんですよ、わざわざ載しとる意味が。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 町田議員の御質問でございますけれども、第3条の管理でございますけれども、現在、壱岐市では、会計管理者と市長が決済によりまして基金の運用を行っております。

有利な方法でということで、今、管理を行っているわけでございますけれども、管理運用方法については、現在23年度で地域福祉基金、これが4億7,292万4,000円あるわけでございますけれども、これにつきましては、市場公募債、長崎県市場公募債の購入をいたしまして運用をいたしておるわけでございますが、これは通常の金融機関の年利率で申しますと、大体0.04%から0.12%あるわけでございますけれども、市場公募債の場合には、これは10年債でございますけれども、年利率の1.02という利率でございます、これにかえることによりまして、利息が大体通常この市場の場合と比較しますと、74万7,216円ほど増額になりまして、通常の市場の指定金融機関から借りる場合には27万5,476円でございますけれども、（「運用基金の歳計現金のこと」と呼ぶ者あり）一応管理については、そういう形で借りかえをしてやってるわけでございますけれども。あと、繰りかえの運用についてもやってるわけでございます。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） まず、この3条の管理につきましては、要は基金として現金を管理する場合の管理の有価証券として管理する。あくまでも管理上の財産であってこれを使用する場合は市の財布に振りかえて、その財布の中から支出しなければいけないということで、第5条で管理については有価証券、その他の部分で管理すると、ただ、それを使うときはあくまでも一旦歳計現金に戻して、それから支出するということでの取り扱いになるうかと。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 副市長、そしたら要するに基金を一般会計の形に繰り入れて、市が使うわけですね、ソフト事業に。そしたら、確実な繰り戻しの方法とか期間及び利率を定めてとかいうことが現実にできるんですか、会計上。

一般会計に繰り入れとるやつは、期間及び利率を定めて現金を使うなんかいうことは、基本的にはあり得ないことですね、予算措置として。

議長、統一見解について時間がかかるようであれば、後ほどでも構いませんから、会計上のことなんで。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） 今の実務的なことにつきましては、ここにはっきりとした資料ございませんので、別途資料の報告ということで回答させていただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 町田議員、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃ後からよろしゅうお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 14番、榊原ですが、今回説明資料によりますと、副団長が本部副団長と副団長に分けられています、この制度はいつからこのようになったのか、その経緯と、それと本部副団長と副団長の職務の内容について説明していただければと思います。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 榊原議員にお答えいたします。

平成23年5月の第3期の編成がえから、本部副団長2名、各地区副団長3名ずつに分かれております。団長を実質的に補佐する必要があることから、本部に副団長2名を配置しています。団長に準ずる活動が多く、災害現場等においても地区の副団長を指揮し、団組織の統制を行っていただいております。

また、この本部副団長2名の方は、長崎県消防協会の評議員に選出されており、県協会役員会、さらには長崎県都市正副団長会議等にも出席していただいております。各地区副団長には、従前の各町の責任というんですか、従前の町の責任として3名ほど配置させていただいて、その地区の責任をとっていただくということで運営をいたしております。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） わかりましたけども、旧は4町ありますよね、旧4町あって副団長が3名ということは、どのような指導の仕方をされているのかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 済みません、ちょっと説明が不足のようでしたけど、旧4町各地区に3名ずつということで、12名の副団長がいらっしゃいます。それと本部副団長が2名でございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 済みません。今の本部副団長、県の評議員もされているということでした。ただ、実際の消防団の活動の場合、地区単位での活動というのが、実際出勤する場合は基本になると思っております。そういったことも考えますと、本部の副団長さんが大変なものわかります。ただ、地区の副団長さんも総じて変わらぬほど大変ではないのかなと、個人的には感じております。

報酬上げられるのは非常によいと、個人的には私思ってるんですけども、年額でこれだけですから。ただ、そこで本部副団長と地区の副団長さんとの差をあえて設けたというのが、いま一つ私には理解できないところがございますので、その辺の経緯等、もう少し詳しくお話される部分があるのであったらお聞きしたいと思うんですが。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 町田議員の質疑にお答えいたします。

今度の第3期の編成がえにおきまして、今まで筆頭副団長等いらっしゃったわけでございますけども、団長さんが全体の指揮をもちろんとられるわけでございますけども、その中で地区地区にある単位を1名の方が郷ノ浦、石田を、火災現場等も含みまして災害現場等も一緒に出勤していただいて、その地区を管理していただく。もう1名の方を勝本石田地区というようなことで振り分けてその責務を割り振られております。その関係で、地区の副団長さんよりもちょっと仕事的には多くなっておりますので、今回改正できましたらと思っ提案させていただいておるところでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 最近火災も昔と比べると随分減りましたので、現場での活動というのも、私も消防団に所属しておりますけれども、入団当初から比べると随分減ったかなと思っております。ただ、今の体制になって現場に行くと、結果的に現場指揮をとられてるのは地区

の副団長さん。しかも3名いらっしゃいますが、実質その筆頭、肩書はございませんけれども、実質筆頭というような方がいらっしゃいます。その方を中心に、現場の陣頭指揮をとられている。申しわけございませんが、本部の副団長さんお見えになったり、なられなかったりというのもあると思いますけれども、なられたとしても、実質は地区の副団長さんのほうが現場指揮をとられております。

やはり先ほど消防長も答弁の中で申されましたけれども、地区の責任を持っていただくための副団長であるというふうに言われました。そういった意味では非常に責任が重い立場にいらっしゃると思います。本部の副団長さんも確かに大変だと思いますが、実際いろんな会議や催し等出席されるのは、そこまで変わらないんじゃないかと思います。そういった意味では、ここで私、報酬を一律副団長さん上げるというのであれば、非常に理解できるんですが、これ差をつけてあえてというのがちょっと理解できなかったもので、そういったところをお聞きしたわけでありませぬ。

もし、何か答弁がありましたらお願いします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 御指摘を十分踏まえまして、第4期の結団式もありますので、そのときまた議員さんの意見を聞きまして、また団の幹部会等にも私も諮って、消防団合併後もう既に8年もたつわけでございますけれども、何とか一本化に向けて組織をあげてやっておりますので、今後の会議に委ねていただければと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 榊原ですが、提案理由の中に、本体据えつけを追加するとありますが、今までの工事ではこの本体工事はなかったのか、それと防波効果の早期発現という意味がちょっと理解できないんですが、その説明をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 榊原議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、これまで平成17年から防波堤を300メートルの計画で整備を進めてきたところがございます。ナンバーのゼロから200メートルまでは崩壊タイプ、要するにコンクリートの固まりで防波堤をつくってきたわけがございます。ナンバーの200から300までの100メートル

ル間につきましては、水深が深いために、これを経費比較をいたしまして、ケーソンタイプが安いというふうになっておりますので、ケーソンで整備を進めてきておるところでございます。そのケーソンが今年度は全体で3億円の予算でありました。これでケーソン製作を2函として、それから据えつけをいたしますと、少し3億円の予算では不足いたします。

したがいまして、説明を申し上げましたとおり、とりあえず当初は製作のみということで、そして入札差金が生じますならば、その金をもって現地にケーソンを2函分を据えつけまして、そしてその防波効果の早期発現とは、据えつけをすれば、その分、1函が20メートルでありますので、40メートル延長が長くなり、そのために波を受けて港内の静穏度が保たれるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 早期発現の意味、ようございますか。榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今のは入札したときに差額が生じたという意味ですか。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 入札差金とは、入札を一度実施を行います。そして、その入札によりまして生じたその差金をもって据えつけに回し、据えつけをすることがここで早期発現と、要するに効果があらわれます。そのまま製作仮置きをしておりますと、現地に据えつけずに、それが安全に次の予算が確保できるまで、どっかに置かしておくような、そういう事態をとる場合もあるわけでございますが、その入札差金をもって、現地に正規のところに据えつけたということでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） わからないんですけども、入札したときの差額があって、それを利用するちゅう意味で今お話されたんですかね。ということは、入札のときに差額がなかったらどうなるんですか。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 入札をした結果、差金が生じなければ、先ほど申し上げましたように当初の計画どおり、次のといたしますのは、平成25年なりの予算でもってそれを現地に据えつける、そういうことになろうかと思っておりますが。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第91号の質疑を終わります。



日程第 9 . 議案第 9 2 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 9、議案第 9 2 号平成 2 4 年度吉崎市一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第 1 0 . 議案第 9 3 号～日程第 1 7 . 議案第 1 0 0 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 1 0、議案第 9 3 号平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 1 7、議案第 1 0 0 号平成 2 4 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第 9 3 号平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで議案第 9 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 4 号平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。1 4 番、榊原伸議員。

議員（1 4 番 榊原 伸君） 漏水の対策についてちょっとお尋ねいたしますが、各 3 町の漏水はどのくらい、漏水率と言っていいのか利用率と言っていいのかわかりませんが、どのくらいなのか、それから現在利用されておりますが、水道管で一番古いのはどこであるのか、それから水道管耐用年数、年度ごとに違うかもわかりませんが、何年くらいなのかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 1 4 番、榊原議員の御質問にお答えいたします。

平成 2 3 年度の年間実績給水量から算定しますと、郷ノ浦町が 2 地区の簡易水道で 4 8 %、勝本町が 2 地区の簡易水道で 4 5 %、芦辺町が 4 地区の簡易水道で 4 3 %、石田町が 1 地区の簡易水道で 3 2 %、吉崎市全体 9 地区の簡易水道で 4 2 %となっております。

対策としましては、日常の監視を強化していくことはもちろんのことですが、専門的な漏水調査を今年度から行っております。高い精度で漏水箇所が特定されておりますので、次年度以降も継続して取り組みたいと考えております。

現在でも 1 0 数年前に布設された給水管で、布設箇所が不明なものが存在しております。こういったところからの漏水が懸念されております。これらについても、可能な限り改修に努め、漏

水量の低減を図っていきたいと考えております。また、老朽化した管路等の施設の大規模な更新については、基幹改良などの国庫補助事業を活用し、計画的に改修工事を行っておりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、埋設している水道管で一番古いのはどこか、何年かということでございますけども、簡易水道事業の創設事業認可書及び現在の管路台帳によりますと、郷ノ浦町では、志原・初山地区簡易水道の初山東触、県道渡良浦初瀬線の一部で37年前の昭和50年布設、勝本町では、湯本地区簡易水道の本宮仲触、市道銀台線の一部で42年前の昭和45年布設、芦辺町では、芦辺地区簡易水道の芦辺浦、芦辺庁舎付近の一部で34年前の昭和53年布設、石田町では、石田地区簡易水道の石田西触、万葉公園付近の一部で40年前の昭和47年布設となっております。

続きまして、水道管の耐用年数ということでございますけども、設計基準強度としての耐用年数は、一般的に40年から50年とされております。また、地方公営企業法施行規則によりますと、資産としての耐用年数は、水道用配水管は40年と規定されております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 数字を聞いてびっくりしておりますけども、多額の予算を必要としますので、今後は年次的に計画をされて進めていただきたいと思います。

終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 済みません、今のと関連ですけども、今部長言われました48%、45%、これは漏水率ですか、それとも有収率ですか、どっちのほうになるとかな、有収率ち言いますよね、出たところから家庭に行ったところの差額がどっちがどっちですか、これよくわかりませんが。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 漏水ということでございますので、漏水した状況でございます。

（「漏水の」と呼ぶ声あり）この中には、各家庭の末端給水管、そこから漏れたものも含まれております。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 合併してすぐぐらいいったんですか、私も一度聞いたことがあるんですけど、有収率を。そのときは芦辺とか非常に高かったんですよね、有収率75%とか80何%やったんですね。この数字の出し方、多分正確には出せんと思います、多分大まかの計算しかしてないと思うんですよ。

当初、あそこの採石場のため池を購入するとかしないとかのときに私聞いたつもりなんですけども、有収率その当時はまだ60%とか70%の何%の有収率ですか、給水率ちゅうとかと言っておられたんですけども、今日聞いたら、これが漏水率ちゅうことは、逆算すれば52%の有収率ですよね、そうころころ変わるんですか、有収率とは。非常に差が大きいとですね。

計算の方法は、多分タンクからタンクちゅうのはおかしいですね、もとのタンクから出した分から家庭の皆さんが使った分を引いた分が、有収率になると思うんですけども、本当に、ころころ変わるんですね、有収率、給水率が。おかしいと思いますし。

それともう1点、古い今の水道の耐用年数40年と言われましたが、それは多分今の新しい技術のVPを使ったときの40年でしょうから、多分まだ昔の石綿管ちゅうんですか、ああいうのが入ったところがまだあると思うんですよ。それは40年もないはずなんです、多分。その辺も把握してあるのかどうか。

非常に、これ聞くと、半分は垂れ流しですもんね、簡易水道のとき、せっかく補助メニューもありますので、今のうちにどんどんやっとかんと。だから、あれですよ、向こうの人が来て壱岐はこんなに平地なのにたくさん湧き水がありますねちゅうのは、多分、半分は水道が流れよるけんじゃないやろうかと僕も心配をしておりますので、半分も捨てよるちゅうのは非常におかしいと思うんです。その辺、今後の対策なんかお聞きをしたいと。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 中田議員の御質問ですけれども、「有収率」とは、有収水量を給水量で除したものを有収率というわけでございます。先ほど、国分の採石場跡地の購入の際の60%という有収率でございますけれども、有収率では、23年度の方でございますけれども、簡易水道で言いますと、57%でございます。

それから、石綿管の件ですけれども、石綿管はもう全部回収して塩ビ管にかわっておると聞いております。それで今後、その漏水の対策についてですけれども、末端の管路、例えば墓地とか日ごろ行かれないところ、そういうところも給水管がございませぬ。こういったところについても、市民の皆様方に御協力を得ながら、パトロールといいますか、そういう巡視もお願いしたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたけれども、専門業者を今年度から入れてやっておりますけれども、高い精度で漏水箇所が限定されています。そういったところの専門業者を活用しながら、そしてまた、監視番もございませぬので、そういった監視も強化しながら今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。ほかにございませぬか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 今、建設部長の答弁の中に、家庭内のメーター器から家庭内、

料金に充てる分の漏水も入っているという回答がありましたが、メーター器から家庭内は全部漏水しても、これは有収に入っている、料金になっているわけですから、これを漏水に入れるというのは、答弁がおかしいと思います。

確認をしておきます。そういう漏水の水は料金になっているわけですから、家庭内の分についてはメーター器で料金になっているはずですが、そういう場合の漏水は引いているわけですか、料金から。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 今の御質問ですけれども、漏水減額という形でメーター器から入ったところ、それについては、2分の1については原因者負担、2分の1については市の負担ということで、一応有効の数値としておるわけでございます。それで、先ほど榊原議員さんの御質問の中で、漏水率という話の中では、宅内漏水についても含ませていただいております。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） それじゃあ、平成23年度の実績を、ちょっと。何軒か軒数と両方。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 金額の実績についてですか。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 軒数と、漏水を割り引きした軒数と量ぐらいでいいですよ。どれぐらいあるかです。例えば料金を2分の1にしたとか、個人の責任とか、いろいろ言ってますが、全体的に23年度で。これは今の軒数がわからなければ24年度でもいいわけで、現行で大体どれぐらいの軒数が出ているか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 軒数は現在の資料を持っておりませんが、漏水量が大体7,000立米ぐらいと聞いております。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい、あとは軒数を後で」と呼ぶ者あり）はい、軒数は後で、それじゃあ。

ほかにございませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 1点だけ、今の件に関してお尋ねをいたします。要するに、中原建設部長が在籍してある折に、平成26年度をもって、簡水と上水道を統合するような計画を、予定を見解を示されたと思うわけです。

ですから、今、漏水がそれだけ多いということは、一人一人のいわゆる利用者に対してコストアップにつながっておるということになるわけでしょ。平等にすれば、それだけ漏水しているわ

けですから、経費がかかるわけですから。あげるためにポンプの経費とかかかるわけです。

それで、早急に、こういうことは優先される政策課題であると考えますので、政策評価のほうを高めていただいて、よろしく整備を早目にするようお願いをいたしておきます。気持ちがあれば答弁ください。やる気があれば答弁ください。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 音嶋議員のおっしゃっているように、今後漏水対策に政策評価をあげて取り組んでまいります。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 5 号平成 2 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 6 号平成 2 4 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 7 号平成 2 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 8 号平成 2 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 9 号平成 2 4 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 0 0 号平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。1 4 番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 先ほどの94号と同じですが、漏水の割合とその対策、それから、埋設している水道管で一番古いのはどこか、何年前か。水道管の耐用年数は、ようございませぬ。2点お願いします。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 14番、榊原議員の御質問にお答えします。

平成23年度の実績年間給水量から算定しますと、上水道は34%となっております。対策としましては、先ほど簡易水道の部門で申し上げましたとおりでございます。

続きまして、埋設している水道管で一番古いのは何年前でどこか、ということでございます。水道事業の創設事業認可書及び現在の管理台帳によりますと、郷ノ浦町片原のかたばる病院から坪触赤道バス停付近、県道渡良浦初瀬線の一部で43年前の昭和44年の布設となっております。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第100号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの12件を手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く19名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、そのまましばらく休憩をお願いします。

午前10時56分休憩

.....  
午前10時57分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

予算特別委員会委員長に6番、深見義輝議員、副委員長に18番、牧永護議員に決定しましたので御報告をいたします。

・ ・

日程第18・陳情第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第18、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の賢持に関する陳情についてを議題とします。

ただいま、上程いたしました陳情第4号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託します。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12月12日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。皆さん、お疲れさんでした。

午前10時58分散会





平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成24年12月12日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 17番 瀬戸口和幸 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 9番 市山 和幸 議員
- 5番 小金丸益明 議員

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (20名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君  | 2番 呼子 好君   |
| 3番 音嶋 正吾君  | 4番 町田 光浩君  |
| 5番 小金丸益明君  | 6番 深見 義輝君  |
| 7番 町田 正一君  | 8番 今西 菊乃君  |
| 9番 市山 和幸君  | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君  |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君  |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君

事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。壱岐日々新聞社外2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承を願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

まず、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について、呼子議員の質疑に対する資料については、お手元に配付をいたしております。

次に、眞鍋総務部長より、議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、町田正一議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 皆さん、おはようございます。それでは、昨日の議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についての質疑の際、7番、町田議員から御質問のありました歳計現金とは、昨日山下副市長が申しましたとおり、市の一般会計、特別会計などの歳入歳出予算に属する現金のことです。歳入歳出予算となるかならないかによって決められるため、一時借入金のような現金であっても、歳入歳出予算に属さないものは歳計現金とはなりません。歳計現金に属さない現金とは、職員の給与に係る所得税、入札保証金、契約保証金、住宅敷金等の市の所有には属さない、すなわち一時的には属するが、最終的に市の所有には属さず、支払資金に充てることのできない現金のことです。

次に、条例第5条の繰替運用は、年度末などの支払いの多い時期に資金不足が生じる際、一時

的な借り入れについて繰替運用ができるようにしているものであります。基金の繰替運用については、法令上の定めがないため、財政対策上必要があると認められる場合において、市長の判断により基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件のもとに歳計現金へ繰替運用が認められることとなります。繰替運用を行う場合には、本来の基金の運用に支障を来さないよう、本条例第5条のように、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定める必要がある旨の規定を設けることとし、一定期間到来後に歳計現金から約定の利息を付して当該基金に返還しなければなりません。

なお、繰替運用は、あくまで一時的な資金繰りの手段として用いられるもので、一会計年度期間内において行うものであります。壱岐市の資金繰りの優先順位といたしましては、定期預金の取り崩し、臨時財政対策債の発行、一時借入金の借り入れ、基金取り崩しの順で行っております。過去に繰替運用を行った実績はありませんが、今後もあくまで資金繰りの手段であって、管理業務を煩雑する可能性もありますので、先ほど御説明いたしました資金繰りの順で対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 次に、原田建設部長より、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、豊坂議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） おはようございます。昨日の議案第94号に関連します質疑で、11番、豊坂議員からの水道の宅地内漏水の件数と数量の答弁を求められました。その中で私は、数量を約7,000立方メートル程度と申し上げ、件数については、後日回答と申しました。この件について御報告させていただきます。

数量については、昨日の数値を訂正させていただきます。平成23年度の宅地内漏水については、上水道、簡易水道を合わせまして、727件で、減額水量は1万6,011立方メートルでございます。この対策については、昨日も申し上げましたが、日常の監視を強化していくことはもちろんですが、専門業者によります漏水調査を次年度以降も継続して取り組み、末端の給水管については、市民の皆様の御協力を賜りながら漏水対策に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

#### 日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） これより日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いいたします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） おはようございます。今回は市長に対して2点質問をしたいと思っております。

まず、第1番目は、「SL（蒸気機関車）を何とかしなければ」ということは、私としましては、通常ならば何々についてという触れますが、何とかしなければいうので、思いを込めた表題にしております。よろしくをお願いいたします。

この取り上げましたSL（蒸気機関車）は、皆さんほとんど御存じかと思いますが、吉岐消防署の西側的那賀中央公園にありますSLのことでございます。このSLも遠くから見ると非常に勇壮で、その姿や力強いものがあります。だけど近づいてみますと、非常にさびておまして腐食も進んでおります。特にボイラー付近については、もう崩れ落ちております。車輪等は非常にまだしっかりしておりますが。以上の状況でございまして、今の状態としましては、もう昇降用のはしごは取り外されておりますし、危険だということで昇降禁止の札も立って、ロープが張られております。

これもいつごろ吉岐に来たのかなということで、ちょっと私も調べてみました。どうも昭和40年の最後か50年にかかったころじゃないかと思われまして。ということは、御存じのとおりSL（蒸気機関車）国鉄時代は花形でございましたが、そのうち幹線は電車かされ、ローカルはジーゼル化され、そういう機関車もいわば疎んじられることになって、それをじゃあいかに利用するという問題になったようでございます。

この動きとしまして、ちょっとそれが引金になったかどうかは知りませんが、鉄道のない沖縄ですね、沖縄に本物の機関車を、という運動が起こったとき、吉岐にも同じような状況ということで、そのころ芦辺の町の職員さんでおられた国鉄のOBの中島須賀法さんっていうんですかね、当時50歳くらいだったそうでございます。この人がぜひ本物の蒸気機関車を吉岐の子供にも見せてあげたいということで、誘致運動をされた。それに芦辺町の町長さん、それから、議会も呼応されまして誘致をされたようでございます。それで、この機関車の経緯を調べてみますと、1974年、昭和49年になりますかね、このとき廃車になったようでございます。それから逆算しますと、大体昭和49年ですから、50年ぐらいい来たとしますと、今年は87年相当、三七、八年経ってるんじゃないかと思われまして。

これの生い立ちをちょっと調べてみますと、1925年、昭和元年ぐらいに相当するかと思っております。東北仙台で製造されたようでございます。それで小型の国産の機関車のようでございます。仙台で誕生を見ましたが、そのだんだんに南下しまして、最後は九州のローカルで働いていたよ

うでございます。そういうことで1925年の誕生でございます。今年は勘定をしますと、88歳、人間で言えば米寿でございます。ぜひその機関車を祝ってあげたいというような意味も込めまして、先ほどから申し上げますように、今の状況は非常に腐食していると、見るも無残だと、哀れだということもあります。壱岐に来た経緯、その当時の誘致の動機とかを尊重すべきであり、これをそのときの皆さんの思いを継承して、このまま放置してるのはどうも忍びないという思いで私は修復するか、ぜひ何かをその当時の皆さんの思いを継承していくべきじゃないかという気持ちで市長としてどうお考えかお伺いします。よろしくお祈いします。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問3日間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1番目の質問者であります17番、瀬戸口和幸議員の御質問にお答えいたします。

「SL（蒸気機関車）を何とかしなければ」という御質問でございます。那賀中央公園にあります蒸気機関車につきましては、大正15年2月1日に製造されました。先ほどおっしゃいますように1925年の製造でございます。昭和49年1月21日の廃車に至るまで、仙台、千葉、新小岩、若松などの各機関区で活躍した車両でございます。壱岐は当時の芦辺町に、今から38年前の1974年、昭和49年春に旧国鉄小倉工場で解体された後、輸送し、現在の場所に置かれているものでございます。当時でありましては、現役を引退したばかりの当該車両につきましては、その業績をたたえ、その雄姿を末永く保存し、離島の教育、教材として児童生徒の利用はもとより、広く一般に開放するために旧国鉄当局より無償で貸しつけを受けているものでございます。以降、無償である旨の内容を含む貸借契約によりまして、壱岐市が借り受けることで現在に至っているものでございます。

この車両の維持管理につきましては、当時の貸借契約書に基づきまして、借り手側のいわゆる市の負担で行うこととなっており、旧芦辺町の負担となっており、現在まで4回にわたり修理をしております。昭和61年度、平成元年度、平成7年度、平成15年度でございます。さび除去、研磨、塗装などの補修作業を行ってまいりました。その総額は約500万円でございます。現在、車体の腐食、劣化が進行いたしまして、特に機関部の床、窓などの腐食、損傷が著しいことから、機関部への上りはしごを撤去いたしまして、進入遮断のロープを張り、事故防止のための通常では上ることができないことといたしております。このような状況の中、応急的修理費を試算をいたしますと、応急的修理で450万円を要するという見込みでございます。応急的修理をいたしまして、継ぎはぎだらけの補修となつては、元も子もなくなるという思いもでございます。車体の

原型をとどめることができる補修が可能かどうか、それがどのぐらいの費用を伴うものかなど、今後検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） このSL88622号機ですかね、の経緯につきましても、今市長から紹介あったとおりでございます。私も述べたとおりでございますので、今まで数回にわたって補修をしてきたけど、だけどおっつかなかったということから、今の市長の答弁では前向きにやり、旧国鉄からの借り受けた経緯もあるということで、前向きに検討してということでお伺いできたと思っております。

ただ、なぜ、なぜですね、4回もその補修をして、なんしたら腐食等が進んだということは、どうもやはり雨ざらし日ざらしというか、全然そういう対応がしてなかった、雨露をしのぐなんもしなかったのが進んだ原因じゃないかと思うんですね。よその各地で、私の写真等を調べたなんでは、最低限やっぱり屋根ぐらいいはかぶってるように思うんですね、はい。だから今回ぜひそれを進められるのであれば、やはり直接の雨露をしのぐのまで考えてされると、せっかく補修をした成果も継続できる、伸びるんじゃないかというなんもあります。ということは、皆さん御存じのとおり、車をお持ちと思いますが、車庫に入れるか、外におくかによって全然違うというので御存じかと思えます。ぜひ本体を補修をするのももちろんでございますが、それを伸ばす手立てもしてほしいなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 当時の借り受けをしたことからを思いますと、やはり瀬戸口議員がおっしゃるように、前向きに対応していきたいと思っておりますところではございます。

しかしながら、御存じのように、車輪は鋼鉄でございますけれども、あとは鋳物でございます。やはりなかなか修理というのがかなり経費を伴うということが想像できます。で、上屋をつくるというようなことではございますが、今石田に電車がございまして、これ屋根がございまして、やはり結構腐食が進んでおるところはもう御存じのとおりでございます。したがって、私は保存のために努力はいたしますけれども、それがもし膨大な修理費を要するというようなことが判明、もしそういうことになりましたときは、また議会とも御相談を申し上げたいと思っております。

で、今、いずれにしましても、あそこに子供が上ったりしますと、本当に危ない、危険だという状況がございまして、上には上れないということではしごを外したところではございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

市長（白川 博一君） ミサイルの発射情報が入りましたので、お知らせしておきます。北朝鮮がミサイルの発射をしたということでございます。9時49分、ミサイル発射ということでございます。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 前向きに検討をするということで、ただど要する経費等が莫大になれば、またさらにということでございますが、その程度によると思います。先ほどから申し上げますように、機関部、特にボイラーとか何とかというのはもう腐食して崩れ落ちておりますので、機能を回復するというまでは私必要ないんじゃないかと思っております。ということは、この機関車等の保存の状態が静的保存と動的保存とあるそうでございますが、今壱岐におるのは、静的保存に属するというので、全然動かす必要もないということからすれば、いわば雄姿を皆さんに見せるというなんからすれば、それなりの手当てでもいいんじゃないかと、先ほどから市長も言われますように、いろいろ検討して、そのときの状況によってまた相談したいということでございますので、一応受けまして、それで、全回復は必要ないけど、いうことで今の段階では申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

次は、2項目の「原子力災害の避難について」でございます。

これはこの関連は私もう3回目でございますが、前回、原子力災害の避難について、1次避難については触れましたが、時間の関係で2次避難という面で触れておりませんでした。ということは、1次避難は振り返りますと、UPZ30キロ圏内の人が移動する、これを避難するのを1次避難、私なりの定義でございます。今回触れますのは、2次避難、島外、俗に言う、島外に避難する必要があった場合にどう対応するかという件について質問をいたします。

これに関連しまして、先月17日に、壱岐市として訓練をされたわけなんです、その内容は情報伝達災害本部の設置運営訓練と、それから、モニタリングもしくはスクリーニング、それから、避難訓練、広報訓練、ヘリによる移送、情報収集の訓練ということでなされたわけなんです、市長の行政報告でも触れられましたように、この時点での反省点等問題点を、また次につなげていきたいということでございましたので、この17日の訓練で上がった問題点、反省点について、どういうのがあったのでこれの対策はどう考えておられるかと、ぜひ紹介してもらいたいと思います。

それから、2次避難の関係で、市長が県知事に要望された避難拠点として勝本港を整備したいということでございました。知事への要望は水深6メートル岸壁と泊地、モータープールとヘリポート、それから一時待機施設建設への支援、市道4路線の県道への格上げということでござい

ました。この内容についてとやかくいうなんはありません。が、これをすべて、すべてまではいきませんが、逐次やるにしても、時間的、経費的にも係ると思います。時間が要ということからすれば、災害はいつ起こるかわかりません。当面します玄海原発はまだ今再稼働はしてありませんが、どうも国の方針というか、原子力規制委員会としては、電力会社におもねて、できるだけ早く稼働するような、すべきじゃないかという動きもあるという情報もあります。それからすれば、いつ稼働しだすかということかはわからない。災害はいつ起こるかわからないということからすれば、吉岐市の災害計画の第一の目標としては来年の3月末ということになっております。だけど吉岐市単独できるわけじゃないわけですね。県、それから、国の指針に従うなんもあるかと思いますが、吉岐市のおかれた特質性から考えれば、そういう早目に具体策をつくっておく必要があるかと思います。それで、勝本港を避難拠点として構想はありますが、実際にそれを具体化するには時間もかかるだろうと。じゃあその前にどうするんだと、本当に2次避難の必要があったときは、どう考えておられるかということですね。

それから、島外避難をする場合、避難の手段、個人の船で行く人もあるでしょう。だけど船がない人は、じゃあどうするか、行政としてそれなりに考えておく必要があるかと思うんです。フェリーを乗用するとか、海上自衛隊に依頼すると、それから、ときによっては海保にも依頼すると、それどういう段取りでやるかというなんを、ある程度やっておくべきじゃないかと思います。

それから、じゃあ島外に避難しても、じゃあどこに行ったらいいのか、県内か県外か、あらかじめやっとなないと吉岐の何とか難民になる可能性が無きにしもあらずですね。福島でのなんでも、起きたなんでも、ところによっては福島で何とかで、風評被害等で嫌われたというなんもあります。難民にならないように、できるだけ手立てをしておく必要があるかと思います。そういうもので、3番目、避難の手段と避難先はどう考えておられるのかということですよ。

それから、4項目です。これは防災関係のハザードマップに吉岐市の指定避難所として68カ所記載されております。そのうちの学校関係が30、そのほか文化ホールとかかざはやとか開発センター、改善センター、公民館、集会所と38カ所あります。このうち37カ所は標高30メートル以下ということなんです、特にこの特指定避難所で市民が避難した場合、実際68カ所のうち、集会所とか文化ホールとか大きな施設は、設備されてあると思うんですが、情報の収集もしくは発信のための一番施設ができてないところは結構あるんじゃないかということ、昨年整理しましたケーブルテレビは実際に引っ込んでないところがあるんじゃないか。特に学校の体育館等ですね。まではどうも行ってないんじゃないかと思うんですが、ぜひ避難ということからすれば、繰り返しますが、情報の収集、発信のためのケーブルテレビの施設を整備すべきじゃないかということですよ。原子力災害の避難に関して、大きくは4項目について市長の見解をお伺いいたします。



議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の2番目の質問にお答えする前に、先ほどの北朝鮮のミサイル発射につきまして、情報を申し上げます。10時05分、フィリピンの東、約300キロの太平洋上に落下したと推測されるということでございます。

それでは、瀬戸口議員の原子力災害の避難につきまして、申し上げます。

長崎県原子力防災訓練につきましては、昨年の中日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所のける原子力災害を踏まえまして、玄海原子力発電所で同様の事故が発生した場合を想定しての緊急時における各一連の訓練を実施し、万々に備えるための訓練でございました。

実は、昨年松浦市が防災訓練を、この原発防災訓練をいたしますときに、UPZ30キロ圏内に入る2市、佐世保と平戸でございますけど、とともに壱岐市もこれにオブザーバーとして参加をしたところでございます。今年度は長崎県及び壱岐市の現地対策本部を、壱岐市役所勝本庁舎に設置いたしまして、多くの防災関係機関の参加を得て、協力体制の構築を図り、市民の皆様参加もお願いし、原子力災害に対する関心と理解を得るとともに、万々に備えた本格的な訓練を実施いたしました。

行政報告でも申し上げましたように、当初は県及び県内4市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市で同時に訓練を実施する予定でございましたけども、訓練当日朝に佐世保市に大雨警報が発令されまして、全体での訓練は延期になったところでございます。壱岐市としましては、県との協議の結果、天気が回復に向かうことが予想されましたために、釣り客の遭難救助やヘリの出動など、一部の訓練を除いてほぼ予定どおりの訓練の実施となりました。

11月17日の訓練での反省、問題点とその対策についてということでございます。11月17日の訓練終了後に、避難訓練に参加いただきました住民60名の方々にアンケートを行いました。また、参加機関からも訓練についての感想や意見のとりまとめを行ったところでございまして、細部にわたり貴重な御意見をいただいております。

主だった御意見を申し上げますと、住民の方々からは実際に放射線のスクリーニングを受けて、よい経験になったということ。それから、今後避難経路等の情報提供をお願いしたいということ。バスでの避難となったとき、避難ルートの道路が狭いので、拡張工事の必要がある。それから、独居老人の方の避難対策をどうするかなどの御意見をいただきました。

また、関係機関からは、災害対策本部と各訓練場所との連絡体制の充実、それから、原子力の地域を高める研修体制の整備、さらには要援護者の避難対策などさまざまな意見がございました。

さらに、関係機関に漁協、農協の参加や操業中の漁船に対する情報の伝達訓練等の必要性の御意見もいただきまして、次年度の訓練の参考にさせていただきますとともに、これらの反省点や

問題点をぜひ現在策定中の地域防災計画の原子力災害対策編に反映されたいと考えているところでございます。

小項目2番目の、原子力災害の避難拠点として勝本港の整備に数年を要すると思われる。したがって当面の対処はということでございます。これも行政報告で触れておりますように、本年度の長崎県知事要望として新たに原子力防災と関連させて、勝本港に関する施設整備等に加え、10月9日に市山議長、山本県議とともに、中村知事に計7項目の要望書の提出をしたところでございます。

勝本港の整備の必要性を訴えております理由は、万一玄海原子力発電所において、放射性物質が拡散するような事故が発生した場合は、今回の原子力防災訓練でも実践いたしましたように、原子力災害特別措置法に規定する事象の発生、内閣総理大臣からの原子力緊急事態宣言の発出及び内閣総理大臣から段階的に発出される避難指示に基づき、半径30キロ圏内避難指示が発出されるのと同時に、現地対策本部長となる私が30キロ圏内にいる市民に対しては避難指示を出すこととなります。まずは30キロ圏外へ避難しなければなりません。もちろん放射線物質の拡散スピード、範囲の状況によっては、島外へ避難も想定しなければなりません。この場合における船舶を利用した避難であれば、やはり原発より一番遠いところからという考えのもとに、先般長崎県知事へ勝本港のハード整備の要望を行ったところでございます。ぜひ早期実現を願うところでございますけれども、今回初めての要望でもございまして、実現には時間を要すると思えます。しかしながら、今後も粘り強く要望を行っていきたいと考えておるところでございます。

当面の対処法といたしましては、特定事象の範囲にもよりますけれども、現有の港湾施設や自衛隊等の防災関係機関における、あらゆる交通手段を用いた避難となると考えているところでございます。

3点目の島外避難のための手段は、またその避難先は、県内もしくは県外かということでございます。その事象の状況によっては、当然島外避難をしなければなりません。その際の交通手段でございますけれども、現在の定期航路、あるいは不定期航路の船舶の利用や、自衛隊などの防災関係機関における交通手段の要請をしなければならぬと考えているところでございます。

また、避難先につきましては、行政の流れで言えば、長崎県内ということになりましようけれども、受け入れの困難であるとか、あるいは地理的な条件もございます。したがって、県内、県外、どちらも諸般の事情もございまして、県内、県外どちらも双方考えているところでございます。このことにつきましては、長崎県と隣接県等の広域連携の協議も進められておりますので、具体的なシミュレーションも含め、県と協調してまいりたいと考えております。

4番目の市内の指定避難所の情報の収集発信のためのケーブルテレビ回線を工事整備すべきだということでございます。原子力災害では、30キロ圏外の避難所を使用することになります

けれども、30キロ圏外で指定している避難所は、36カ所のうち告知器の設置は28カ所、テレビの設置箇所は22カ所でございます。中学校の廃校舎等一部について光ケーブルの未設置箇所がございます。今後、指定避難所の見直しも必要となりますことから、その点も考慮した上で整備に努めてまいりたいと考えております。

先ほどのミサイルについてもう少し申し上げます。ジェイアラートの放送はあったのかということでございます。九州付近に落下する場合のみの作動であるということございまして、ジェイアラートとは作動していないところであります。市内には防災告知放送により今からフィリピンの東、約300キロメートルに落下したと推測されるとの放送を行います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 個別の項目についてそれぞれ御回答をいただきましてありがとうございました。

まず、第1番目の17日の訓練の反省、問題点でございますが、それぞれ住民もしくは関係機関からの意見があったようでございますので、これをそれぞれの吉岐市の災害計画に反映していきたいということでございますので、できるだけ具体化して、実際に起こった場合にスムーズに行動に移せるように、細部、本当の概要だけじゃなくて、早目に具体化していただきたいと思っております。

ということは、ちょっと横道にそれますが、市長の行政報告の中で、来年度に向けてこれをとっているから、何か訓練だけしか考えてないんじゃないかなと、そういう受け取り方ができましたので、訓練ということじゃなくて、実際のなにに反映していきたいということで取り組んでいただきたいと思っております。ちょっと横道にそれましたが、ちょっと私気にかかったものですから、よろしく願います。

それから、2次避難の避難拠点の件でございますが、第1回目の知事への要望でございますので、引き続き要望していくということでございます。時間を要するということからすれば、ぜひそれに代わる拠点を考えておくべきだと思うんですね。今の状態で使えるのはそのまま郷ノ浦、印通寺、芦辺等あるかと思うんです。郷ノ浦の場合は30キロになんする、印通寺もかかるだろうと、残るは芦辺でしょう。芦辺を使うとすればどうしたらいいかというなんをやっぱり検討しておくべきだと思います。

それから、御存じかと思いますが、災害に学ぶという点からしますと、福島のある事故の場合、モニタリングの一樣じゃないんですね、放射のなんが、ばらまきがですね。普通なら一円に広がるんだろうという感じですけど、いろんなデータを調べてみますと、放射能が高いところ低いところ、まだらにあるわけですね。それからしますと、最初の30キロだからもう利用しないとい

うことじゃなくて、第一はどこにやってくけど、それが能力的いろんな面からだめとなれば、第二としてどうするかということからすれば、今申し上げますように、30キロUPZ内かもしれないけど、郷ノ浦をモニタリングしたら意外となかったということからすれば、それを使うというなんも出てくるわけですね。そういう面でそこら付近も災害に学ぶというなんで、ぜひ固定した観念じゃなくて、状況に応じて運用できるというなんも柔軟な計画に進めてほしいと思っております。

それから、避難の手段ですけど、フェリーを乗用するとか、自衛隊に災害派遣の要請するというところのありますけど、災害派遣の場合は県知事を通してやらにゃいかん、緊急の場合は市長もまあできますけど、あらかじめこういう壱岐は特殊な地理にあるということからすれば、今の急患輸送と同じように、ある程度ゴースライドして、海上自衛隊に輸送艦の派遣を要請するのであれば、災害派遣と同じように、こういう手順でさっとできるようにやってもらうということですね。海上自衛隊の輸送艦8,000トンありますから、喫水が6メートルということですので、そのためにはマイナス9メートル以上はなけりゃということで、接岸はできないでしょうけど、輸送艦の場合はその補助手段として丘から船に運ぶ手段を持っているわけですから、はい。それであらかじめ県と、それから関係機関と調整して、壱岐市の特殊の場合はスムーズにできるように、急患輸送と同じようなんで、災害派遣の一環として壱岐市の特殊性を理解してもらって、前もってやって計画進めておいてほしいと思います。

それから、避難先、壱岐の避難、県内であれば県ぐらいの段階で調整できると思うんですが、それは無理、いろんな方法の問題、輸送手段の問題、放射能の散布の状態によって、県内と思ったけど、県内でいけないであれば県外になると思うんです。それから、県外になると、やはり国等の力を借りて、それなりの調整をして、あらかじめやっておく必要もあるかと思うんです。もちろん県外にやる場合も県はもちろん介入していただく必要もあるかと思うんです。ぜひ前もって進めておいてほしいと思います。

それから、指定避難所の情報の発信、それから収集のための施設がしてない、施設がケーブルテレビの回線が整備できてないというところは、ぜひ進めて、そのときになってどうするべきかというのがないように、情報の収集発信が第一だというなんにしましては、今さら私が述べることもないと思います。そのほかの施設ももちろんあるかと思いますが、ぜひ早目に具体化して整備を進めていただきたいと思います。

これも私、この原子力災害の避難について、避難というなんで気づきましたので、私11月の17日から3日間、県の危機管理防災課でなんしました、防災士の講習を受講したわけなんです。そのとき、いろいろ避難所の運営についてということが出てきたんで、あれっと思って思いついたんで、じゃあ壱岐市の指定避難所は通信関係の情報収集発信はどうなってるかということ

で、気づいてあげさせていただきました。そういうことでちょっと言い訳になりますが、17日の実際の訓練の状況は私わからないままで連絡もしておりませんので、それでどういう状況かということで1項目で出していただきました。それで今、先ほどの市長の答弁に対して私なりのまた見解を述べさせていただきましたが、またこれに関しまして市長の意見を伺いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいま具体的に御質問がございました。まずは迅速に行動できる、具体的な行動を構築する、これはもう早急に取り組みたいと思いますし、防災計画の計画書だけではなくて、おっしゃるような、そういったマニュアル的なものをやはりつくっておかなきゃいかんということを考えております。

それから、災害に学ぶということでございます。海上自衛隊等の避難関連機関につきましては、おっしゃるように、事前にやはり防災計画ができた段階で、それぞれにお願いといたしますが、そういったことも十分していかなくはないと考えております。

それから、モニタリングポストにつきましては、郷ノ浦町、壱岐保健所にしかないわけでございますけれども、じゃあそこに行くためにはどうすれば、例えば基準以上の線量が測定された場合、そういったときはどうするか、あるいは郷ノ浦町以外のモニタリングポストの設置場所以外の線量はどうするのかということでございます。現在、防護服が20着、それから、ポケット線量計が5個ございます。これではもちろん足りないわけでございますけれども、そういったもの、ポケット線量計等でやはり移動して計るということも必要でございますので、そういったものを充足させたいと思っております。

それから、避難所の整備でございますけれども、おっしゃるように、これにつきましては、情報を得るといことがもう一番大事でございますので、そういったことにつきましては、先ほど申しましたように、早急に整備をしていきたいと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 避難港、それから、避難するときの住民を集めて、どっから使って避難させるかというなんで、ちょっと今市長が触れられましたが、モニタリングポストは保健所しかない、それだけじゃなくて、実際決死の覚悟で防護服を着て、じゃあ芦辺なりほかのところだめだったら、じゃあ郷ノ浦はどういう状況じゃろうかと、やはり計ってそれなりの対応をするなりで防護服なりして簡易測定器等でやるというなんも対策はもちろんやっておく必要があるかと思えます。

それで、避難所の情報、機器の整備、取り付けについては進めていただくということなんです

が、今まで触れてきたなんで、一応17日の問題点、それに対する対策、それから、勝本が整備が整わないときの2次避難の避難のやり方、どこを利用するか、どういう手段でやるか、それから、どういう手段を使うか、避難先をどこにするかですね、については非常に作業量としては膨大だと思います、はい。だけどいつ災害が起こるかわからない、それなりの対応を早目にすべきだというのは、私のもう前回から申し上げておる状況でございます。それで、前回申し上げました。このためには今総務課で災害関係でやっている人員ではマンパワー的に大丈夫か、そのための危機管理室をとということですね、市長直属のこういう検討チーム、プロジェクトチーム的なものをつくって、早く具体化すべきじゃないかということをお願いしました。その前回の市長のお答えでは、研究をしたいということでもございました。それでまだ数カ月しか経ってありませんが、これの対応の仕方と危機管理室に対しての研究をされるということでしたが、その後、どの程度進んで今の状況はどうなってるかということをお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 危機管理室につきましては、検討中でございます。研究中でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 危機管理室については研究中ということで、この前市長が申されましたように、作業量としてはたくさんある。じゃあそのために対応するためにはどうするかということだったと思います。いろいろ私も述べたとおりで、いや必要ないと言われることはないと思うんですが、この前言われたのは、指揮系統上の問題があるからということだったんですが、もう一度私申し上げますが、危機監理官を設けるということじゃございませんので、危機管理室を設けて、これなりの災害計画に徹して検討するチームというか、につくるんだと。市長直属の災害対策ということでございますので、指揮命令系統上問題があると言われたのは、これは市長には確かめておりませんが、危機監理官的ななんを設けるというなんに意味にとられたんじゃないかと思いましたので、補足させていただきました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に3番、音嶋 正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） みなさん、おはようございます。北朝鮮によるミサイル発射も国内に何ら影響はなくて安心いたしました。

私も、今からミサイルを飛ばすわけではございませんが、市長に耳触りの悪いこともあるかと思えます。やはり、組織を活性化をするためにはクレームとか市民の声を真摯に受け止めて、組織強化を図るということは必要でありますので、そうした建前において質問させていただきます。

大きくは、2点であります。

合併後の地域振興の一体化に関する検証と是正についてお尋ねをいたします。合併をいたしまして、早や8年の時が経過いたしました。合併当時を振り返ってみますと、私の出身地であります石田町議会が異を唱え、紆余曲折の末に平成16年3月1日に合併をいたしましたことは、記憶に新しいところであろうかと思えます。

先輩達がそのときに一番懸念されたことは、住民の声が届かなくなるのではないかと、2番目として公共料金が高くなるよと、そして、3番目にライフラインはちゃんと整備しておるじゃないか、最小必要限としてきちっとしておるのではないかと、というような御意見で合併に慎重であったように思います。

私はその頃、合併推進派として奔走をいたしておりました。そして、8年の歳月が流れる中で、いざ蓋を開けてみると、何のことはない、社会が欧米スタイルと同じように勝者が整理、敗者が卑下される、いわば数の論理、そのものになっているように私は思えてならない、「臭いものには蓋をしろ」と言いますが、一時的にはそれでしのげます。今から、通告をしております5点に関して申し上げますので、簡潔に答弁を願いたいと思います。

まず第1点、平成20年度からと書いてありますが結構です、平成21年度から建設部、農林水産部の市道、農道の執行額、着工路線数の執行状況についてお答えください。

2点目、消防署所管の防火水槽、消防格納庫等の整備について、これも21年度から本年度までの見込みで結構です、お答えください。

3点目に、これが一番重要と私は考えております。合併時で、壱岐市の将来の財政を憂い、駆け込み事業を極力しないでやった旧町並びに地域が、これが本当の崇高な理念なんです。合併をして初めて事業をおこすというのが、駆け込み事業、非常におこなっておる、これを是正すべきと考えます。この点についてお答えをいただきたい。

4点目。壱岐市の財政は、西高東低とか、南高、西高東低型の冬型とか、そんなことはよく聞きます。しかし、壱岐市の予算をみると、北に高く南に低い北高南低型の予算になっておるといように危惧いたしております。これに関する見解を求めます。

5点目。合併時に地域審議会を発足し、一体的な地域の振興を図るといふふうになっておりますが、現在までの地域審議会の開催の回数、内容等についてお尋ねをいたします。

私は今、この質問席に立っておりますが、「虎穴に入らずんば虎児を得ず」といふような気持ちで質問をいたしております。言ってもわからん、言わなわからん、ものすごく言えばこれもしスクが伴います。しかし、一体的な壱岐の発展を図るためには、言わねばならないと、言わな通らんと、思ふような気持ちでおります。市長の率直な答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の質問にお答えいたします。

今の質問の中では、こちらのデータの要求だけでございますから、端的にデータを申し上げます。

平成21年度のちょうど、失礼しました、旧町ごとの市道の整備工事につきまして申し上げます。これは、一部改良を含めた金額でございますし、路線数は実際に改良している本数でございますので、御了承いただきたいと思います。

平成21年度郷ノ浦町11路線2億2,210万円、勝本町7路線1億5,070万円、芦辺町12路線3億6,910万円、石田町ゼロ路線410万円。

平成22年度郷ノ浦町10路線1億9,090万円、勝本7路線1億5,900万円、芦辺町11路線3億1,580万円、石田町ゼロ、170万円。

平成23年度郷ノ浦町10路線1億7,740万円、勝本町7路線1億1,310万円、芦辺町10路線2億2,500万円、石田町ゼロ、1,100万円。

24年度郷ノ浦町7路線9,850万円、勝本町6路線9,020万円、芦辺町8路線2億2,100万円、石田町ゼロ、3,370万円でございます。

次に、農道整備について申し上げます。農道整備、21年度郷ノ浦町2路線9,100万円、勝本町2路線2,742万円。

22年度郷ノ浦町2路線3,500万円、勝本町2路線3,300万円。

23年度勝本町3路線9,300万円、郷ノ浦町1路線3,500万円。

24年度郷ノ浦町1路線1,800万円、勝本町3路線1億6,200万円でございます。

それから、合併後の、消防署所管の防火水槽、消防格納庫新設箇所数でございます。これ、21年度からと申されましたけれども、これについては合併時からの戸数を申し上げたいと思ひ



ます。

防火水槽の設置戸数、郷ノ浦町15、勝本町10、芦辺町13、石田町2。

格納庫、郷ノ浦町5、勝本町4、芦辺町2、石田町ゼロでございます。

それから3番目の、駆け込み事業を優先した予算執行がなされてるじゃないか、これを是正すべきだ、公平、公正であるべき住民自治が歪曲されているという御質問でございます。

合併時に策定された新市建設計画及び吉岐市総合計画に基づき、これまで一支国博物館、吉岐一般廃棄物処理施設、ケーブルテレビ等の整備事業など、合併後の新しいまちづくりを進めてまいりました。

また同時に、合併前の旧町の道路改良についても当初の計画通り継続して実施しているところでございますが、路線数や財源の都合によりまして、完了までの期間が長引いているのが現状でございます。

また、合併後の一般廃棄物処理施設の整備に伴いまして、周辺地域の道路整備についても安全性と地域振興を図る観点から、優先して取り組まなければならないものと考えております。地方債と財源の範囲内で実施しているところでありますけれども、21年度からというのは私が就任いたしてからの予算措置の部分でございます。申し上げておきますけれども、21年度以降に新規着工いたしました路線は堆肥センター関連、一般廃棄物処理施設関連、苅田院総合整備関連の道路に新規着工がございますけれども、一般的な新規着工はございません。そのことはぜひ御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

4番目の気圧配置、北高南低型の予算編成じゃないか、いうことでございます。ただいま申し上げましたように、道路だけを取ってみますと、そのようになっております。

しかしながら、市の予算というのはそういうものではございませんで、全体的に見る、そしてまた短いスパンで見るというものではございませんで、昭和30年代に12カ町村が3町1村に合併いたしましたして、それから50年して吉岐市が一本化になったわけでありまして、おそらく、私たちの小さい頃でございましたけれども、芦辺町を例にとりまして言いますと、田河、那賀、箱崎、予算がおかしいじゃないかというような議論もございました。

しかし、50年が経過した、そして合併したそのときになりますと、そういった言葉も消えまして、旧芦辺町におきましては、均衡のとれた発展を遂げて合併したところでございます。私はこの北高南低型の差と言われますけど、それは本当に小さい分野でございます。また短いスパンでございますので、その辺は音嶋議員がいつも言われます、大きな気持ち、将来を見た気持ち、そういった気持ちで捉えておるところでございます。

地域審議会でございます。これについては、正直申し上げて大変開催回数が少ないということについて遺憾に思っておりますのでございます。この実施状況につきましては、合併後には平成

16年に4地区で11回、その後は平成18年に4地区で5回、平成20年度に1回、23年度に1回、これは20年度、23年度は芦辺町のみでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 市長は、壱岐市一体として考えてもらいたい、私も当然そう思っております。地域のエゴというのを出そうと毛頭思っておりません。

ただ、しかし、私が一番申し上げたいのは、ここで、例えば、自分の身分とか職権を利用して、自分のところに予算を持ってくるような行為があってはならないかと言いたいです。ずっとゼロじゃないですか。どういっても。ほかのところはボンボン、私、耳にたこができるように言われますよ。石田だけは何もせんなど。ほかのところはようできよる。私も一体と思っております。それだけは、弁明されても結構です。この次の機会に抗弁権を与えますので、ボンボン言われて結構ですよ。

地域の声を吸い上げて、そして均衡を図る、いうならば、地域審議会というのはされて当たり前です。言われるように、政策企画課のほうから、資料をいただきました。もう17年度はゼロですね。そして、19年度も1回も開催されてない、20年度は芦辺町が開催されておる。そして、昨年も芦辺町が開催されておる。ほかの地域は開催をされてない。

これは、必然的に地域が起こしてやるものなのか、それとも行政が自ずから各旧町に働きかけて何かありませんかということでやるものか。私は、これ行政があくまでも皆さんの意見を聞き、それだけ審議会も委員を委嘱してるわけですから。ある委員さんにお聞きをした、名簿を見まして。私は今でも委員会の審議委員だろうか。こういう状態なんですよ。これでね、均衡の取れた地域振興をしてると言えますか。立場とか地位を利用して、我田引水的な計らいをしてないか、皆さんもよく胸に手を当てて考えていただきたい。何のために壱岐を一本化したんかわからない。

そして、もう1点。さっき陳情書が出ましたね、県に対する。陳情書。この陳情書は、私たちの手元に参ったのが10月の9日の、私の家に郵送されてきたのは15時30分です。いいですか。この資料はそのとき初めて見たんですよ。陳情主は、白川博一氏と議長名です。私はこの陳情の内容はそのとき初めて見ました。それで、政策企画部長に電話をしました。総務課扱いですからと言いました。しかし、こういうことは事後報告でいいんですか。協議してやるべきじゃないんですか。中身初めて見ましたよ。いいですか。避難路として瀬戸からずっとこう行って、イルカパークを通過してトンネルを掘って、橋を掛ける、こういう構想がありました。そして、勝本の町並み景観を町単にしてください。町単の補助をしてください。県単で。県単の削減も補助をしてください。郷ノ浦の渡良から初瀬線を改良してください。これはずっと今まで陳情があつてましたかわかります。

しかし、私はこういう陳情書を出す場合は、議会に報告してしかるべきじゃないですか。これ、

事後報告ですよ。私も見たら、ああ、今日か。もう陳情に行っとるじゃないかと。中身は見たらどこか言いませんよ。石田町は皆無、何もない。石田町の人をよく聞いてください。皆無ですよ、何もないですよ。今まであった、池田の自給肥料センターも公民館長と農林部長連名で陳情しました。それにもかかわらず、廃止、今の現在はどうですか。液肥は石田町にあったとき全部希望者の要求する通りに配布ができたんです。今、1人3反までしかできない、30アールまでですよ。そしたら、近頃回覧が回ってました。し尿が不足しております。当然じゃないですか。

あるものは、スクラップにして、わかりますよ今の世の中、弱肉強食ですから。スクラップアンドビルドって言ってね、崩して建てる、崩して建てる。憤りが起こりますよ。

もっと地域の声を吸い上げるために、予算化もしているわけですから、地域審議会を開き、きちとした形で4町の均衡ある発展をさせる、これが吉岐市の浮揚じゃないですか。耳にたこができるように、私は耳が悪いけど、耳にたこができるように言われますよ。何をしよるかお前たちは、と。簡単に答弁をください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 詳しく答弁をさせてもらいたいと思っております。

今、我田引水的なことを職員がしているという御指摘がありました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことはございません。はっきり申し上げたいと思います。

それと、先ほどから石田は聞いておりますと、石田は何もしていない、というようなことでございますけれども、平成16年から18年にかけて、乙島大分線4,600万円、錦田線1億200万円使って整備をしておりますところでございます。

それから、市が吉岐の整備を図るときに、一番に申します、20億円しか税金ございません。ですから、どういうふうにも有効活用するか、道路の要望は非常に多うございます。そこで、やはり吉岐市ではなくて、県でやってもらうのはないか。次には、国の補助はないのか、どうしてもない。じゃあ借金してつくろう、じゃあ借金をするのは有利な借金はないか、辺地債、過疎債、あるいは合併特例債であります。そして、どうしてもそういうメニューがないというときに、初めて市が単独で行うのでございます。

そういった中で、実は石田町の平成16年からのものを申し上げます。それは大きく申し上げます。県営の事業でございます。これは道路、県道が主でございますけれども、1億6,100万円。河川、これは流れ川であるとか、河川砂防事業あるいは久喜の砂防ダムとか、こういったものが5億723万5,000円。それから港湾、印通寺港、それから等々でございます、5億3,100万円。スポーツセンター耐震6億8,400万円。吉岐市が行います港湾漁港久喜印通寺山崎8億7,900万円。27億6,304万2,000円を平成16年から石田の事業として

やっておるところでありますので、全くやっていないというのは私はあたらないと思っております。

それから、地域審議会でございます。地域審議会につきましては、その招集は会長でございます、審議会長であるわけでございますけれども、その内容は、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行条件に関する事項、合併特例債による地域振興のための基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成および変更に関する事項、その他、市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、答申するということになっております。しかしながら、これと相反する形で、会議に会長が招集するわけですけども、会議が毎年2回以上開催するものとするを書いてあるわけです。先ほど申しましたこととこれは、じゃあ市長が毎年2回諮問せにゃあいかんのかということになるわけございまして、非常にこう、その辺にずれがある、これは条例でもなんでもございませぬ。地域審議会の設置に関する事項ということでございしますが、そういうことになっております。

それから、陳情書についてでございます。これにつきましては、十分に議会に御説明してなかったということ、率直にお詫び申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今、道路はしてないと言われましたが、乙島大分線と錦田線は、最終年度だったんですね。もうずっと前から着工して 2件と言うたでしょう 2年にわたってしましたか、2年度にわたって。（何事が発言する者あり）（「まあ、わかりました、どうぞ」と呼ぶ者あり）駆け込み事業はしておりませぬ。その前に、ちゃんと4年間しとりました、事業を。それだから申し上げております。

次の質問に移ります。何か、市長、何かありますか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、駆け込み事業ということを言われましたけれども、先ほど申しますように、一般廃棄物の関連道路、それから堆肥センターの道路、それから県営事業であります苅田院の圃場整備事業に関連する道路、これについて、私が就任いたしましたから着工いたしております。従いまして、一般の要望、あるいは建設計画の載っているわけですけども、そういった駆け込み的な事業をやった覚えはございませぬので、はっきり申し上げておきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 結局、1年間着工したのはずっとしたということでしょう。駆け

込み事業じゃなくて、1年間、少し着工しとるのを続けてしたということにほかならないわけです。そしたら、市長の執行されてから、市長が就任されてからそれはしてない、それはそうでしょう。私はそれを肯定してるわけではありませんから。

願わくば、私はこういう県に大々的な計画を出すのであれば、例えばですよ、勝本のイルカパークの裏からこっちまでトンネルを掘ってそれから橋掛ける、そんなゆうにすればE P Zの中に、U P Zの中に、渡良の長島、原島、あるじゃないですか。原島から大島をね、この機会につながんやったらずつつなげませんよ。私はそう思いますよ、なんでこういうことが県の陳情に出せないのか、そうでしょう。生徒数が少なくなって分校が3地区に広がると、そうした中、いざっちゅうときに今度も訓練がありました。しかし、私たちが島で困っておる以上に、あの方々は島の島でまだ困ってあるんですよ。そういうとこに県に陳情がなんでされないんですか。私はこの合併を機にやらないと、なかなか無理と思ってます。そういう陽の当たらないところに陽を当てる、白川市長、そういう市長であっていただきたい。この件に関して簡潔に、努力しますならします、無視するならするでいいですからお答えください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、県に対する地図ですね、勝本の漁港に、勝本港を整備するというあの地図、あれにつきましては、これは私が見落としとしておりまして、どうして旧勝本町がやったあんな古い地図を付けたのかいうことを今、私は見落とししたことを反省をいたしております。と申しますのも、県には陳情の中で、こういうふうにしてくれと、その手法を申し述べておりません。とにかくつくってくださいということです。ただ、あの地図が問題視される、これは本当に申し訳ないと思っております。それが1つ。

それから、御存知のように、何年も渡良三島につきましては、架橋をしてくれ、本土までということ、本島までということもずっとやっておるわけでございます。本当に島の方々の願い、それは三島の子どもたちの作文を添えて県知事に要求しているところでございます。私は、そういった住民の本当に切なる願い、これについては真摯に受け止めて、当然のごとく、県、国に要望をしておりますし、今後もしておくつもりでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ぜひともそのように期待をいたしておきます。

やはり、離島の、離島である三島を1つにしてある、原島と大島を1つにした、今までの市長が並々ならん島への理解を示されたことは十分尊重いたしております。それは感謝申し上げます。

しかし、もう一步踏み出してもらいたいというわけです。政策の優先順位をどこに置くかとい

うことで1つお願いをいたします。期待をいたしまして、次の質問に移らしていただきます。

御存知のごとく、壱岐市を取り巻く最近の大型店舗の進出によりまして、地元小売店が壊滅的な打撃を受けております。こうした状況に鑑み、我々を含め、そして執行部の皆さん、商工会、どうか知恵を出して、有効な手立てはないものかということで、今回この問題を取り上げさせていただきます。

今、大店舗の規制をする条例を定めておるのは福島県のみであります、県レベルでは。長崎県は残念ながら方針という規制にとどめております。いわゆる、都市計画法による規制、立地規制ですね、誘導を目指しておるわけであります。これらは、実際的に、実効的な施策になりません。いわゆる1998年から2000年の間にまちづくり3法の改正がございました。これによりまして、規制緩和をしました。小泉改革により規制緩和をしましたね。これで地方は疲弊をする状態に今陥っております。ですから、今の現況を見まして、今通告をしております。その件に関して、市長の実直なお考えをお聞かせをいただきたい、それから私のほうも浅はかな知恵ではありますが、提言をさせていただきたいと考えておりますので、まず答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 思いということでございますので、それをまず申し上げたいと思います。

本当に今、ドラッグストアがどんどん出てきております。それからまたコンビニエンスも建設中でございます。そしてまた、違ったコンビニ的なものも、あるいはその他の物も扱うような、多機能と申しますか、いろんな店舗の進出が計画されておるようでございます。私は本当にこのままで壱岐の商業はどうなるんだろうか、小売店はどうなるんだろうかと思っておるのが今、本当に偽らざる気持ちでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） そうですよ、市長。本当私も大変だなあと思ってます。弱肉強食の世の中、私は社会はこういうふうにはないかなと思う、この「じゃんけんの文明論」という本があるんですね。やはり、東洋の人間はゲー、チョキ、パーですよ、手を直接に自分の手を利用して相手とコミュニケーションを図りますよね。やはり、ヨーロッパとかアメリカなんかは、ゲームを始める前にコインを投げて表か裏かで勝負しますね、ということは、勝つか負けるかなんですよ、彼らの考えは。ですから日本にアメリカからどんどん国家の戦略っていうのが植え付けられてるんですね。これを目標にやってもらえないかと。それをやはりしぶしぶ聞かざるを得ないというのが現在の状況なんですね。ということです。

さておいて、私の提案を申し上げます。実は、長野県伊那市というところがございます。これ

は、市レベルで取り組みをいたしております。

まず、条例の目的といたしまして、市、事業者は地域社会等が事業計画の概要を共有し、大規模小売店舗と地域社会の調和を図る、もって良好な生活環境の維持、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。対象として、例えば伊那市の地域に店舗面積が1,000平米なんですね、これ。1,000平米以上を出店する場合は、届け出制になってるわけです。そして、手続きとしてはまず出店届け出書というのが事業者から市に出されるわけですね。その内容としては、店舗設計計画、工事計画、営業計画の概要、開店予定日、駐車場等整備の計画、周辺の交通体系の問題、地域の環境対策、そして地域社会への貢献、こうしたことが盛りこまれて、さらにそれから連絡協議会の審査、これは市の部長さん達で部長級で、そうした連絡協議会をつくっておるわけですね。そして出店に関する重要事項の審査を行います。そして、その後に、審査をした後に商工会へ市から届け出の内容の通知が渡されます、市からですね。そして、近隣住民への周知、意見聴取が行われます。これは事業者の責務です。事業者の責務として行わねばならないようになっていきます。内容としては、説明会等による周知、意見聴取、終了後市への報告書を提出する、それを受けて協議会で調査、審査、審査結果を近隣住民の意見を聴取を踏まえて事業者と協議する。それは市から事業者への聴取義務を事業者が果たさなければならぬわけですね。そして、協議事項に対する回答ということで、市から事業者へ渡すわけですね。7番目として、これらの手続きを踏まえて手続き完了確認届というのが市から事業者へ渡す、そして初めて開店をするという、1つのプロセスを取ってるみたいです。やはり、今の法律に勝るものはございませんから、条例で制定するなりはいろいろ難しいハードルもあるかと思えます。ただ、要綱というのはつくるべきではないかと思うんですね。これは抵触しませんのでつくるべきであろうと。あくまでも、いつも言いますが、早くこういう条例なんかを制定しないと、法というのは不遑及の原則で、前にさかのぼることはできませんので、事後法禁止の原則というのがきちんとありますので、やはり行政でなにができるのかということを実際に皆さんで考えようではありませんか。この恠怩たる環境を放置するというのは、我々が本当に与えられた使命というのは、皆さんが汗をかいて働ける場をつくるというのは、我々に与えられた至上命令でありますので、それを今正に犯されようとしておるわけですので、どうか、知恵を振り絞って考えようではありませんか。市長、ここまでの件に関していろいろ、ちょっと待ってください、いろいろなやはり大型店というのは、裏の取引があるんですね。例えばMアンドA、次から次に吸収合併しますね、仕入れ値を叩くたびに、仕入れ値を安くするために、そしたら仕入れた期間に完売したらこれまたメーカーからバックマージンというのがくるんですね。恐ろしいんです。ですから、今壱岐の卸問屋しておる方は、仮にDとか、イニシャルで言います、Dとか、いろいろな大きな店舗がございますよね。ここに太刀打ちしても、とてもじゃない。問屋が太刀打ちできません。彼ら1,000億

円売り上げています。Dさんで1,050億円くらい売り上げてました。計上利益が2億5,000万円、ですから2.5%ぐらいの利益で回してるわけですね。ですから、こういうデフレスパイラルが、デフレのこの階段がどんどん加速していくであろうと。そうすれば、この壱岐の島は疲弊してしまうよということになります。市長、思いだけ簡単をお願いします。どうかしまししょう。お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、この思いは音嶋議員と同じだと思っておるところであります。

しかしながら、先ほど言われます伊那市といえども、やはり法が、予定しておるいわゆる届け出にとどまってるわけです。届け出だから拒否ができんわけですね。承認とか許可とかないわけです。ですから、それに近い、届け出にかかるものについてより条件を整理して進出するということになるわけでございますから、先ほどの協議会等々についても当然、失礼しました、商工会等々と話し合っていきたいと思っております。

実は、11月14日に商工会とお話し合いをいたしました。その中で、商工会は1,000平米未満の小売店を規制することはもう今難しい、できないんだと、実際問題として、ということで、大規模小売店舗立地法の見直しを含めて対策を設けてくださいということを地元、ある国会議員と長崎県議会議長宛てに要望書を提出したということで、その要望書の、内容を見せていただいたところでございます。

それから、福島県につきましては、1,000平米未満を規制するとかいうことではなくて、むしろあの法律は、条例は1万5,000平米を6,000平米に緩和するよと、そしてシャッター通りになったその市街地に入ってきてくれないかという、むしろ緩和的な条例のようでございます。

それからまた五島市におきましても条例ができておりますけれども、これにつきましても都市計画の一定の区域について条例で定めておるということございまして、これも1,000平米以上の店舗についてございまして、1,000平米未満のものについては規制はないというのが実情でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今言われたように、都市計画区域に関してはそうした要綱とか、いわゆる立地規制があるわけですね。

しかし、今現在壱岐市の現状を見て、都市計画区域外に全てあるでしょ。ですからざる法というんです。いくら法律をつくっても漏る、ざる法方式なんです。ですから、ここは県のほうに強



く要望すべきと思います。

特に市長は離島振興協議会長です。壱岐は離島振興協議会の会長でありますので、協議会の。離島のおかれている立場、例えば壱岐の人の一番良さってというのは隣りの人が困ったときは、分けてでもやると、そういう温かい心が、この壱岐の風土にはあるんです。

しかし、今の現況を見たら、勝つか負けるか。欧米型の資本主義、勝てっこないですよ。例えば鶏小屋に、野犬を放したようなもんです、今の状態は。どうも太刀打ちできんですよ。かみ殺されてしもうち。かわいそうなもんですよ。税金も減るですね、もう今出店してある方にはどうもできません、規制ができませんので、ひとつ、市として市民法人税の所得割分を均等割分も入ってきます、所得割分を納入をお願いできませんでしょうか。そして、雇用の、更に地元の皆さんの雇用の拡大に寄与してもらえませんか。

そして、最後に願うとすれば地域貢献ですね、やはり地元の壱岐の住民の方の購買力によって商売ができていますので、地元貢献を積極的に促すよう市当局からお願いに行かれるべきであろうと思います。

今、出店してある方は、もうどうもされません、合法なんですから。あとは、熱意でほだすほかないですね。「どうかお願いします」と、壱岐の金が全部出てしまうわけですから、いいですか。ぼろぼろ出てしまうわけです。最後には疲弊しますよ。金がなくなりますから。今、安い安いと購買しとっても、最終的には金がなくなるわけですから、壱岐に金が滞留率がものすごい悪くなるわけですから。そうした上でも、ぜひともお願いをしたい。商工会も、もっとがんばっていただきたい。多分テレビで聞いてあるでしょうから、ぜひともそうしてやらんやいかん。商工団体の組織が商工会ですから、がんばりなさい。僕は言いたい。

最後に、あと3分で私の時間は終わりますんで、最後に、今の現況を私の好きな歌をうたってみます。「働けど、働けど、なおわが暮らし楽にならざる。じっと手を見」石川啄木の歌です。今の、壱岐市の、そして全国の世相を象徴するかのような歌ではないでしょうか。

まず、働く場所を確保し、汗を流せる環境づくりをすることが、我々に課せられた達成せねばできない至上命令であると考えております。「巧言令色鮮なし仁」孔子の論語の中にある言葉ですが、市長、我々を含めて、そうあってはならないと誓うべきであります。津々浦々まで、目を見開いていただきたい。公平、公正、公開の市政を願ってやみません。市長は、常日頃から座右の銘を進取と心がけていらっしゃると思います。そのことに一心になって奔走をしていただきたいと思っております。

今回の質問にあたり、壱岐市の合併協議会の流れを振り返ってみました。そのキャッチコピーの中に、すばらしい言葉がございました。御紹介をいたします。「弥生の時代から島は1つ、心も1つ、私の名前は壱岐かえる」行き交う人に、きみまるさんじゃないけど、笑顔が戻ったこう

した状況を1日も早くつくり出していきたいと、恋願っております。市長、がんばりましょう。  
最後に決意をお伺いいたし、私の一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、誤解があってはなりませんので、法人市民税について申し上げておきます。

均等割もちろんです。しかしながら、所得割分についても従業員数によって、その市にくるということございますので、その辺は税法の中でちゃんと明記されておりますし、そうなっておるかと思っています。

それから一時的に、確かにああいうストアーが来ることによって、消費者は便利になる、喜ぶということもございますけれども、将来的なことを考えたときにいわゆる購買力が壊れたときにどうなるのか、いうことを考えたときに本当に将来を憂う気持ちでございます。

それから、先ほど「巧言令色鮮なし仁」と言いましたけど、その次を私は申し上げたいと思います。「剛毅木訥仁に近し」こういった気持ちでやりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（9番 市山 和幸君） それでは、市長に対しまして2点、教育長に対しまして1点の質問を行います。

初めに、公用車を利用したの有料広告の掲載について質問をいたします。

吉岐市の歳入においては、地方交付税等の減少に伴い、年々ますます財政状況が厳しくなっていくと考えます。そのような中、本市においては自主財源確保に向け、市の封筒を活用した有料広告掲載が実施されております。私もよく酒造会社の広告を目にしています。市の封筒広告につ

いては、今後も自主財源確保のために継続して実施していただきたいと思っております。

そこで、本題の質問であります。現在、政策企画課においては市の公用車を活用して、マグネットシートによる有料広告の掲載事業を検討中であるかと思っております。ぜひ、自主財源確保に向け推進していただきたいと思っております。

各課の公用車には、広告掲載に適さない課の車もあろうかと思いますが、教育関係の公用車を除けばほとんど掲載可能であると思っております。

まず、現在、実施に向けた集約がどこまでなされているのか、市長にお伺いをいたします。  
議長（市山 繁君） ただいまの市山議員の質問に対する、理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 9番議員、市山和幸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公用車を活用しての有料広告の掲載についてという御質問でございます。

長引く経済の不況の中で、本市の基幹産業でございます漁業、農業、観光業について、非常に厳しい現状であります。税収についても、伸びが期待できないという現状であります。

そういった中で、行財政改革による歳出削減はもちろんのこと、議員おっしゃいますような、新たな財源を発掘することが不可欠でございます。

このことにつきまして、実は平成23年度から若手職員がプロジェクトチームをつくりまして、歳入確保対策会議というプロジェクトを立ち上げております。この会議から、たくさんの提案が寄せられておりまして、議員の提案につきましても、を含む各種提案につきまして現在、調査、研究を行っております。1つでも多くのものが実施できるように取り組んでおるところでございます。

現在、取り組んでおります事業につきましては、先ほど議員御指摘の市役所で印刷しております封筒の有料広告、ほぼ封筒はこの有料広告で賄われておるところでございます。

それから、市役所のホームページへのバナー広告、そして今1つは、市民の皆様へ3年前からお配りいたしております市民便利ダイアリー、これが今、広告収入として取り組んでおるところでございます。広告については以上でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 政策企画課から、公用車に対しての掲載広告の取りまとめというか、各課の状況をできるのか、掲載できるのかできないか、こんな車があるのかという取りまとめをちょっと資料をいただいております。

その中において、文化財課の車はもう既に一支国博物館、原の辻の遺跡のステッカーが貼って

あるので無理ということであろうかと思えます。

また、学校教育課においては、教育的なものには、かかわる広告については、ふさわしくないのではないかという回答が出ております。

また、建築課においては、公用車の8台中の6台がリース車であるため、2台のみの広告しかできないと回答があります。また、その2台についても、土木建築会社の業者からの広告は、載せることができないのではないかという回答があつております。

そして、教育総務課のスクールバスについては、国庫補助金であるために適当でないという回答が出ております。そのほかの課の車については、大体ほとんどの公用車が掲載可能ではないかと思われまふ。宣伝効果を考えると、かなりの応募が期待できるのではと思つておりますが、掲載広告についての料金、掲載料金をどれぐらいに考へてあるのか。

また、掲載の実施に向けての市の要綱、取りまとめ等はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃいますように、できるだけ車にマグネットシート等をつけていきたいと思つておりますけれども、その要綱、例えばある意味この車に掲載はいくらだよとかいうそういった要綱については、まだつくっていないところでございます。

市山議員におかれましては、現在、広告だけでおっしゃっておりますけれども、本市におきましては、歳入確保対策という大きな柱を質問されておるものと思ひます。このほかに、彦岐市がその歳入確保対策として取り組んでおりますことを、少し述べさせていただきたいと思ひます。

まず、ふるさと納税の推進でございます。これは、福岡彦岐の会、東海彦岐の会、大阪彦岐の会、東京彦岐雪州会等々の折に、そこに申込書を持っていておりまして、彦岐出身の皆さん、または彦岐にゆかりのある皆様方に、ふるさと納税をしていただくというふうにしたしておるところでございます。平成24年度におきましては、現在のところ76件110万8,000円の納税をお願いしておるところでございます。

また、今、貯金の利子というのは本当にわずかなものでございますけれども、公募地方債、県であるとかそういったものでございますけれども、現在、長崎県の公募公債を今年2億円を購入するようにいたしてあります。普通の市中金利でございますと、0.04%ぐらいの利子でございますけれども、この公債につきましては1.02%という非常に高い利率でございまして、そういったものを積極的に購入をしているというところでございます。

実績といたしましては、封筒への有料広告につきましては、28万2,000円の広告収入でございます。ホームページのバナー広告については、現在、募集中でございます。概略申し上げ

ました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 市のほうにおいても、自主財源確保のため様々な取り組みがなされておりますが、ぜひこの車の広告を使って自主財源の歳入をしていただきたいと思います。スクールバスについては、国庫補助金でできない、不可能と思いますが、教育関係の車にしても、教育費に関する掲載であれば私は可能と思っております。また、他市においてもやっているところもあるようでございます。早く料金の設定をなされ、要綱をまとめられてぜひそれを使われたら、見た方もそれを見て応募の申し込みがかなりあるのではないかと考えております。

自主財源の確保に向けて、推進をしていただけるようお願いを申し上げてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目独居高齢者の安否確認対策について質問いたします。

最近、よく全国においても独居高齢者の悲惨な孤独死のニュースが、テレビや新聞等でも紹介されております。壱岐市においても、年々独居高齢者が増加しており、悲惨な孤独死を未然に防止して、安心して生活が送れるように支援していくことは、行政にとってもますます重要になってくると考えています。

現在、島内においては、65歳以上の独居の高齢者が約1,700名くらいおられるかと思えます。しかし、その中には健康で生活をしておられる方が多数おられますので、実質的に介護保険認定者の方は600名程度かと思っております。

また、その中には老人ホームに110名の方、特養ホームに100名の方、光の苑に60名の方、計270名の方が、それぞれの施設に入居なされております。安否確認が必要な対象者の方は300名前後であろうかと思えます。

そのような状況を受け、健康保健課においては、県のモデル事業として、本年度1回限りの100%の補助による高齢者見守り支援事業に取り組み、来年2月の実施に向けて、現在、安心サポーターの養成中であろうかと思っております。

厚生委員会の所管でありますので、9月にある程度の説明は受けておりますが。

まず1点目に、9月以降の進捗状況とこの事業については、継続して行う必要があるかと思えますので、25年度以降においても何らかの県の補助対象になり得るのかをお伺いいたします。

2点目に、現在、市民福祉課においては、光ケーブルを活用しての安否確認システムを検討中であろうかと思えますが、どこまで現在進展しているのか。

以上、独居高齢者の安否確認対策につきまして、2項目について市長にお尋ねをします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の2点目の質問、独居高齢者の安否確認対策についてということでございます。

そのうちの1点目でございます。

県費による、モデル事業の高齢者を見守り事業の来年2月実施に向けて、安心サポーターの養成中と思うが、県の補助は25年度以降継続してあるのかという御質問でございます。

まず、この安心サポーターでございます。

現在、これは介護保険事業で、ヘルパーあるいはヘルパーの派遣、あるいはデイサービスのサービスを受けていらっしゃる方を対象としておるところでございます。

そしてまた、対象者いわゆる見守りの必要な対象者といえますのは、外出頻度の低い方。外に出るのがなかなかおっくうな方と申しますか、そういった方が約1,000人いらっしゃいます。その中でアンケートをして、見守りがほしいかどうかというアンケート等をいたしましたところ、300名の方が見守りシステムに入りたいというような意向であるということ、まずもお話をしておきたいと思っております。

吉岐市の65歳以上の高齢者は、11月30日現在9,487名いらっしゃいます。高齢化率は32.26%となっております。

その中で、独居の高齢者は1,678名、高齢者のみの世帯は2,297世帯ございまして、今後も高齢化の進展とともにこの率は上がっていくものと考えられます。高齢者は、持病の憎悪や体力の低下によりまして、行動範囲や社会活動範囲が狭まり、人や地域とのかかわりが少なくなる傾向にございます。

特に、独居高齢者にありましてはそのリスクは高うございまして、孤独死あるいは意欲減退いりんなことに対する取り組みの意欲の減退というものが、その可能性が大変大きくなって参ります。

独居高齢者等の安否確認、生活状況の把握により、孤独死等を防止するとともに、高齢者が地域とのつながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるように支援するために、9月議会におきまして高齢者見守り支援事業の予算を計上したところでございます。老人クラブの役員の皆様、若年の先ほどおっしゃいました、若年の元気高齢者の社会支援活動の一環といたしまして、高齢者見守りのための安心サポーターを30名程度養成に取り組んでおるところでございます。

来年1月中旬に研修会を開催いたしまして、2月から先ほど申しました実際に300名程度の独居高齢者等の世帯への訪問、電話での安否確認等実施するように計画をいたしているところでございます。今事業につきましては、24年度は先ほど申されました10分の10で99万6,000円の事業費でございます。

25年度以降につきましても、継続して実施すべき事業、考えておるところでございますが、その実施のメニューといたしましては、介護保険事業の地域支援事業と位置付けて実施をしたいと考えているところでございます。

この独居高齢者の安否確認に対する2点目の質問でございますけれども、光ケーブルを利用した活用はどうかということでございます。

壱岐市の人口は、11月末現在で2万9,408人でございます。そのうち高齢者とされる65歳以上の方は、9,487名、高齢化率32.26%と年々高齢化率が上昇いたしております。

このような中で、1人暮らしの方が住居内で倒れ発症直後に助けを呼べず、また社会的孤立のために他の誰にも看取られることなく死亡されるケースや、数日後に衰弱した状態で発見されるケースが、社会問題として多く取り上げられるようになりました。

また、近年では核家族化の進展と、地域や隣近所との付き合いが希薄になるなどして、このような事例は都市部に限った問題ではなくなってきているところでございます。こうした問題の予防について、光ケーブルを活用した対策を考えております。光ケーブルは、御存知のように双方向の送受信が可能でございます、端末や音声あるいは映像等の利用も考えられるところでございます。

実は、これの経費につきまして何千万円という、実は予算が必要でございます。

今回、総務省の「ICTまちづくり推進事業」というのがございまして、実は4,500万円、要求をいたしました。全国で50ほどの応募がございました。5地区の予定でございましたから、10分の1の確率でございまして、第1次予選は通ったんですけど、残念ながら第2次選考でもれまして、採択に至らなかったところでございます。

このまた、光通信網を利用した高齢者の見守り支援対策は、テレビ電話のように双方向の情報のやり取りが可能になりますので、医療機関や訪問介護、看護、看護ステーション、訪問介護事業者等と連携することで、更に充実した見守りと万が一の場合の体制が構築できる可能性があります。

しかしながら、現状といたしましては、先ほど述べましたように環境保健関連事業でございますけれども、民生委員さんによる見守り、自治公民館による声かけ、老人クラブ等への加入促進によりまして、孤立予防に努めていただきながら、今後も光ケーブルを活用した国・県の補助事業による高齢者等見守り支援対策について、更に検討を重ね進めていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 1点目の、見守りサポーターによる安否確認については、健康保

健課の事前の調査においても、ある程度の対象者の方が希望を出されているようでございます。それは、見守りサポーターについては、継続して行う必要があるかと思えます。

また、見守りサポーターの報酬については、説明では300名の対象者にサポーター1人で10所帯の訪問、10世帯程度の訪問をお願いして、それぞれ月に1、2回ぐらい訪問を行って5,000円程度の報酬額、これは介護保険料を1カ月分ぐらいの大体算定で5,000円と決めてあるようです。が、ガソリン代等また電話代、そのほかの金額を含めてこの金額が本当に妥当であるのか、責任を持って快くそのサポーターの方が引き受けていただけるのか、少し疑問に思っておりますが、市長のお考えとしてはこの報酬金額については、どのようにお考えでありますか、質問いたします。

そして、2点目の光ケーブルを活用した安否確認システムについては、対象者に対して事前の調査が行われているようであります。その中で、システムができれば設置を希望したいと答えられた方は約10%ぐらい前後で、希望しない、システムがよくわからないという方々を合わせれば、その残りの70から80%おられるようであります。このことは、まだ確認システム自体をよく御理解しておられない点もあろうかと思えますが、私も対象者の皆さんのこの結果については、よく理解ができると思えます。光ケーブルの安否確認システムの実施については、十分説明が今後必要であろうかと思っております。と、同時にむしろ心の通った訪問対話による見守りサポーターを推進していくべきと考えます。光ケーブルシステムの実施に向けては、健康保健康課そして、市民福祉課との連携をよく取られ、今後とられる必要があると思っております。市長の見解を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 安心サポーター1日5,000円は、どう考えているかってことですが、これは先ほど申されますように1回お1人当たり500円でございますして、10人ぐらいを対象にお願いしたいということでございますので、10人お回りいただいたときに5,000円ということになります。この単価の高い安いいろいろあろうかと思えますけれども、当面は示された単価でやってみたいと思っております。

それから、光ファイバーケーブルを使った安否確認について、理解がどうかということでございます。これについては、本当に難しい問題でございます。と、申しますのは、まずランニングコストがかかります。ですから、通信料がいるわけです。ですからその負担の問題、それからその安否確認の方法がございまして、例えば、テレビのああいうですね、リモコンの操作ぐらいしてわかるということとか、あるいはテレビ電話のように映像でやるとか、あるいはタッチパネルとか何か触ってやる、そういう方法もございまして、どの方法が一番いいのかということも1つの



検討材料になりますし、そのやり方によっては、その機器そのものが非常に高額になるというの  
もございます。1番安いのは、そのモコンみたいのが1番安いわけでございますけれども、そう  
いった問題もございまして、どういう方向でやるかということも非常に難しいございます。

ところで、そういういろんな説明の問題とか、経費の問題とかあると、そういったことで、当  
面は安心サポーターの方がいいのではないかという御意見でございます。確かに、そんなことも  
ございますけれども、将来的なことも考えると、私は見守るというのは1つの方法ではなくて、  
いくつもの方法で見守っていく、二重三重で見守っていく、いうことが必要ではなからうかと思  
っておりますので、この光ファイバーを使った安心見守りシステムについても、やはり研究して  
いきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） ぜひ、見守りサポーター事業については、継続して行っていただ  
きたいと思います。

そして、2点目の光ケーブル活用の安否確認システムについては、十分な説明をなされたう  
えで、それでも希望者が10%も満たないというのであれば、設置の必要が私はないのではない  
かと思っておりますので、よく検証をされて決断をしていただきたいと思っております。

次に3点目、学校給食センターの食材について教育長にお伺いをいたします。

給食センターにおいては、小学校、中学校の給食の材料費として、月額平均1,200万円ぐ  
らいで、年間1億数千万円が計上されているようでございます。島内産の食料の活用については、  
約6割弱ぐらいではないかと思っております。100%島内産でということは、無理であろうか  
と思っておりますが、もう少し島内産活用の割合を増やすことはできるのではないかと思っております。

野菜類については、かなりの割合で地場産を使用されております。

また、牛肉についても、壱岐牛で調理されていると思っておりますが、魚類の冷凍食材については、  
島内の業者から調達されているものの、ほとんどが島外産の魚が原材料となっているようでは  
ないかと思っております。学生の皆さんの食育という観点からも、また地産地消で島内の1次産  
業である農業、漁業を守っていき、本市の活性化にも寄与できるのではと思っております。

コスト面で、多少厳しい面もあろうかと思っておりますが、給食費を少し上げざるを得ないことにな  
っても、島内産の安心で安全な食材を活用して、より質の高い給食の提供ができるのであれば、  
多少の給食費の負担については生徒の御父兄の皆様にも理解は得られるのではないかと思  
いますが、まずは、教育長の御見解をお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 9番、市山和幸議員の質問にお答えをいたします。

壱岐島内産の食材の活用率は、議員御指摘のとおりで、給食センターが供用を開始いたしました平成23年9月から24年3月までの、昨年度の約7カ月間で61.02%の活用率でございます。

今年度4月から10月分まで、同じく7カ月間で見ましたときに69.25%となり、いくらかその活用率が上向いているところでございます。その状況につきまして、少し述べさせていただきますと、壱岐島内産という言葉は私ども地場産品という呼び方でさせていただいておりますが、野菜類については先ほどの御指摘のように、季節の野菜を中心に、壱岐で栽培をされました特にアスパラガス、カボチャ、サツマイモは100%壱岐産のを使用しております、お米も全て壱岐産のにこまるを使っております。乾燥ものにつきましては、シイタケ、キクラゲ等これも壱岐産を使用しています。魚介類の部では、イカについては100%壱岐産のを使っておりますが、いくらか先ほど言われるとおりでございます。

この学校給食における、地場産品の安定した供給のために、昨年度市内の生産者団体を中心にして、少し長くなります名前ですが、「壱岐市学校給食食材地産地消活動支援協議会」というのを、県の補助によりまして設立をいたしました。学校給食における地場産品の活用の推進を進めているところでございます。

生産者団体を御紹介いたしますと、野菜、精肉肉加工、かまぼこ、てんぷら、乾物販売者、卵生産者、豆腐、厚揚げ、かまぼこ生産者、果物納入業者、そして水産加工品の各グループから代表者が会議に出させていただいております。より多くの地場産品が、使用できるようこの会の中で協議をさせていただいております。

特に、野菜グループにつきましては、毎月会議を開いていただきながら、適切な価格を設定する等の会議をしていただき、市場よりも安い値段で給食センターが入荷できるよう御配慮いただいているところでございます。

当初申し上げました、活用率の算出の方法について少し落とし穴があるわけございまして、この壱岐島内産でという場合は、原料から全て壱岐島内産であったものについてのパーセンテージでございまして、例えば、かまぼことか、てんぷらとか豆腐、厚揚げ、あるいは薄揚げ等の加工食品につきましては、壱岐市内の業者の方が加工をされ、その業者から私どもは仕入れておりますが、原材料が島外産になった場合は、この対象に入らないため数値の上昇に來たさないと、大変、産出の仕方の部分がございますので、皆さんの御期待に数値が上がってこないという点で申し訳ないと思います。あくまでも、壱岐島内での栽培、水揚げされたものでの数値ということを御理解いただけたらと思います。

先ほど申されます水産加工品について、あるいは水産の食材の利用についての御指摘は、議員

言われるとおりだと思います。3,000食近くの児童生徒の分を賄うため形がほぼ同じで、数がそろって季節的に一度にできるという、もろもろの条件を考えたときになかなか数をそろえてもらえないという状況があるため、今のところ冷凍ではあっても、どうしても島外から許容せざるを得ないという状況がございます。

この分も、先ほど申しました協議会の中で検討をしていただきながら、市の活性化のためにも少しでも多くの地場産品を学校給食の中に活用しながら、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと思っております。これからもどうぞいろいろな御意見をお聞かせいただければと思います。ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 冷凍、先ほど魚の水産物のことを言われましたけども、島内の各漁協においても、冷凍処理施設は持っておられます。交渉次第では、提携をされ、調達の可能性が私はあると思います。私も飲食店をしております、関係で食材については、お米は全て壱岐産100%使用しております。

また、魚についても魚のフライやバター焼きについても、極力地場産を活用しております。島内産の食材を活用しての地産地消の奨励は、先ほど教育長も言われましたように、県の補助対象、奨励金がおそらくいただけると思います。

また、この率を上げることによって奨励金が少し多くいただけるかと思っておりますので、どうぞ調達や研究、また調達の工夫をされて、まだまだ自給率を高めていく余地は私はあると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。どうですかね、教育長、冷凍食品について。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） ありがとうございます。

先ほど申しました、克服しなければならない課題はございますが、議員の御提案のような形の中で、これまで自校給食等で、地元の水産物を利用していたものからしますと、現在、低下をしております。これが、課題になっておりますので、これから漁協等との交渉を進める中で、そのような取り扱いができることを私どもも進めてまいりたいと思います。

また、野菜につきましても島内で賄えている分と、島内、島外の分と両方でしている分、島外だけに頼っている分と、この3つに分けられるところがございます。いくらかなりとも形、大きさ等の形状には少し差異はあったにしても、利用の方に御理解をいただきながら、できるだけ地元のものを使ってもらえるよう。例えばそのオクラとか、チンゲンサイとか、セロリとか、壱岐島内の業者の方で、これから栽培に取り組んでいただく中で、また活用率を上げる形になるうかと

思っておりますので、先ほど申し上げました協議会の中で、その辺のところ、あるいは野菜部会の中でお取り組みをいただけたら大変ありがたいと思っております。極力努力をさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） ぜひ、地場産の食材をもう少し活用率を上げられて、吉岐の活性化につなげていただきたいとお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） ここで漸次休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時38分休憩

.....  
午後1時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 小金丸益明君） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、空き地、空き家に関する市の対応についてお伺いをいたします。

近年と申しまししょうか、年々と申しまししょうか、市内におきまして、空き地や空き家が目立つようになっております。高齢化、独居世帯の増加、遠隔地への転居、経済的事由等々で原因、誘因はさまざまと考えるますが、特に、顕著なのが漁業集落、吉岐という浦部における地域ではなかるうかと感じております。漁獲高の減少、後継者不足など言われて久しくなりますが、漁業を取り巻く環境の変化そのものが、その地域社会の形成に大きく影響しているものと考えます。

漁業の低迷という長年のポディーブローがじわじわときいて、漁業就労者は激減、漁業集落としての特徴、特性は希薄化し、ひいては、定住人口の減少に歯止めがかからない厳しい現状となっております。少子高齢化はもとより、若者の島外流出と相まって、人口の減少による漁業集落そのものの機能低下が大いに危惧されるところでございます。

漁業最盛期の昭和三、四十年代、私の公民館の世帯数は約40戸余りございましたが、今はその半数の20世帯となり、老朽化した空き家が17軒、廃墟となって空き地となったのが3カ所という現状でございます。

地元、芦辺浦も同じような現状であり、壱岐市内の各集落にも同じような傾向があるのではないかと推察いたします。人口動態の推計からも減少の一途をたどっておりますし、二十数年後の壱岐市の人口は、1万6,000人程度とする予測を立てている向きもございます。今後とも、空き地、空き家が増加していくのは必然的で、大変憂慮されるところでございます。

また、全国的にも、この空き家、空き地に対する対策は急務とされており、自治体の関与、対応が必要不可欠な時代となっております。

そこで、今回は特に管理不全状態にある物件に限定して、市の適切な対応を求めるべく提言を申し上げたいと存じます。先に述べましたように、市内各地に空き家、空き地が散見されるようになっておりますが、その一部にあつては、所有者の管理不全が原因で近隣住民の生活環境が阻害されている状況が発生しております。住居、工作物等の老朽化により台風等の自然災害による飛散、倒壊の恐怖、また不特定者の侵入による犯罪、火災等を誘発させる危険性、敷地内の雑木、雑草の繁茂による害虫等の発生等など、近隣住民は日々悩まされ、危険と隣り合わせの生活を余儀なくされているといっても過言ではない状況に陥っている事例もございます。

地元、芦辺浦にあつても民家を解体した後の敷地に雑草が繁茂して、放置状態であったり、当該居住者所有の民家が台風の影響で瓦等の飛散が懸念され、台風襲来直前に、物件の面する路地を通行止めにしたたり、また廃屋となった倉庫には、車検切れとなった車をはじめ、近隣のゴミ捨て場と化した物件が今も現存する状況でございます。

今、申し上げました地元の実例に関しましては、総務、水産、建設の各部長、そして地元芦辺支所長を初め、担当者も、その都度、現場を迅速に確認にさせていただきましたが、いまだ根本的な解決には至っておりません。まだまだ、ほかにも対象物件は散見されますが、どれもが個人の所有であり、所有者の管理意識や管理能力に委ねるほかはなく、近隣住民も行政も危険回避の注意を促す程度しか対応できないのが現状となっております。

浦部にあつては、在部と異なり住民の往来する一般道に面した場所に、いわゆる管理不全の物件が散見され、密集地ならではの危険性が非常に高いことも御理解をいただきたいと思っております。

また、在部地域にあつては、野良犬、野良猫の格好の繁殖生存場所にもなっております。そこで、この管理不全の危険迷惑物件の所有者に対して、適正な維持管理を義務付け、生活環境の保全と、防災、防犯のまちづくりの推進のためにも、住民の不安を払拭すべき空き家、空き地に関する管理条例の制定を急ぐべきと考えます。

また、空き家対策として、優良な住宅は市が再生させ、低所得者向けの一般住宅として転用したり、老朽化した廃屋については、交付金を活用し撤去費用の一部を助成するなどとして、危険回避のための除去を推進している自治体も既にございます。

トンネルの天井崩壊、架橋の崩壊等、予期せぬ大事故も発生いたしております。管理不全の建

建築物に起因する重大な事故を未然に防ぐためにも、ぜひ条例を制定して環境整備に着手すべきであると考えますが、市長のお考えを聞かせていただきたいと存じます。

議長（市山 繁君） ただいまの小金丸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、小金丸益明議員の御質問にお答えいたします。

空き家、空き地対策についてでございますけども、この空き地、空き家の所有者に対して、適正な維持管理を義務付ける条例を制定すべきと考えるということでございます。

議員御指摘のように、壱岐市内をみましても、確実に空き家、空き地が増加してきております。原因は、所有者、管理人の死亡、不在など長期間無人で適正に維持管理がなされず、倒壊の危険性は高まり、また荒地となり環境や防災、防犯面にも影響が生じるなど全国的にも問題となっております。現在まで、このような空き家、空き地の情報が総務課に16件届いております。所有者等との連絡が取れて、解体や補修などの対応がなされたのが、そのうち4件とわずかでありまして、いまだ現状のままの状態が続いている状況でございます。この4件の中には、いつ倒壊してもおかしくないというような状況の建物もございまして、所有者と申しますか、相続人に対しまして何度も何度も督促をして、行政代執行も検討しなければならないというような状況のものもございました。やっとそれが撤去されたという状況のものもございます。

今後、高齢化等によりまして、さらに空き家、空き地が増えると予想されることから、本市といたしましても、適正な管理等を促すために所有者等へ指導や改善勧告、命令など、今後、改善勧告命令など今後研究を行い、条例化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、空き家の再生除去に関する助成制度につきましても、国土交通省の九州地方整備局あるいは長崎市など一定の密集住宅地に補助金を出すというようなことも、現在、そういう研究等々も続けられておりますし、またそういう条例も制定をされております。そういうものを参考にしながら、国・県の法整備、財政措置の考え方、また他市町村の事例などを参考にしながら、検討を深めてまいりたいと考えています。

ちなみに、長崎市では、5地区が国交省の関係では、長崎市内の5地区297ヘクタールがその対象になるというような情報もございます。いずれにしましても、空き地、空き家対策、先ほど16件と申しました、これは、危ないというようなことが情報として総務課に届いている件数でございまして、それはあくまで氷山の一角だと認識をしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 前向きな市長の御答弁で、あまりケチをつけるような状況でもご

ざいませんけども、実は、県内、東彼杵町が条例制定をいたしております。その条例をみてみますと、やはり市長言われますように、指導、勧告、命令でそれでも聞かないところには、その物件に行政の命令に従わない旨の公表もされておりますし、市長言われますように、行政代執行をも条例に組み込んでおります。私が見るところによりますと、この東彼杵町の条例は、私はこれでいいんじゃないかと思うぐらいの条例が制定されておりますので、ぜひ各市町の条例を参考にされるときには、まず県内、東彼杵町のやつも非常に参考になりますので、お願いいたしたいと思います。

それと、物件の所有者に対しまして、法務局に登記事項は閲覧確認はできるということでございますが、市長申されますように、所有者は亡くなっておると、しかし、その子、また親族が実行支配、実行管理はしてあるという物件が多々見受けられます。ですから、その面の調査も条例を根拠として追跡、確認できるようにもしていただきたいと思います。

総務部長、農水部長、建設部長、もちろん芦辺支所長も、芦辺浦に限定してですけど、住民の苦情に対応して即座に確認をしていただきました。しかし、今しかるべき条例がないために、それ以上の行政の関与が、一步踏み込んだ関与ができないような状態です。ですから、私は早く条例を制定すべきと思いますし、条例があれば、何らかのまた一步踏み込んだ解決策も見いだせるんじゃないかと思っております。できれば、総務管轄か、もしくは建築関係のもので建設部関係の所管になるかと思っておりますけども、今年度中の条例を至急検討されて、新年度からは条例施行をぜひお約束していただきたいと思いますが、市長のお考えを改めてお聞きいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、まず物件の把握でございますけれども、登記をされているものはそれでいいとして、未登記の分がございます。しかし、未登記の分についても、税の対象物件でございますから、実行管理をなさっている方というのは、納税義務者と思われるわけですね。

ところで、家屋については、そういう家屋はほとんど免税点以下ということになります。土地につきましても、住宅地であれば、いわゆる軽減措置がありまして、例えば、面積200平米以下は4分の1課税だとか、明確ではございませんけれども、そういった減額措置がございます。

しかし、それが解けますと非住宅用地になりますから、100%課税になります。そういったことで、税につきましてもその辺の考えもございまして、ですから、いずれにしましても、物件の真の所有者を把握をするということが大事でございまして、その点については、全く議員のおっしゃるとおりでございます。

そして、条例の制定でございますけれども、東彼杵町の条例、それはぜひ参考にさせていただきますけど、期限を切っていくまでということは、即答を控えさせていただきます。ただ、こう

いと笑われますけど、近いうちにやりますので、御理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長、近いうちにちゅう言葉が今、社会的に問題になっております。その近いうちも、やっと最近、動きだしましたので、まあよしとしますけども、市長の近いうちがまさか野田総理の近いうちというような意味合いじゃなかるうかと信じておきますけど、ぜひ早急にさせていただきたいと思いますし、実際、さっき申し上げました各部の部長さんにも現地を確認していただいたり、相当、現実的に苦情とか、悪環境に見舞われたところもございますんで、近いうちとかなるべく近いうちとか言われずに、すぐ政治的判断でやっていただきたいと思いますし、その条例制定にあたっての前準備としては、公民館の役員さん、また消防団等々と情報を交換しながら、地元ですからわかっておりますから、空き家がどうなっていて、どのぐらい散見されて、所在地とか。ぜひ、情報をとりながら、そして情報の共有をされて条例に結び付けていただきたいと切に願っております。

それと、もう一点違う方向からですけども、実際私は2件程度のそういう話もお聞きしておるわけですけど、先ほどちょっと触れましたけども、優良住宅で長期間使用していない物件が多々あるんですね。盆、正月等、その所有者の方とお話をするとき、もう確実に壱岐には帰らないと、自分も向こうに家を建てておると、生活の主体は向こうであり、自分の子、そして孫も壱岐には帰ってくる予定は全くないんだと。

しかし、親戚、知人に頼んで、空き家の管理はしていただいております。今日現在、その家を見ても十分、住宅として活用できるんですね。まず、そういう優良住宅もあると。優良住宅になるかわからないかわかんけども、解きたいと、解いて更地にしたいとは常々思っております、しかし、昨今のリサイクル法で、産廃の問題等々で1軒解体するのに、坪3万円から5万円程度、業者に支払う費用があると。1軒、三、四十坪の家とすれば、150万、200万の金がいるということで、その金がないから少しずつ補修や対応はしておりますけども、いずれは解かねばならんと、そういう時に市が買い取ってくれるなら無償でいいんだけどという所有者も何名もいらっしゃいますし、今、市長そういう物件があるならすぐ買いましょうと極端な話ですけども、そう言われ、すぐ連絡してそうしますという方も二、三人私は知っております。

ですから、条例制定するときに、もう一步踏み込まれてそういう、優良住宅の取扱とか、さっきも申しますように、危ない、危険な状態がずっと長年つづいておって、その解体費用に苦慮されているところもありますから、交付税、国の助成も総務省、国交省、二通りあるみたいですね。ですから、その点の助成も考慮されて、ぜひ、そういうところにも一步踏み込んだ対応が必要じゃなかるうかと思いますが、唐突な質問で申し訳ございませんが、その優良住宅の対応と、危険性



をとにかく排除する意味での除去費用の助成ちゅう観点から、市長の御所見をお願いいたします。  
議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、小金丸議員がおっしゃったそういう状況の物件といいますか、そういった状況はかなりあると思っております。そこで、活用可能な家屋につきましては、ある意味、都会のほうから、しばらく壱岐にきて、その壱岐の状況を調べ、例えばＩターンの希望者などは、そういったものに利用もできます。小値賀なんかは、よく古民家等々をそういうふうにご利用しておりますけど、そういった意味で市が例えば寄附を受けるとした時に、そういった目的に使えるということで、寄附を受けることはできると思います。しかしながら、解かんがための市に対する寄附であれば、それはやはり研究せざるを得ないという状況であります。

ですから、寄附採納については、研究をいたしたいと思っております。それから、解体する、その例えば助成金等々につきましても、これはやはり、考えていかなければならないではなからうかと思っております。できましたら、これは近いうちじゃございませんで、来年度予算ぐらいに考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（５番 小金丸益明君） ぜひ、早いうちにそういう対策もしていただきたいし、もし優良住宅の転用がうまくいけば、先ほど申しましたように、浦部あたりは限界集落化しております。そこにまた、島内からも新しい人を入れたり、市長言われますように、Ｉターン、Ｕターンもそこに住ませれば、限界集落の解消にもつながるんじゃないかと、少し大げさにはつながらないと思いますけど、微力ながらそういうところにも役立つんじゃないかと思えます。

また、漁業集落等々、密集地には憩いの広場的、小さな公園でもできますし、金のいらぬ程度の憩いの広場も転用活用ができるんじゃないかと思えますんで、ぜひ近いうちじゃなくて、早いうちをお願いいたしたいと思えます。

以上で、１点目の質問は終わります。２点目に移りたいと思えます。２点目の質問です。

公共下水道料金の格差是正についてお尋ねをいたします。

現在、壱岐市においては、郷ノ浦地区の中央処理区、及び北部処理区、石田町の山崎地区、芦辺町の恵美須地区、それと瀬戸地区において、下水道施設工事が完了しつつ供用が開始されております。来年度からは、芦辺浦地区において３カ年をかけて、工事を完了させ順次、供用開始の予定となっております。

郷ノ浦地区では、国交省の事業、石田、芦辺においては、農林水産省所管の事業として排水整備事業が進められてきており、都市計画に基づく郷ノ浦公共、漁業集落の排水整備ということで、

石田、芦辺を漁集としてひとまず、事業を区別されております。

我々一般市民におきましては、監督署官庁の違いや補助金の拠出経路など、もうとう関心もございませんが、生活環境の改善向上に寄与する事業であり、都会並みの快適なトイレタイムが楽しめる、大いに歓迎すべき公共事業であると認識しているところでございます。また、対馬、五島等の県内離島はいまだ未整備ということで非常に先進的な取り決めを行っていただいているところでもございます。しかし、今後は、加入率の向上や特別会計の原則に基づく健全経営など諸課題への対応如何では、実際の財政を圧迫する大きな要因となる可能性も否定できません。

また、壱岐市全体に下水道を布設することも不可能であり、されとて合併浄化槽の設置を強制できるものでもございません。都市部の自治体なら、いざしらず当市のような環境下にある自治体では、この下水道整備事業そのものは、ある意味では、まだら行政、不公平行政と言わざるを得ないかもしれません。

さて、本題に入りますけど、現在、郷ノ浦地区と石田、芦辺地区における下水道使用料が異なっております。石田、芦辺地区におきましては、水道使用料と同額を処理料として徴収しておりますが、郷ノ浦地区にあつては、おおむねその7割程度を利用料として徴収しているところでございます。

同じ自治体内で加入時、加入後の利用条件に格差があるのは全く不公平極まりないことと感じております。合併して9年目を迎えようとしている今、合併後の調整不足では済まされない事案だと考えます。加入時に15万円の加入金を徴収する郷ノ浦地区、また反対に、加入時の改修費用の助成として10万円の補助金を出す石田、芦辺地区、また使用料にあつては、郷ノ浦地区は石田、芦辺地区の約3割引きで設定されており、旧4町時代の政策が未だ踏襲されております。

合併後、今日までこの不公平問題が何度か議論された経緯はございますが、結果として放置状態であり、全く解決に至っておりません。合併以前の各町の政策を検証したり、議論せよというのではなく、今の現状、平成16年3月1日以降の不公平行政を払拭、解消すべきと改めて指摘いたします。

長田市長そして白川市長、両市長におきましてはその当時の所管委員会に置いても問題視されつつ、根本的な解決に未だ至っていない状況で、この現状は一般市民からも、疑問の声が上がっております。

まず、この不公平な施策の現状を市民にわかりやすく御説明願いたいと存じます。また、行政としてどのような認識をお持ちなのかあわせて御答弁いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 小金丸議員の2点目の御質問、公共下水道料金の格差是正についてということでございます。

今、おっしゃいましたように、郷ノ浦町は水道料の約7掛けでその下水道料金を払っている。石田、芦辺につきましては、水道料金と同額を払っているということでございます。この経過につきましては、実は私も市長に就任をいたしました翌年、平成21年ぐらいにおかしいなという感じをもっておりました。しかしその後、ずっと勉強していく中で、これはやっぱり現時点では無理だということを感じているところであります。どういうことかと申しますと、郷ノ浦町は、平成10年に供用を開始、始まっております。そして未だその事業は継続中でございます。芦辺町におきましては、平成11年に供用開始が始まっております。そして、これまた未だ継続中でございます。山崎地区については完了しておりますから、これは一つ横に置きたいと思っております。ところでございますけれども、そして、それがどうして合併時に調整ができなかったのかということについて、少し経緯を含めて申し上げてみたいと思います。

公共下水道事業は、都市計画事業によるもので、都市計画区域内の一部の区域を下水道計画に設定して事業を展開しています。このため、道路や公園のように誰もが利用できる施設でないために都市計画法の第75条の規定によりまして、受益者負担金をとっていいよということが規定されておるわけでございます。そういったことで、郷ノ浦町は公共下水道でございますから、15万円しかも都市計画区域、100%そうじゃございませんけど、都市計画区域を中心にということで、15万円を徴収いたしておるわけでございます。

一方、漁業集落排水事業は、事業着手の段階で、先ほど申しますように、郷ノ浦町を手本に、郷ノ浦町より、遅れておりましたから、郷ノ浦町を手本に状況を参考にしたわけでございますけれども、その当時おそらく加入率が低かったということがあったのでしょうか。加入率の増加を目指すために、接続時に逆に郷ノ浦は15万円の加入金をとり、逆に、芦辺町は接続時に10万円の助成金を出したということがございます。

そしてまた、配管助成金も交付をいたしております。こういった中で、この先ほど申されますように、水道料金7掛けという状況が生まれておるわけでございます。この問題につきましては、公共下水道と。ですから、失礼しました。15万円出す方と、10万円もらうほう、そして接続配管助成金があるわけでございますから、25万円以上の差があるわけですね。ですから、それを使用料で調整するということになっておるわけでございます。公共下水道と漁業集落排水につきましては、合併時の調整においても議論を重ね、当時の議会でも議論をされております。

市制発足後はこれを調整するために、しばらくの期間について、受益者負担金を免除する規定を設けましたけれども、しかし、先ほど申しました理由から、平成18年の3月議会でその間の免除規定を外しまして、従前の方法で臨むよう条例改正がなされたところでございます。

平成18年3月議会におきまして、施政方針の中で公共下水道について、このように議事録がなっています。「公共下水道受益者負担金の調整について、合併後に調整することとなっていたことから、さまざまな角度から内部で検討を行ってまいりましたが、合併前同様に、平成18年度から負担金を徴収するため、条例の附則を改正する議案を提出いたしております。今後、漁業集落排水整備事業との不均衡は下水道使用料で調整することといたします」という、こういう報告がなされておるところでございます。これは、議事録でございますから、間違いございません。そこでやはり、私は議会にこのような報告をなさっておって、そしてそれまでのいろんな角度から研究をさせてきた。刑事訴訟法で申しますと、一事不再議ということがございます。いったん決めたことをもう一度審議するのかということでございます。これは、私はそれはあっていいと思います。というのは、環境が変われば、やっぱり私はもう一度議論していいんじゃないかと思えます。しかし、環境が変わらない範囲においては、これは蒸し返すべきではないと思ってるわけです。それでは、環境は変わったというのは、どういうことかと申しますと、私の今の判断では、すべての工事が終わったあとだということを考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長の答弁があっちの方向、こっちの方向からいろいろな方向から答弁されましたんで、どれからつぶしていこうかと思えますけども、まず、郷ノ浦が先に工事を進んでおって、ほかのあと2町、勝本町はございませんので、2町は追随、模範にしてやってきておると、まずその1点ですね。

そして、15万とるようになった経過は、都市計画区域内であっても下水道布設利用に供するとこと、供しないところがあるから、受益者負担金でとるというような経過であろうということでございますが、私が委員会の議事録等々を見ましたところの判断では、どうも郷ノ浦では、合併浄化槽が先行しておると。

そして、次に、下水道布設にいったと、合併浄化槽を各家庭につけるときに数十万円の費用を要すると。その環境で、四、五十万円から太さによって、幾分か補助はあると。

どうも、個人が出費する、負担する合併浄化槽を設置するための個人が負担する、出費する金が15万程度が平均だろうと。ですから、こっちの下水道区域も合併浄化槽設置者が15万程度の負担をしてるんだから、公共下水道区域も同じような負担をしなさいよということが、郷ノ浦町議会で議論されたように書いてあります。ですから、合併浄化槽と下水道区域と同じ個人負担金で進もうじゃないかということで、15万、15万になったような経過があるようにも書いてあります。

それで、郷ノ浦町時代、それでよかったと思います。行政が1つですから、郷ノ浦町の中の合

併浄化槽と下水道ですから、しかし今は、郷ノ浦町とか関係ないんですよ。壱岐市の下水道事業がどうであるかということに着目すれば、片や15万円加入金を今でもとりますよ。片や今でも10万くれるんですよ、市が。これは、同じ下水処理をする住民として不公平と言わんで何と言いますかね。私は、ここを改善すべきと、均一、統一いつかするべきと、机たたいてもでも言いたいぐらいあるんですけど、市長、今、環境の変化があれば一事不再議は通用しない。それに応じた政策をしていいんだという認識を示されました。ほっとはしておりますが、これが全島的に工事が完了した時は、環境の変化であるという捉え方をされましたけど、私はそうすれば、多分、市長の言われる時限的なものは平成27年度が完了ですもんね。を言われてるんじゃないかと思えますけども、27年度まで待てば、平成16年3月1日の合併以降、もう10年以上たつわけです。この不公平行政は。

ですから、市長が言われるなんで10年間そのまま放置するんだという、その環境の変化は、環境変化じゃないと、まだほかにも環境の変化があるんですよ。実は、おいおい何かと言いますけど。そういう状況で、市長の環境の変化の捉え方は違うと私は思います。

そして、議事録等々見れば、壱岐市になっても常任委員会等で何回か議論されております。今度は、私は今4町、壱岐市内の全域における下水道の環境でいっておりますけど、どうも常任委員会の中では郷ノ浦町の合併浄化槽と郷ノ浦町の下水道が差があるというような議論まで発展したわけですね。郷ノ浦町時代の施策を今、言えばそうなんですけども、一応、下水道は下水道で見てほしいんですね。例えば、下水道の15万円のうち、受益者負担金をとっている人に返すとした時に、合併浄化槽とは違うじゃないか、合併浄化槽と不公平じゃないかと言われますけど、合併浄化槽は、あくまでも個人の土地に設置する個人の財産ですよ。

しかし、下水道環境整備事業による加入は、公共の面積の中の受益なんですよ。利用料も払っております。いや、合併浄化槽のほうも我々も利用料を払っとるという観点でおっしゃいますと思えますけど、実は、合併浄化槽は自らが出した生活雑排水、し尿、糞尿と言いますか、を1箇所を集めて自分の土地で処理されるわけですよ。

しかし、下水道、要するに、郷ノ浦、山崎、芦辺町地区においては、水道料が基本的な使用料として請求されますんで、家で車を洗車する。外の庭木に散水する、外壁が汚れてるから、水道を使って外壁をきれいにする。また、家の前の公共道、一般道が汚れているから水で流してきれいにする。環境を整えるという水道の蛇口をひねれば、同額が下水道料として請求されるんです。今。

合併浄化槽は、そういう関係じゃないです。自分の処理した分だけ利用料として請求されるシステムですから、ですから、そこで基本的に合併浄化槽と下水道を対比して公平、不公平を論じられる時限じゃないと私は思うんですね。

今、そういう意味で今度は、下水道に関して特化して市長に回答を求めております。ですから、合併浄化槽の分はちょっとこっちに置いときたいと今回は思いますけど、今、郷ノ浦で年間560万円、23年度末の統計ですけど、郷ノ浦地区の供用開始区域、供用できる区域の戸数が1,086戸、内接続世帯が498戸で45.9%の加入率です。一方、これは北部・南部合算してですけど、石田、芦辺の漁集を合算して、接続区域は655戸中336戸で51.3%の加入率で、漁集のほうが、加入率が多いんですね。まだまだ対象世帯も増えますし、加入世帯も芦辺浦がはじまればまだ増えます。郷ノ浦は、そういう負担金の徴収があるからこそ、10年以上たつとるんですよ。平成8年、平成10年の供用開始ですもんね。確か、北部、中央部は、十何年たって、半分も加入していない状況、これは多分、15万円の加入金が足かせとなってると思いますよ。おまけに、石田、芦辺は10万もらってるんですから、これ以上、ひょっとしたら伸びがないかもしれません。このまま不公平の行政を続ければですね。

それと、これに関連してですけども、郷ノ浦町地区は、合併処理をするのに、年間560万円の赤字、一方漁集では755万円の赤字、これは23年度末ですけど、両方で、1,300万円程度が一般財源から繰り入れておるわけですね。ですから、冒頭、申し上げますように、受益者のために一般財源から今でも1,300万円繰り入れてるわけですよ。これは、合併浄化槽とか下水道の差のみならず、だけじゃなくて、一般住民のほうが、こういう批判的に言われても防御のしようがないと思いますよ。ですから、大前提として、布設地域における加入率を相当数上げなければいけないと。その方策こそが、その下水道に繰り入れる一般財源、繰り入れる額を減らす最大の武器じゃなかるうかと思うわけです。それを市長が、環境が変わるまで、27年度以降にやろうというのは、悠長で話にならんと思いますよ。

言うしこ言うて、後で答えていただきますが、私が、環境が変わっておるといのは、合併当初も、副市長も当時建設部長としての要職でこの件に関しては、相当詳しく御存知かと思えますけども、当時は調整しようにもする財源もなかったと思いますよ。もう事業がスタートしておるといことで、下水ばっかりに気をとられちよる時代じゃなかったかもしれません。

しかし、現在ここは一番聞きたいところですけども、壱岐市においては、平成20年から23年度にかけて4年間で5億ずつ積み立てた合併振興基金というのが、20億円、今積み立てられております。この20億円が全額使えるんだらうかと思っておりましたら、償還分については、自治体の判断でどうか市長が考えてもいいようなシステムらしいです。詳しくは分かりませんが、そういう情報でございます。現在、いくら返しちよるかという、3億9千何がし、約4億円は償還済みということです。4億円は使えるようになってるわけです。市長の判断で。私はそのうち、その基金の一部を充当できないかと思うわけです。いくらいるかと申しますと、要するに市長もさっきから言われますけども、郷ノ浦と石田、芦辺が対比すると、郷ノ浦は

15万円の負担金をだして、芦辺が10万円もらっておりますから、もし、市長、芦辺、石田方式にすべて統一すると、郷ノ浦もしますよと、ということは、15万円もらったのを払い出して、戻して、また石田、芦辺に補助金としてくれとる10万円をやらないかんわけですね。1軒に対して。

ですから、1軒に対して、15万の10万ですから、25万円が必要になるわけです。ちょっと調べてみますと、現在、郷ノ浦では436戸くらいの公共ますに対して500戸くらいの世帯が接続しておると、しかし、減免措置等が講じられておりますので、加入金を負担して納入しておると大体400戸くらいだろうと、これは概算ですけども、の負担金を徴収しているということですね。400軒に15万と10万を、25万やから1億円いるんですね。ポンとやれば、1億円あれば、ぱっと明日からでも、統一できるんです。25万円をやって、そして3割引きしちよりますから、郷ノ浦の料金は、ですから、1億円払うと同時に3割引きは戻してもらおうと、相殺して返還すると。1億円以下で済むと思うんです。水道料の相殺しますから、七、八千万ぐらいいるんじゃないかと思えますけど、これを思い切って市長、支出できませんか。合併特例債を使って。基金を使って。それで一発でお金の現金の返しができないなら、壱岐市内の内需を拡大する意味でも、そして先ほど、音嶋議員も言われておりますけど、大型店舗に対抗する意味でも、壱岐市内の商品券で返還して、島内消費を促す方策もとれるんじゃないかと思えます。

どうか、その基金を使って郷ノ浦の負担を軽減をしてやって、そのかわり、統一料金をやりますよ。水道料金統一しますというふうにして10年先、15年先にやるよりもぼんとやって、それから利用料で少しずつ3割は余分に入ってくるわけですから、それを対応できないかと。これしかないと反対に思っておりますけども、検討の余地はないでしょうかね。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 小金丸流の解決策、私はその気持ちも分からないではありません。しかし、先ほど申しますように、合併当時から、平成18年まで1年余り2年近く、16、17、2年ですかね。2年間、委員会あるいは、恐らく全員協議会等もあったでしょう。そうして、先ほど申しましたように、18年3月3日にああいう結論が出ておるわけです。そういったものを、ここあと5分間で返事せよと私に言われても、それは無理な話でありまして、これはやはり十分な議論をしないかん。

しかし、私は先ほど申しますように、今までの条件で入った方に、じゃあ今までの金ば返すけん、当たり前料金を払うてくれよと言って、うんという人が何人おるでしょうか。私は、この一つの事業というのは、加入の要領とかそういうものは変えちゃいかんと思えます。一つの事業が終わるまで、ですから、私が環境変化というのは、その事業が終わって、いや、やっぱおかし

いぞということにならないと、今、継続中なのに、今まで入った方、そして入ってない方、あるいは整備が整ったところ、整ってないところ、同じ事業です。そういった中で、事業を継続しているときに、その要件を変えるというのは、これは事業主としてできないことだと思っております。

それと、先ほど加入率のことおっしゃいました。しかしながら、金額言われました。公共は500万円の赤字だと、集落排水は800万円の赤字だと、ですから、考えていただければ、加入率は低いんですけど、その経費にかかる収入の割合は、公共下水道83%なんです。あと少し加入していただければペイできるんですね。

一方、漁集は加入率は高うございますけれども、66%なんですね。ですから、いわゆる小金丸議員の論法も、わかるところもございますけど、私の論法も、少し考慮していただきたいと思っております。

私は、上げる目的はその公営企業が、自分たちで運営できるというのが、最終目標だと思っております。ですから、そういった意味で、これはもし、当たり前前に上げたら、一発でこの公共下水道のほうは黒字になると思います。黒字に近くなると思います。ですから、先ほどから何回も申しますが、ここを1分や2分でその結論を出すというのは至難の業でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） あと3分しかありませんので、これ以上、なかなかつっこんだあはできませんけども、市長、18年3月やったですかね。長田市長時代にその方針が出されておりました。利用料で調整して均衡を図るという文面ですよ。

しかし、それをうのみにされたら市長おかしいですよ。片や水道料金で、石田、芦辺はいくと、郷ノ浦は7割しか払ってないから、15万はそれからペイしていくんだと、これは10年後ぐらいに逆転するんですよ。一般的に書いてあるのが。水道料払いよるもんが、10万もろって水道料払いよるところと、15万もらって、7割しか払ってないと。10年後ぐらいには、逆転して郷ノ浦のほう有利になる現象が出てくるらしいんですよ。計算してませんが、それで平均、どの時点か知りません。供用開始時点でしょうね。多分、原点は、10年後には逆転するんですよ。そこじゃ、平均とれんとですよ。ですから、どこかでぱんと切らんとこれはできんと思えますよ。

それと、経費に対する収入、歳出に対する歳入が合計80何%、漁集が60何%でした。確か。しかし、当初から漁集、山崎とか恵美須なんかは、加入100%になっても、歳入で歳出は賄えんような計算になっとつですよ。そういう環境なんです。あの辺は。漁集は全体的に、そこを一緒にやられて、もうあと1分しかないですから、どうしても反論がいるならですけども、と



にかく現状のままでは、今日、テレビ見られた方は、下水道ってそういうもんかと思っておる方がいっぱいおられますから、とにかく広報かなんかでも、ぴしゃっと説明してください。何かあればお聞きします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、18年3月3日の市長の市政方針についてで、うのみにしておるって、当たり前じゃないですか。あなたたちも、失礼しました。議会を否定するようなこと言わないでください。議会もそれを認めとるわけですよ。（「行政報告って書いてあるんですよ。行政報告は市長の言いたいことですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、それについて一般質問ができるわけですから、ですから、しかも委員会をそれを承認してるわけですよ。私は、長田市長の責任は、私の責任ですから、人が変わっても行政ちゅうのは一連ですから、私はその責任はすべてあります。そのぐらいで、当たりの話です。ですから長田市長が言おうが、誰が言おうが、市長が言うたことは、私が言うたこととございますから、それはうのみとかそういう問題じゃないわけとございます。それが、1つ。

それからもう一つの逆転をする。それはします。しかし、私が先ほど言いますように、そうしてまた、石田、芦辺がもともと赤字でわかつちよっちゃったということですね。

それは、行政としてそういうことはないと思いますね。そういうことがあって、行政してよかったですか。ずっと、赤字。（発言する者あり）いや、それは採択もしませんよ。これでペイができるんだという経過をたてて、国は採択するわけです。赤字とわかって一般財源で補填しますよという計画はあり得ません。ですから、私は過去の事業の計画が、そして実施に踏み切ったことは赤字とわかつちよっちゃったと、そういうことは決してないと思っておるところとございます。過去の4町の町長さんのされたことも、私がしたこととございますから、そのことをはっきり申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長の気持ちもわかりますけど、私の表現が悪かったかもしれませんが、漁集の場合、計算しても100%入っても絶対、黒にはなりませんよ。公共は、加入者がものすごい多いから、その分では黒になっていきます。100%かたればですよ。公共の場合は、100%いらんと思いますけど。そうでしょ、副市長。ですね。漁集は、絶対とは言いませんけど、赤字覚悟ですよ。それは。計算してもならんはずですよ。

議長（市山 繁君） もう時間ですから。

議員（5番 小金丸益明君） 皆さん、帰っていいですよ。私、市長とやりますから。（笑声）

「過ちで改むること憚ることなかれ」言いますから。過ちはいつでも改定できます。もうこれ以上は申しませんけども、もう1回検討をよろしくお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。（「時間は、皆、守ろいとやんけ、守らんにか、時間は」と呼ぶ者あり）

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今の小金丸議員の発言、最後の発言については承服をしかねます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日12月13日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時44分散会

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 ( 第 4 日 )

議事日程 ( 第 4 号 )

平成24年12月13日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 7 番 町田 正一 議員
- 1 8 番 牧永 護 議員
- 1 1 番 豊坂 敏文 議員
- 1 番 久保田恒憲 議員

本日の会議に付した事件  
( 議事日程第 4 号に同じ )

出席議員 ( 20 名 )

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君  | 2 番 呼子 好君   |
| 3 番 音嶋 正吾君  | 4 番 町田 光浩君  |
| 5 番 小金丸益明君  | 6 番 深見 義輝君  |
| 7 番 町田 正一君  | 8 番 今西 菊乃君  |
| 9 番 市山 和幸君  | 10 番 田原 輝男君 |
| 11 番 豊坂 敏文君 | 12 番 中村出征雄君 |
| 13 番 鵜瀬 和博君 | 14 番 榊原 伸君  |
| 15 番 久間 進君  | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 牧永 護君  |
| 19 番 中田 恭一君 | 20 番 市山 繁君  |

欠席議員 ( なし )

欠 員 ( なし )

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君

事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	中原 康壽君
副市長 .....	山下 三郎君	教育長 .....	久保田良和君
総務部長 .....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長 .....	堀江 敬治君
市民部長 .....	川原 裕喜君	保健環境部長 .....	斉藤 和秀君
建設部長 .....	原田憲一郎君	農林水産部長 .....	後藤 満雄君
教育次長 .....	堤 賢治君	消防本部消防長 .....	小川 聖治君
病院部長 .....	左野 健治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	会計管理者 .....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。沓岐日々新聞社の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

・

日程第1．一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問を行います。

朝、私の恩師から実は電話がありまして、まあ毎回いつも電話があるんですが、僕が質問するときはですね。余り興奮しないようにということとですね、余り攻撃的にならんようにということとをきつく言われておりますので、今日は、まあいつものことですが、しっかりと中身で議論したいと思います。

質問通告は2点しております。一番最初に漁業の振興策について。

市長もですね、10月に中村知事宛てに吉岐市の要望書を提出されてはですね、その第1項目に漁業の重油の燃料の軽減化について知事に要望をされております。それも承知の上で聞きたいと思いますが、行政報告にも市長が述べられておりますようにですね、この漁業の、吉岐の水産業のですね、上半期の落ち込みはですね、もう15%、前年度対比で15%を超える漁獲量、それから漁獲高も含めて15%以上の落ち込みが見られるということはですね、燃料の高どまりの中でですね、漁業はまさに存亡の危機にあると認識しております。私の恩師も勝本におられるんですが漁業が、魚がとれんとですね、もう町全体が死んだようになると。まあ実は瀬戸の町も全く同じです。それでですね、今、TPPの議論が非常に盛んに行われていますが、農業はその全面自由化に対してはもう国策として輸入の関税撤廃は断固反対だという形で行われていますけれど、水産業についてはこういった議論がほとんどなくて、今国内消費の50%以上はもう輸入に頼っているという状況です。それでも何も国策として、何にも沿岸漁民を守る、実は振興策がほとんどまだ見られていないと。非常に不公平だと私は思っております。特に農業は戸別所得補償制度、これは年間3,000億円あって、吉岐でも6億5,000万円近い金が吉岐のほうに入ってきていると聞いています。それを初め手厚い補償制度がありますけれども、漁業の場合はもうむしろ金額は一定程度あるんですが、これがほとんどですね、設備インフラに投下されてですね、金額は大きいけれども漁民にとって直接それがそういった形で生活保障みたいな形につながる、生活の向上に、所得の向上につながるような補填措置が全くありません。1リッター60円以上について補償しても全国で500億円と聞いております。農家の戸別所得についても、これ1回、多分始められた制度ですから今度政権変わると思いますがけれども、政権が代わってもですね、これはもう恐らく今さらやめるというわけにはいかんと思います。多分この所得補償制度はずっと続いていくでしょう。そしたらですね、後はもうこの漁業だけがですね、水産業だけが非常に取り残されるのではないかと非常に危機感を持っております。私の同級生も漁師おりますけれどもですね、もう今は漁業だけではとてもじゃないけど生活できんと。後継者もだから育ちません。若い人が漁業では生活できんというんでもうほとんど島外に出て行っています。そういった中でですね、ぜひ漁業の振興策について今日は特にセーフティネット関係、特に漁業にとって一番、今一番問題なのはやっぱりこの燃油の問題ですね。燃油が高いからですね、当然ある一定程度の漁獲量がなかったらですね、燃油代がもう払えないと。そしたら当然そういった補償がもちろんあるわけじゃないんです、当然出漁日数もどんどんどんどん減っていきます。だから漁獲量も減るしですね、さっき言ったようにじゃあその分漁価が上がるのかといえ、片一方ではどんどんどんどん輸入しとってですね、漁獲高も上がらないと。非常に悪循環に陥っております。

だから今日はですね、中心は燃油のですね、補填措置についてですね、質問していきます。

それで、今日は聞いておられる方も、多分テレビを通じて聞いておられる方も多いと思うんですね、基本的な基礎的な知識として一応質問通告してますんで4点だけ簡潔に、あとで再質問のほうで時間とりたいと思いますんで、簡潔にお答え願いたいと思いますが、現在、1リットル当たりですね、この燃費は幾らになっておるのか。

それから、今、吉岐島内です、この漁業に従事している正組合員数は何人おられるのか。

2番目にですね、じゃあ市内でのこの漁業での燃油の消費額は幾らなのか。

それから例えばこれを1リッター70円を基準にそれを超えた場合は補償するという場合にした場合のそういった補助金の総額は幾らになるのか。

3番目に、リッター当たり10円の補填をした場合、幾ら必要になるのか。今までですね、いやリッター10円なんかっていうたら多額の金額になる、多額の金額になるという答弁で私たちもそういう認識だったんですが、じゃあどんくらの金額になるのかですね、実は正確に知りたいたいと思ひまして今回ちょっと質問しています。

4番目、多分平成23年度から始まったと思うんですが、大々的にですね、燃油のセーフティネット対策というのが国のほうが半分、本人の積立金半分という形でセーフティネット対策ができております。これの制度について簡単で結構なんでお教え願いたいと思います。

以上、4点お願いします。

議長（市山 繁君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。町田議員の御質問にお答えいたします。

漁業振興、これにつきましては先ほどおっしゃいますように深刻な状況にある漁業を、吉岐の重大な産業でございますので振興を図っていく。そして、今の町田議員がおっしゃるような危機感、私も持っておるところでございます。まさに輸入がどんどん増えて、かつ先日の新聞によりますと肉を食べる人は増えたけれども、野菜・魚を食べる人が減っているという状況でございます。これは魚を料理するのが手間がかかるというようなことも一つの要因だというようなこともあります。それから所得についても言われておりました。

いずれにいたしましても、非常に漁業を取り巻く環境は生産のほう、そして消費のほうともに、そして輸入、ともにですね、厳しい状況にあるということをご認識しておるところでございます。

それでは、先ほどの御質問の内容につきましてお答えをいたします。

まず1リットル当たりの燃費は現在幾らなのかということでございます。

これは各漁協によりまして単価の差はございます。したがってましてA重油につきましては84円から91.4円の幅がございまして、軽油については108円から134円の幅がございまして

す。

次に年間消費額は幾らなのか。市内の漁業での年間消費額は幾らかということでございます。また70円の価格を設定したときの補助金総額は幾らになるかっていうことでございますが、平成23年度実績で申し上げます。A重油は9,608キロリットルでございまして、8億1,577万9,000円でございます。軽油は206キロリットルで2,174万1,000円、合計いたしますと9,814キロリットルで8億3,752万円でございます。

次に70円の価格設定をしたときは、A重油は1億4,789万9,000円でございます。軽油は616万9,000円、合計1億5,506万8,000円の補助金総額になります。

1リットル当たり10円を補填したときは幾ら必要なのかということでございますが、A重油は9,607万7,000円、軽油は206万4,000円でございます。合計9,814万1,000円の補填金額になります。

正組合員数の数でございますけれども、1,279人でございます。

それから制度の概要といたしましては、現在のところ国2分の1、そして受益者2分の1で積み立てをして70円を上回った分についてその金額を補填するという内容でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 国が平成23年度から始めたちょっとセーフティネット対策といわれるものについて、私も実は同僚の大久保議員から細かく資料もいただきましてですね、勉強させてもらいました。実は箱崎漁協でもですね、150人近い正組合員数があるんですが、そのうちこれを利用しているのがですね、10人未満だということですね、非常に手続きが煩雑ですね、ほとんど沿岸漁民にとってはですね、まったくこのメリットのない補償措置なんですよ、大々的にうたわれた割にはですね。

それで再度ですね、昨日、部長にも再質問についてはこういうふうに聞くというふうにとったんですが、市長はさっき、その70円の価格設定をしてそれより上になった分についてはというふうにおっしゃいましたけれども、実は私がこれ、価格の分についてですね、調べたところでは価格設定なんかはないんですよ、最低の価格設定というのは。過去2年間の平均価格の115%というふうな形になっていましてですね、本来セーフティネットというのはそうあるべきなんですよ。1リッター例えば60円を超えたらその分についての補償、何らかの形で補填するとか、1リッター60円についてそれ以上超えた分については補填するというのがセーフティネットだと思ったんですよ、私も。ところが実際はそういうふうになっておりません。直近2年間の原油価格の平均値掛ける115%、これが補填基準価格になっておりましてですね、そしてまあ本人の申立てによってその年間使用料が6段階までありますから、その中の自己申告で

ですね、ずっとその中の6段階のうちの1つを本人が申告をしてですね、補填措置が受けられるようになるんですが、片一方ですね、さっきも言われたように、市長が言われたように50%は自己積立金です、自分が積み立てる。当然使用料が多くなれば積立金も増します。だからですね。

国の補填単価を見るとですね、平成24年第1・四半期はですね、その115%から110%、105%、100%という形でずっとなるんですが、補填単価はですね、1リットル当たりですね、これはまあ大久保さんは3,000円で申し込まれておるといふうに聞いていますけれども、補填単価がですね、1リットル当たり0.1円、0.11円。それからだんだんだんだんもちるん115%からずっと下がっていくんで補填単価は高くなってですね、第2・四半期が1.64円、第3・四半期が3.29円、第4・四半期が4.99円というふうに、まあこれリッター当たりの補填措置がそのくらいあるということです。

それですね、これはもう正直言ってですね、セーフティネットにも何にもなっていないと私は思うんですが、それでもう一つですね、ちょっと市長に質問なんですが、これは昨日担当部長にも文書を、このセーフティネットの分について質問をするといふうに言うていますんで。セーフティネットにいう、1リットル当たりの補填単価ですね、この0.11円とかですね、1リットル当たり0.11円、1円にも満たない補填単価です。最高4.99円。まあ多分一番高くてもですね、7円とか8円とかになると思うんですが、これはどこで決定されているのかということがまず第1点目。

それから、このセーフティネット事業ですね、これ国の総事業費は一体幾らなのかということが2点目です。

私はむしろですね、それよりも1リットル当たり例えば60円の基準を決めて漁協単位で一括申請、そして漁協に一括交付してですね、それを組合員に配分するというほうがはるかに有効だと。今のままやったらですね、非常に手続きが煩雑。

だからですね、特に大型の会社とかですね、大型の船団とかにはそれなりの経済効果はあるだろうけれども、壱岐のようなですね、沿岸の小規模漁業者には全く有効じゃないといふうに思っておりますが、この点について市長はどう考えておられるのかどうか、これが3番目です。

それから4番目にですね、これ半分はさっき市長が言われたようにですね、個人の積立金が50%になっております。だからその、ところが補填単価が低いためにですね、実際の支払いは、これ大久保さんの払い戻し金の、私ずっと持っていますが数百円、1カ月当たりに直すとですね、1カ月当たり数百円とかですね、多いときでもですね3,000円とか、そういったその程度の補助にしかになっておりません。だから個人の積立金がですね、しかもこれ手数料もこの個人の積立金の中から差し引きする、利息もつかないという条項になっております。なぜ個人の積立金が



ですね、価格補償するのに50%も必要なのか。その理由もですね、私はちょっとよくわからないんですけれども、この4点についてですね、御答弁願いたいと思います。市長はですね、これ、ちょっと細かいんで、もし市長が数字的なものがいっぱいありますんで、もしできない場合はですね、担当部長で結構です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、議員がおっしゃいましたように、内容的なものにつきましては恐らく議員が計算されたものが正しいと思いますし、その後の御質問の中で詳しい内容の数字的なものについては担当部長にさせたいと思います。

ただ、今、この事業が意味がないんじゃないかということでございますけれども、それにつきましては箱崎漁協で150人の正組合員のうち10人しか利用していないという状況でございます。しかしながら、これちょっと申しますと郷ノ浦漁協が208名のうち60名、勝本漁協が364名中166名、壱岐東部漁協222名中112名でございます、石田町はございません。合計1,137名のうち、さっきの正組合員の数と少し違いますけれども、348名の組合員が利用されておりまして、この制度は平成23年度からとおっしゃいましたけれども、平成22年度から行われておりまして、平成24年度には補填の見直しの基準が、見直しがなされております。しかしながら燃油の高どまりのために長期にわたり漁家の経営を圧迫している状況であります。

そのため長崎県がですね、国に対して次の2点について見直しを要望いたしております。1つ目に発動基準の平均価格の算出根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げると。これ、じゃあ具体的に幾らかと申しますと50円程度だということになっております。

それから2つ目には、積立金における国の負担率を引き上げてくれと。現在1対1ですけれども、1対3にしてくれという要望をいたしております。

そういったこともございまして、私はこのような見直しがなされている中でこの制度は大変重要な制度だと認識をいたしておるところでございます。市といたしましても燃油の高騰により漁船の操業日数が減少しておりまして、国境の監視活動の弱体化にもつながっていると思っております。11月中旬に漁船操業に係る燃油に対して1リットル当たり10円の支援を国土交通省に市長名、私名で要望をしてもおります。今後も漁協にマッチできる施策の実現に向け努力をいたしたいと思っておる次第でございます。

追加質問については担当部長よりさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 町田議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

まずはこのセーフティネットの制度につきましては非常に手続きが煩雑で非常に利用価値がないんじゃないかというようなお尋ねでございますが、この制度を見ますと、やはりですね、あくまでも個人が申請をいたしまして漁協で事務手続きは行って、個人があくまでも申請をし、それが一般社団法人漁業経営安定化推進協議会でこれを取りまとめて行う制度となっておりますところでございます。

これを申請いたしますと、ここから個人宛に、あくまでも先ほど議員さん言われますようにですね、自分が使用する年間使用料と、それからどれだけの補填金額をもらうかというものを選定をいたしまして、それに見合う掛け金を振り込むようになっておるところでございます。

そして、先ほど議員言われますようにですね、個人が掛け金を出されたのと同じ金額を国が積み立ててですね、その燃油の補填に供するような、そういう制度となっておりますところでございます。

それから、決定はどこかというようなお尋ねでございましたが、これは先ほど申し上げましたように一般社団法人、事業主体としてはですね、一般社団法人漁業経営安定化推進協議会がですね、行っておるところでございますが、こちらのほうでその発動をするか、しないかを決定するようになっておるところでございます。

それから全体の事業費は幾らか。あるいは60円に決めて組合に、それぞれ個人じゃなくて配分して、組合サイドですね、それぞれ配分をしたほうが非常にいいんじゃないかというお尋ねでございますが、まず事業費につきましてはこれは先ほど市長も申し上げましたように平成20年度にですね、非常に燃油が高騰いたしましてですね、これによりまして漁業者が出漁をしないような事態が発生いたしまして、これに基づきまして平成22年度から事業が立ち上がっておるところでございます、平成22年度が約19億5,000万円でございます。平成23年度は約8億2,000円でございます。それから平成24年度は18億7,000万円でございます。このような事業費で運営をされておるところでございます。

それから、60円ですね、組合でというようなことでありましたが、最初のお答えと同じようにですね、あくまでも制度上は個人で行うというようになっておりますので、現段階ではそれでやらざるを得ないかと思っておるところでございます。

それから50%の補助率は、低いというようなお尋ねでございますが、これも制度上あくまでも個人の出した部分につきまして国が出すという現段階ではこのような制度でございます。

以上でございますが。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 県が要望している第2項の2つの事項というのはですね、基本的にこの方向が僕も正しいと思っているんですよ。要するに発動根拠の見直し。要するに価格設定がないんですよ。70円とか60円とか価格設定があってですね、これより超えた分については補償するとかいうシステムになっていないんです。これはですね、今ですね。だから、直近の2年間の平均でですね、燃油の基準価格をまず算出することからこの補填措置は始まっていますから、非常に高いですね、基準単価になっています。だから当然ですね、漁師の手元にはわずかに数百円とかですね、二、三千円とかいうような、そんな金額しか返ってこないわけです。そしてですね、その組合が今確かに箱崎漁協はちょっと150人中10人ぐらいしかおらんのですが、勝本のほうもかなり多くこれやっていますが、これはですね、平成22年度のときにですね、国がこれ大々的にですね、この制度ができた。この制度ができたならもう今からはですね、高くなったらですね、国が半分面倒を見るということですね、漁師の中にはこれはいい制度やということですね、相当数加入しました。ところがですね、今になったらこんなもん四半期にですね、数百円とかですね、二、三千円とかもらったってその積立金がかかり要る。金額も多いところはもう30万円とか40万円とかの積立金をですね半分せないかんからですね、その実効性がないということですね、恐らくですね、これ漁師減りますよ。もうこんな制度別に必要ないと。燃料がですね、こんなに高いとにからですね、数百円の割戻しをもらうたからって余りその実効性がないということですね、私も多分これは減るんじゃないかと思います。

ほで、この制度を維持していくのは私は別にいいと思っているんですよ。ほで市長、先ほど県が発動根拠の見直しちいうのがこれまさにこれなんですよ。一番高いとこの直近の2年間をとつとるからですね、基準単価が非常に上がっているんです。だからリッター、平成16年度要するに燃料がどんどんどんどん上がりだしたところが大体そうですね、昔は50円だったんですよ。そんなところだったらですね、漁師もですね、それはまあ漁師も連中もそりゃあいつつも言います。リッター50円だったですね、非常に楽だと。だから50円以上についてですね、補填するということであればですね、それは漁師も非常に助かるんです。ほで、出漁日数も増える、漁獲高も増えると思います。もちろんその輸入の問題についてはですね、これは壱岐市単独でとか長崎県単独ではできることだと思いません。だからですね、ぜひですね、今市長が言われた、まずこの発動根拠の見直しリッター50円で県がそういったような形で県に要望しているんだったらですね、ぜひですね、特に離島は物流の面でもその輸送コストも高いわけです。しかも国境離島ということですね、今国土防衛の問題で非常にその離島の重要性というのは高まっておるわけですから、最低限ですね、離島についてはですね、リッター50円の、平成16年度当時のリッター50円

のこれを根拠にこのセーフティネット対策をもう一回見直してくれということ。

それからですね、それからもう一つさっき言われました積立金の比率を1対1から1対3にする。これもですね、これはね、本当ありがたいですよ。今は1対1なんですよ。だから要するに20万円積み立てて20万円補助、それで20万円になったらですね、もう一回また本人が積み立て、もう一回再度積み立てせないかとです。それよりも1対1から1対3とか、1対5とかしてもらったらですね、これはですね、もう漁師の生活の根幹が一応そこで確保できると、私も思います。

ぜひですね、この2点についてはですね、市長、ぜひですね、ほかの3離島と協力してですね、これはもう本当に強力に進めてもらいたいと。離島の漁業の根幹に関わっています。もちろん今回もし政権が代わったらですね、私たちもちろん一生懸命これは、これについてですね、協力しますんでですね、ぜひこれ市長本当に漁師これ喜びますよ。これリッター50円とかになったら、これが基準単価になって、これは補助率も1対1から1対3というような形になったらですね、もう画期的な漁業支援策になると思います。もうもちろんそりゃあ港湾のインフラ整備も大切でしょうけれど、むしろいまはですね、港湾のインフラ設備よりもインフラ設備を利用する漁師がですね、生活がやっていけん状況になっておりますので、ぜひこの点はですね、ぜひ市長も力を入れてですね、取り組んでいただきたいと思います。

それから国の事業費はですね、これも多分全国レベルでですね、ここまで問題が深刻化しとって離島の重要性がうたわれとるとに、全国でですね、これ8億円とか10億円とかいうようなですね、こんな燃費補助なんか、こんな金額はありえませんが、基本的に。農業の所得補償は年間3,000億円ですよ。あれもう一回配ったら、もうこれやめられませんか。政権代わっても恐らく続くでしょう。ぜひですね、こんなもんはですね、僕はもうアリバイづくりにしか過ぎないと、この国はですね。ほで、平成22年度これセーフティネットのこの考え方については僕もこれ賛成です。ほで、あとはできるだけですね、これの改善と後はもう漁師が1件、1件その申請してどうのこうのじゃなくて、もう基準単価を1リットル50円とか60円とか設定して、それ以上の分についてはですね、使った燃費掛けるその差額は全部漁協のほうにですね、全部やって、それから漁協を通じて全部配分させればですね、何ら複雑な手続きは要らんわけです。ぜひですね、これは強力にですね、全部で差額補償しても1団体で1億5,000万円ぐらいですからですね、そう無理な金額じゃないとです。3離島やっても恐らく七、八億円ね。もう長崎県全体で七、八億円ぐらいの金額だと思います。その程度の予算はですね、ぜひ市長も全国で初めて認定漁業者制度を設けられましたんでですね、これ壱岐が先頭になってですね、これを県と一体になってですね、ぜひ国にですね、この2点ですね。補填単価の発動の時期の見直しと、それからこの出資比率のですね、この見直しの2点についてはですね、これは長崎県が考えとることと私も

これはもうまったく同感です。ぜひ、あとはもう実行していただきたいと思います。

時間がないので、次2点目に移ります。

私は厚生委員会におるもんで余り福祉事業についてですね、まあ委員会でも聞きますんでそう細かいことはそう聞きませんけれども、私はですね、福祉事業というのはですね、非常にマンパワーの占める領域が非常に大きいと。要するにだから、例えば50人収容する施設をつくったらですね、大体ほぼ同じ人数のですね、人間がそこで雇用できるようになります。だからぜひですね、こういったその福祉事業をですね、企業誘致を同じ考え方でですね、捉えて壱岐はやるべきだと。そうしたら今はですね、若い人は雇用がないと。いつも、しょっちゅう言われるんですけども、帰ってきたいけれども仕事場がないということをよく言われますけれども、この福祉事業をですね、もうひとつは企業として、企業誘致として考えると。非常に島内の雇用にも役立つしですね、それで若者の雇用が増えるということであれば、もうこれにまさるものはないと思っています。一挙両得だと思っているんです。

それですね、ただし一方でですね、昨年度も大幅に介護保険料を値上げしました。一方で老人関係の施設をこれかなり充実させようと思うとですね、どうしてもその介護保険料の値上げをせざるを得ないというジレンマに陥ります。壱岐市はまだ長崎県全体から見るとですね、県平均よりもまだ少し低いぐらいの介護保険料なんですけど、それでもですね、だから今からはですね、こういった介護保険料によらない、国が根拠法にしている介護保険法じゃない福祉施設も同時に考えていったいいんじゃないかと。ほで、前回はですね、その知的障害者の更生施設をぜひつくってもらいたいというふうな9月議会で質問したときにも、市長もぜひそれは前向きに、今島外に60数名の方が今島外におられるから、ぜひですねそれも前向きに取り組みたいというふうな御答弁だったんでですね、これもぜひですね、市長の任期中にぜひ僕は実現してもらいたいと思っています。

それ以外にですね、例えば生活保護法にいう救護施設だとかですね、それから厚生労働省が地域の理解がなかなか得られなくてですね、累犯障害者。まあ累犯障害者っていうのは要するに障害、知的とか精神を持っておられる方で無銭飲食だとかですね、万引きだとかですね、そういったことを繰り返すと。ほで、もちろんそういった犯罪でも何回も積み重ねれば懲役刑を受けたりして懲役されるんですが、ほで出所してもですね、この人たちの行く場所がない。だからそういった方たちの更生施設を全国で、これ全国の自治体に募集しているんですが、なかなか地域の理解が得られなくてですね、こういった施設もですね、非常に厚生労働省も頭を痛めています。こういった施設もですね、私は受け入れていいんじゃないかと正直言って思います。というのがまず第1点です。介護保険料に頼らない施設をつくってもいいんじゃないかということ。

それから2番目にですね、特別養護老人ホームの状況です。

吉岐市は第5期介護保険計画の中で60床、箱崎中学校跡地に民間という形で、これも市長の行政報告の中でだされたわけですが、これがですね、市長も腹立たしい思いでしょうけれども、最初から吉岐市の介護計画ですね、県が認めないというんだっただけですね、これまだ話しわかります。ところが県が認めとってですね、吉岐市はですね、この間ずっと県とこういう状況でやりますということをやっと話し合いをしながらこの期に及んで10月11月にですね、公募12月に決定というところまでいながらですね、まだ公募の段階にも至っていないというのが非常にやっぱりどう考えてもですね、行政事務のあり方として、私は正常じゃないと。私は思っています。こんなもんはですね、基本的にですね、行政というのは市であろうが、県であろうがある程度一体となってやらないかんことで、市がいうことと県がいうことが全然違ふとかいうようなのは行政のあり方としてですね、基本的にありえないと思っております。だから、ぜひこの分についてはですね、今日ちょっと答弁ができる範囲で結構なんです、この民間で公募する予定の特養の状況、この県の状況について簡単で結構ですからお答え願いたいと。

それから、市立の特養についてはですね、後ほど豊坂議員がこれについては質問したいということなんで、市立特養の状況についても簡単で。これは本当に簡単で結構なんですお答え願いたいと思います。

3番目ですね。これもほかの地域では非常に珍しいんですが吉岐市の場合はですね、約160の方が老人ホームのほうにも待機待ちされています。これはですね、実はほかの自治体では非常に稀有な例なんですよね。特養の待機待ちっていうのはほかの自治体も結構あるんです。ところが老人ホームの待機待ちとかいうのはほとんど聞いたことがないとびっくりされておりました。これの解消をですね、市長はどういうふうな形で考えておられるかですね。もう僕はできたらね、これも民間でやっていただきたいと正直言って思っていますけれども、これもぜひ御答弁願いたいと。これ恐らくこの数字はですね、今から増えることがあっても、途中でお亡くなりになる方は、待機待ちですと待ったまま数年が経ってお亡くなりになるという方もおるとい状況なんです、この解消について、市長はどう考えておられるのかについても御答弁願いたい。

4番目にですね、こういった福祉政策をいくらやってもですね、その根幹はですね、医療がしっかりしていないともうこれは絵に描いたもちです。もう福祉施設の場合は、特に特養なんかはもう必ずですね、入院方の病院のバックアップがないといかんというふうに申請段階で言われとるぐらいですから、吉岐の医療をですね、もう福祉の一番最下層には医療が基本的にのっかっているんです。くっついてるんですよね。だから、吉岐の民間の福祉施設のほとんどはですね、医療法人が経営されています。だから、その医療がいかに一番大切かっていうことは重々承知の上で市長もですね、市民病院の病院企業団加入についてですね、これを公約の一丁目一番地に掲

げられてですね、当選されたわけです。その後のですね、企業団からその前に、申請の前に内部で検討すべきっていうか、内部で課題にすべきということで8条件の条件をつけられております。あれを見たらですね、あともうクリアすればいいのはですね、その経営改善計画の策定とですね、組合の同意ですよね。要するに職務職階制の同意です。私はですね、職務職階制の導入なんかはですね、当たり前のことだと思っているんですよ。元々能力のない人間がですね、能力のない人間が年数に応じてですね、どんどんどんどん出世したり給料が増えること自体がおかしいと。係長までのレベルしかないと思ったらですね、係長の報酬ですと年数を増えていって、それで当然だと思っております。職務職階制なんかですね、組合がどうのこうのというような問題じゃない。当たり前のことだと私は職務職階制については思っています。こんなもんをですね、いつまでもただらだらだらですね、交渉する必要はないと。もうやると。もうやらんと、これ市民病院の赤字がですね、後で中村出征雄議員も通告されていましたが、もう待ったなし。一般会計から繰り入れをしなければいかなような状況になってですね、この段階になってですね、その内部調整もできんようでは、これはもう病院企業団加入とか何とかいうような、それ以前の問題だと思っています。だから市長にはこの点についてはもう絶対踏ん張ってもらいたいんですが、この今、特に職務職階制についての組合との交渉の状況をですね、ぜひ御答弁いただきたいと思います。

以上、4点。簡単で結構です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 福祉施設の件についてお答えいたします。

その前に1点目の質問について答弁はありませんでしたけれどもですね、一言言わせていただきたいと思います。

先ほど申されましたように、漁業の再生っていうのはですね、もう本当に厳しい状況であります。何としてもやらないかんと思っています。ですから県下離島3市2町ございます。この3市2町の市長、議長会がですね、実は先日延びまして今年度内にあるようになっております。その中で3市2町の市長、議長会。そしてそれに加えてですね、その漁協長会に諮ってですね、ぜひ私はその要望をしていきたいと思っております。そのことをはっきり申し上げておきたいと思っております。

また、全離振会長でもございます。国政選挙の後どういう枠組みになるかわかりませんが、どういう枠組みになったといたしましても、政権与党の離島振興の委員長と十分に私はそれを話していきたいと思っております。

それでは2項目目の質問、壱岐市の福祉施策について御答弁を申し上げます。

介護保険料によらない施設の設置を企業誘致として考えたらどうかと。大賛成でございます。

それは私はですね、大賛成ということをまず申し上げておきたいと思っております。そこで、ところが普通の救護施設、時間がございませんので割愛いたしますけれども、平成24年4月現在です、26施設ございます。そういった中で生活保護法、またその他の法の定める保護、あるいは救護施設は都道府県、市町村及び独立行政法人のほか、社会福祉法人、日本赤十字社でなければ設置することができないとなっております。かつ30名以上を入所させる規模でなければならぬとなっております。建設費につきましては国、県で4分の3、設置者が4分の1でございます。今現在の状況を県に確認いたしましたところ、1施設では閉鎖の状況もございまして、一般の保護施設につきましては今のところ不足をしていない、充足しているということでございますが、先ほど議員おっしゃいますように、累犯施設、これらにつきましては本人はわかっているけれども、また同じ罪を犯してしまうというのが、もうほとんどございまして、実は逮捕した犯人には必ず知能検査をするそうでございますけれども、犯罪者の4分の1は知的であるという実績がでております。そういった中で、この方々は釈放されてもですね、生活のすべがないわけです。また無銭飲食とか無賃乗車とかしてまた入ってくる。そういうことございまして、この施設につきましては、先ほどおっしゃいましたように、地域の承諾といいますか理解、それがもう本当に必要になります。そういった中でもございますけれども、それについても模索をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、特養の状況はどうなっているかということでございます。

これにつきましては、既存の部分につきましては割愛させていただきます。

ところで箱崎中学校跡地利用の特別養護老人ホームについて、先の9月議会において10月から公募をするということを御報告いたしました。これを受けまして自治会等々関係者への説明を行いまして、最終調整を行っておりました。その後、県との再調整を行いましたところ、直前に県側から県として選考基準を確立させる必要があることから公募の実施主体をどうするかも含めて検討するのでしばらく実施を待ってほしいという連絡がございました。そういうことで公募を延期いたしまして、その後県へ再三にわたって進捗状況の確認をいたしておりましたけれども、返事は決まって検討中ということであったわけでございます。その後10月下旬に山下副市長を県に出向いてもらいまして、公募から事業者決定までを県において実施する予定で現在調整中との回答を受けたところでございます。それから事務レベルでは実施に向けたスケジュール等を早期に示していただくようお願いをしておりましたところ、11月中旬に県から公募方法の調整不足、公募開始の遅延等について、実は謝罪を受けたところでございます。そのあと11月中には公募を開始する予定で事務を進めたいと回答をいただいたわけでございますけれども、11月28日に急遽第5期計画において広域型特定特養の整備予定がある関係市町、これは今年は松浦、佐世保、佐々、吉岐4市町でございまして、担当課長に県としての方針を示すための会議



が招集されました。県で公募を行うようになった理由といたしましては、市での予算試算、県での本予算の2段階申請においては全国で審査のやり直しなどの事例も生じており、万一県と市で判断が異なった場合の取り扱いが非常に厳しいことなど、二重審査の弊害及び公募そのものに対する考え方が市町村間で差が出ることから、県としては市町村間で異なる対応はできないなどの説明を受けまして、県の実施方針を出席者全員で確認したところでございます。課長会議翌日には本市の公募要領について県より案が示され、11月30日には県ホームページにおいて公募開始する旨連絡があり、県の案を了承したところ、再度県内部において検討事項があるとのことで再度延期をされました。とにかく延期延期になっておるところでございます。県は今のところ早急に公募を開始するというこのみの返事でございます。公募開始からの日程につきましては公募期間の2カ月経過後3月中には事業所を決定し、来年度以降補助金の決定、事業者による建設工となります。公募時期がおそくはなりましたけれども、事業開始時期には影響がない。平成26年度中に事業が開始できるよう計画をされておるところでございます。

時間が迫ってまいりましたけれども、老人ホームのことでございます。

老人ホームにつきましては160人が待機待ちという稀有な状況にあるということでございます。これは、福祉施設でございますので、実は福祉計画にあげておかないとだめだということがあります。福祉計画は今年が計画が始まったばかりでございます、3年に一度でございますから再来年にならないとちょっと計画できないということになります。

そこで、どうして壱岐はそんなに待った人が多いのかといいますと、本来養護ホームは住まうところがない方ということでございますけれども、独居老人の方とか高齢者夫婦の方とか将来的にはですね、もう自分たちで生活できんという予防線である意味申し込んでいらっしゃるという状況があるわけでございます。

そういったことで、またそしてそれを民営化できないのかということでございますけれども、その道はございます。ただし、今の段階で今の単価で申しますと、その入所費1人当たり市が月15万円、年間180万円、それは公の場合でございますが、民間の場合は月に20万円程度の支出をしなきゃいかんという状況にあるようでございます。ただ、詳しい確定した数字ではございませんのであらかじめ御了承いただきたいと思いますと思っておりますが、そういう内容でございます。

次に、病院でございますけれども、市民病院、これは私、さっき申されましたように一丁目一番地として今回私は選挙に勝利したと思っておる次第でございます、何としても加入をする。そういった中で、幾つもの状況の中で職員組合との交渉はどうかということでございます。

現在交渉を重ねておりまして、私は必ず職員も理解してくれるものと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 時間が来ましたが、町田議員、ようございますか。

議員（7番 町田 正一君） 小金丸議員から10分ぐらいオーバーしてやれって言われたんですけど、そうはいかんでしょうから、今日はこれで終わりますけれども、一般質問の時間もですね、本当はもう少し長くやりたかったんですけど、じゃこれで終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時00分といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで鯨伏小学校の6年生の皆さんが社会科の学習の一環として公民的内容を深めることを目的として本会議の様子について見学に来られておられます。本当に生徒さん方ありがとうございます。

本日は一般質問を行っております。一般質問は、議員が市長に対して市政全般についてさらに壱岐市が発展していくような質問や政策を提案する場所であります。議員と市長との活発な議論を聴かれて、今後の学習等に役立てていただきたいと思います。また、将来、壱岐市を背負っていくようになっていただきたいと思いますので、どうぞ御参考にしてください。

それでは一般質問を続けます。

次に、18番、牧永護議員の登壇をお願いします。

〔牧永 護議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 牧永 護君） 鯨伏小学校の皆さん、ようこそいらっしゃいました。わかりやすいように一生懸命質問いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

通告を3点いたしておりましたが昨日の一般質問とダブっておりますので、重複する部分を除いて質問をいたします。

1点目で均衡ある農地の開発についてです。

人口も3万人を割り、離島があるがゆえに企業誘致もままならず、島の産業活性化については市長も常々発言されているように一次産業の活性化に力をいれなければならないと思います。島の一次産業のうち農林業については高齢化が進む中、認定農業者・生産組合を中心に農業生産額、畜産の32億円、米の5億3,000万円、イチゴ7,000万円、アスパラ2億8,000万円、たばこ3,000万円、花き8,000万円を中心に合計で48億円程度とっております。畜産

の32億円ですが、先日の牛市場で親牛が6,000頭を割ったのではないだろうかと思っております。今後、非常に心配しております。しかし、近年後継者が若干増え、ハウスを中心に、野菜・花きを中心に新しい風が吹いているのも現実でございます。

このような中で農業委員会を中心に荒地の解消に努めておられますが、先ほど申しましたように和牛の6,000頭を割ったのは耕作放棄地の増加につながるのではないかと考えております。そこで、どのような地区が増加傾向にあるかを考えてみますと、おのずと結果が見えてくるような気がします。島内には生産法人を含め生産組合が現在38組あるわけですが、この地域には耕作放棄地が少ないのが現状でございます。この生産組合の活動が原動力で基盤整備ができていないのでしょうか。現在水田で計算すると耕地も含め約60%が基盤整備されております。残りの40%が問題です。現在までは地域の盛り上がった地区を中心に行政が入り込んで説明、了解、工事着工、完成に至っているわけでございます。今年度も刈田院、八幡地区が行われたわけでございます。あと木田地区が検討されているわけですが、その後ほかにも計画があるのでしょうか。ここで私が提案したいのは今までは地域にリーダーがおられた地区、また市、農協などの職員がおられリードしていただき早期の基盤整備が完成した地区が多いように思われます。しかしながら、農協支所も統廃合によりなくなりよりどころがなく、まとめ役がいなくなった地域は後継者もなかなかできず耕作放棄地が増えているような気がいたします。

そこで今までのようにこの指とまれ方式ではなく、行政からも積極的に足を運びその機運を高めるところから入っていくべきだと思っております。担当職員の数の制限があり大変だと思いますが、最初に申し上げたとおり離島であるがゆえに企業誘致が非常に難しいと思う、一次産業の活性化は手の届くところにあると思っております。市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（市山 繁君） ただいまの牧永議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 16番議員牧永護議員の御質問にお答えいたします。

均衡ある農地の開発をとということでございまして、基盤整備事業は進んでいるけれども、その取り組みがおくれている地域がある。高齢化が進む地域が多いがそのような地域に行政が積極的に手を貸して手伝いをするべきじゃないかということでございます。

議員御指摘のように、私は吉岐市の活性化を図るためには第一次産業の振興なくしてありえないと思っております。農業、漁業、この振興を図るという強い気持ちを持っているところでございます。

そこで先ほど申されました吉岐の農業の基盤整備率でございます。

全体では60%でございます。これを旧町別に申し上げますと、郷ノ浦町が36%、芦辺町が85%、石田町が51%、勝本町57%の耕地整備率でございます。農業基盤の整備は農業の生

産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、農業生産の再編成を促進するために生産基盤を計画的に整備をしてきたところでございます。農業振興をしていく上で重要と認識のもと鋭意取り組んでおります。現在も先ほど言われました刈田院地区、そして八幡地区が県営、そしてまた団体営で計画をされておるところでございますけれども、このほかには現時点では要望箇所はあがってはおりません。基盤整備を行うにはどうしても地域のまとまり、地権者の同意が最低条件でございます。また、その条件につきまして、おっしゃるように今までできなかったところの同意というのは非常に厳しいものがある。またリーダーが不在であればなおさらだと思っております。そしてまたこの基盤整備には地元の負担金が伴うわけでございます。そういった中でみずから高齢者というふうなことで受益者負担も非常に厳しい状況になると思います。しかしながら、それを感化しておりますと、いよいよ耕作放棄地が増えるという状況になるというのは目に見えているわけでございます。先ほど申されました生産組合、そういった方々との情報交換、連携をとりましてもちろんJAともそうでございますけれども、できるだけ農地の有効を図られるようなお手伝いとしていきたいと思っております。なお、もし議員が情報として基盤整備を行いたいというふうな地域がございましたらお教え願いたいと思っております。いずれにしても受益者の意思統一が最も肝要でございます、そういったところについては行政として積極的にお手伝いをしていくという考えは持っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 私が言っているのはですね、希望があるなら先にいっとるわけですね。やろうという雰囲気はですね、行政も一緒になってですね、起こさないと、今残っている地区はですね、なかなかいろいろな問題があってできなかったわけですね、リーダーなり問題があって。その中にあとの40%という残った部分をですね、どうにかして火をつけるためにも行政も一緒に足を突っ込んでくださいうことです。確かに地元負担金の問題もあります。やりようによってはですね、転作奨励金とか農地流動化とかあってですね、その分も生産組合等をつくっていただいてですね、うまいぐあいに活動すればですね、地元の持ち出し金もですね、そういう形で捻出されると思いますですね、どっかあれば私たち行くよじゃなくて、私がいっているのは、火の気がないところにお互い一緒に火をつけましてですね、基盤整備をやっていきたいものだと思っております、質問をしたわけでございますので御了解いただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のように、今残っておりますところはですね、本当に今までできなかったというところが残っておるわけですね。そういった中で行政だけ、あるいは地元だ

け、あるいはJ Aだけってということだけではなかなか厳しいと思います。おっしゃいますように行政も啓蒙する。そしてまたJ Aあるいは生産組合等にも御協力をいただく。そういった形でですね、そういう基盤整備を行おうという気持ちの高まりの、団結の高まりの糸口を見つけるために行政としても努力したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 努力をしていただきたいと思います。私たちもですね、一緒に汗をかきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に2点目ですが、昨日同僚議員が質問された光ケーブルでの利用についてでございます。

私は安否確認システムは是が非でも必要と思ひます。また、平成24年3月に発行された壱岐市情報計画書にも医療、福祉、教育、防災などあらゆる問題が提起されております。まず、告知機インターネット、ケーブルテレビ等の加入率はどうなっているでしょうか。当初の説明のときからこの事業は光ケーブルによって壱岐の多くの課題を解決できると説明がありました。全国的にもいろいろと活用されている事例が数多くあります。安否システムだけでなく、広く研究し、システム化ができるものから取り入れるものと思ひしております。昨日も選考に漏れたと市長の答弁でありましたけれど、必要だから手を挙げたのでありますので、漏れたら漏れたで、次の手ですね、早急に打つべきでして、漏れたからだめだったではですね、回答になっていないと思ひます。何らかのですね、手を打って進めていただきたいと思ひます。市長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 光ケーブルの活用につきましてはいろいろな活用方法がございます。そのいろいろな活用をして壱岐の情報ネットワーク、あるいは安全安心サポート等々を構築していきたいと考えておるところでございます。

まず最初の御質問でございました加入率でございますけれども、10月末現在で申し上げます。告知機1万2,757件、ケーブルテレビ8,446件、インターネット2,749件、IP電話1,061件でございます。単純に世帯数1万1,590と事業所数1,822を合計した1万3,412を分母といたしますと、告知機は95%、ケーブルテレビ63%、インターネット20%でございます。まあ自宅兼事業所という方もいらっしゃいますのでこれが若干、上がるかと思ひますけれども、今の現状はこうなっておりますのでございます。

高齢化が進む中で利用方法の拡大でございますけれども、インターネットを先ほど申しますように、等々ネットワーク網を構築したいと考えておるところでございます。

それから、安否確認。国の事業で漏れました。しかしながら、平成25年度もこの事業は継続のようでございますので、もう一度手を挙げたいと思いますし、実は県単の事業があるということで、説明を受けたいと思っているところでございますが、昨日も申し上げましたように、リモコンでできる、あるいはタッチパネル、あるいはテレビジョン映像というようなものもございまして、どれが一番壱岐にあっていいのかということも含めて検討をしていきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） そうすると告知機についてはほとんどの家庭に取り付けられているということで理解していいですね。

最後の安否確認等ですね、施策につきましてはですね、県・国を含めてですね、ぜひとも今後取り組む第一段階ですね、施策だと思っておりますのでですね、研究をしていただきたいと思います。

3点目に入ります。

今日は鯨伏小学校の子供たちもきております。この子供たちにですね、原発事業による禍根を残さないためにもですね、原発の問題は非常に必要だと思っております。

まず市長は再稼働は絶対反対と表明されていますが、その後どのような運動をなさっているのか。反対表明だけで終わるのか。脱原発か卒原発、十分な検討とかいろいろな言葉が走り回っていますが、即停止というのは何かこのごろの情報を聞きますと難しいのではないかとのおもいます。市長の率直な気持ちはどうですか。このようなときにこそ反対運動をするなら、私たちも市民も一緒になってですね、この運動を盛り上げるべきだと思っております。

次に、モニタリングの数値でございます。

市長、モニタリングの数値を確認されましたですね。モニタリングポストについては市民に安心していただくために市長と議長（私）で九電に申し上げたわけでございますけれども、九電から設置していただかなくて、確か文部科学省の設置だと思っております。安心していただくために設置したわけでございますが、反対に心配な声が上がっているのが現実でございます。なぜかという、国の基準から比べると低いわけでございますけれども、長崎県内のポストの数字からいいますと壱岐が一番高いわけでございます。いろいろ調べてみると、ウラン、トリウム、カリウムは花崗岩地域では高濃度に含有され、それが大気中に放流されて高い数字がでていられると思いますが、私にはそれを信用することができません。なぜかという、県内に設置されてあるほかの地域でも花崗岩地帯でありますし、この数字がそのままはいそうですかという、私には信用することができません。日本地質学会の自然放射線量などの資料を見ても私はどうしても納得することができません。

市長はそれが正しいかどうか検証をした上で広報などを通じて広く市民に理解してもらう必要があると思います。

また、先日発表された原子力委員会の報告書で原発で事故があった場合の拡散予測は余りにもずさんで風上と風下反対に入れて入力して二転三転しているではないですか。原発から吉岐の方向に10キロしか拡散しないと発表されております。10月31日規制委員会は30キロ圏内を重点区域と指定しているが、このようなことから全く信用できない状態でございます。吉岐にはえん風が吹かないといっているのと同じでございます。

このような資料を見て市長はどう思われるか、納得されていないならば、何らかの形で対応をとるべきではないかと思っております。市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 牧永議員の3番目の御質問、原発の再稼働に対する市民の不安の解消、再稼働について反対と発言されているが今後どのような運動をされるのか。2番目にはモニタリングポストの数字が許容範囲であるけれども他地区よりも高い。市民に安心してもらうためにわかりやすい説明が必要ではないかということでございます。

この原子力問題につきましては、今度の、今の国政選挙でも争点の一つでございます。しかしながら、私は原子力行政は国策において決定されるものであると思っておるところでございます。しかし、現実に原子力玄海発電所が目の前にございます。そういった中で海を隔てて24キロの地点にあるわけでございますけれども、それを国策でということで見過ごすわけにはいかないわけでございます。私は市民の安全安心を確保するためには国の施策のエネルギーであるとか、そういったものとは別次元で現実に私は吉岐市の市長でございますから、吉岐市の市民の安全安心を確保する。そういった意味で目の前にある玄海原子力発電所について再稼働は反対だと申し上げておるのでございます。

そういった意味で私はこの反対の立場をとってきておりますけれども、私が旗を振って全国の原発再稼働反対だという、そういった運動をするという気持ちはございません。私が今まで申し上げてきたことは、基本的に万一の有事を避けるために反対をしている。したがって吉岐市長の立場で反対しているんだと。原則反対だと。住民の安全を考えなければならない。原発に反対はするけれども、全体を考えたときに反対の旗を振ることはできない。差し迫って玄海原発の話をしている。それから脱原発の会の勧誘もございました。脱原発の会に入らんかという勧誘がございましたけれども、私はこれについては国策であるから組織をつくってどうこうするということには、私は加入しないということで返事をいたしておるところでございます。

新聞等で今議員御指摘の拡散の、皆さん見られたと思いますけれども、私も牧永議員おっしゃ

いますようにですね、玄海原発から10キロ以降は壱岐に拡散しないという状況にこのシミュレーションはなっております。到底ですね、これは私は信用できないということは今申し上げておるところでございます。

それから、モニタリングポストのことでございますけれども、モニタリングポストは現在長崎県内では大村市、それから鷹島町、長崎市では西彼保健所、島原の県南保健所、平戸の県北保健所、松浦市役所、壱岐保健所の計7基が県内で設置をされております。

2つ目の壱岐市におけるモニタリングポストが計画をされております。年度内にもう一つモニタリングポストが設置されます。石田町の壱岐空港に設置をされる予定だということで情報が入っておるところでございます。この7基の測定結果は現在文部科学省のホームページでリアルタイムに閲覧ができる環境は整備されておりますけれども、この2基目につきましては市の総務課においてリアルタイムに確認できるというふうなことになるということを聞いているところでございます。

そこで、おっしゃるように、その測定結果につきましては確かに長崎県内では壱岐の値が他地区よりも高く、最高値を示しているところでございます。モニタリングポストは地上1メートルの高さにおける空間放射線量率を測定しております、主として大地からの放射線を測定いたしております。したがって、各地区の地勢などによって影響されるとされております。先ほど言われましたように、一般的に花崗岩の多い地域によっては高いということがいわれておるわけでございます。それを信用する、信用しないにつきましては、私は専門家の意見だということで認識はしておるわけでございます。

これらの放射線に対する知識も、私どもも含めて広く市民の皆様方にお伝えしなければいけないと考えておまして、その点については怠っていると思っております。そのため、原子力に対する市民向けの講習会や原子力防災のパンフレットの配布。広報紙やケーブルテレビなどを通じてわかりやすく説明の場を設けていきたいと考えているところでございます。参考といたしますが、その一番高い数値ということを申し上げますが、12月10日、午前10時に壱岐市のモニタリングポストの線量でございますけれども、0.054マイクロシーベルト、これ一時間当たりでございます。県内の測定結果を申し上げますと、玄海原発に一番近い鷹島町でございますけれども0.024、大村市0.030、長崎市0.038、島原市0.043、松浦市0.054でございます。松浦市と壱岐市が同じということになるわけでございます。

そこで、人間の活動がなくても自然界に元々放射線は存在しております。今、大地のことを申し上げました。大地のほかに地球の地面からのほかに宇宙からの分、それから食物、食べ物からも放射線を浴びておるわけでございますけれども、これが年間日本の平均が1.5ミリシーベルトと言われております。そういった意味からしまして、今の0.054マイクロシーベルトを一



日24時間、そして365日をかけて1年分の放射線では0.054マイクロシーベルトで年間の受ける放射線はどれだけかと申しますと0.47304ミリシーベルトの一年間でございます。従いまして、年間平均で1.5ミリシーベルトといわれている中で十分なといいますが、はるかに低いこの大地からの放射線量だけで見ますと低いということございまして、後の食物、宇宙そういったものも含めて考えなければいけないところでございますけれども、大地からの放射線量は0.47304ミリシーベルト、一年ということ御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） ただいまの数字につきましては、私も計算方法をこの前勉強してわかって、まあ一応許容範囲であるけど、私が言っているのは高いのは市民が心配しているんだから、ちゃんと説明をなさいと言っているわけです。

それから、最高値が0.054とか言われましたけれど、余り見ていらっやしませんですね。11月27日、13時00分0.055ですよ。数字を言われるときはですね、最高値じゃないですよ。

それからもう一点。原発のことでございますけれども、玄海原発だけを反対する。市長として反対するとは言っていると言いましたけれども、本当に反対するならですね、市長として市民を含めてですね、反対というのろしじゃなくて運動をすべきじゃないですか。こっちでは認めておる。市長やからここんとだけ反対じゃなくて、ここんとだけ反対で市民としてですね、市民と一体にやっいいんじゃないですか。何か両方に足掛けたような感じでですね、玄海原発が反対なら反対で反対運動もしましょうよ。おかしい、反対とは言っていますけれど、それで後は言いません。動きませんというような言葉に聞こえるわけですね。

そこら辺もう一回お聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 最高値と申し上げました。それは年間の最高値ということじゃなくて、先ほど申しましたように12月10日の10時のときの数値でそうだということで御理解いただきたいと思っております。

そして、ちなみにけさの8時30分の数字でございます。0.056マイクロシーベルトという数字が出ております。

それから、今、牧永議員おっしゃいました、本当に反対ならそのような行動をしるよということでございます。それにつきましてはですね、十分今の御意見お聞きいたしまして今後の参考にさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 事故は想定されないのが事故でございます。ぜひともですね、市長が反対というですね、姿勢をとっておられるならですね、最後まで反対という姿勢をですね、私たちもそういう形で運動をしたいと思っております、貫いていただきたいと思っております。

時間がありますので、一つだけ。一般質問の中で提言をさせていただきたいと思っております。

告知機による市からの放送があっておるわけでございます。定時にですね、朝と夕方ですかね。始まりまして、ああ始まったから聞きたいなと思ってテレビの音量を下げるわけですね。そして終わって、終わってから音量を戻すわけですけど、また5分ぐらいしたらまた違う課か部署からですね、あるわけですね。こういうことを繰り返しよったらもう次のとは聞かんでよかっていうような感じになりましてですね、放送についてはですね、一本化してですね、皆さんが関心して聞けるような放送体制をとっていただきたいと思っておりますけれども、これについて。

まあ、提言でございますけれども、回答は要りませんけれど。市長、あったら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 御指摘のとおりだと思います。ピンポンパンといいましてですね、ただいまのは総務課からのお知らせでした。で、5分もしますとまたいいまして環境衛生課の放送でございましたと。それが二、三続くこともございます。おっしゃるようになりますね、1つの放送の中で何課と何課と何課からお知らせしますということを最初言うてですね、そしてその御連絡事項を一括して言うべきだと私も考えております。改善をいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） これで私の一般質問を閉じて、地元の次の議員に譲りたいと思っておりますので、一般質問を終わります。

〔牧永 護議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって牧永護議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） 次に、11番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 豊坂 敏文君） それでは今から29分ぐらいで終わるように努めてまいります。

市長、今日は市長のマニフェストも持ってきていろいろやっておりますが、それでは11番豊坂が通告に従いまして一般質問を行います。

まず、市民病院の事業の関係ですが、この件については、先ほども同僚議員から質問もあっておりましたが、まず要点として企業団加入について給与制度の見直し策が急務であります。病院のこの改正については、病院の施策については病院内だけの見直し策か、あるいは市職員全体の見直しをされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

というのは、病院だけの見直しをするということは偏見です。やるなら一本でこの改革をしなければならぬというふうに考えておりますが、市長の見解と、それから市長のいろいろとこの企業団に向けての決意表明をよろしくお願いします。

議長（市山 繁君） ただいまの豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番豊坂敏文議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の市民病院事業についてということでございます。

企業団加入について、病院だけの見直し策、給与制度については病院だけの見直し策か、また市職員全体の直しで検討されているのかという御質問でございます。

先ほど私の公約のパンフも見せていただきましたけれども、私は壱岐市民の安全安心を守るためには、まずやはり病院の改革が大事だと。病院に安心して行けるという状況をつくるのが大事だということを申してまいりました。いわば私の公約の一丁目一番地であったわけでございます。

そこで、また後ほど御質問あるかと思えますけれども、幾つものハードルがございます。中でもやはりそこにいる職員の境遇の変化につきましてはですね、十分な理解をいただかないといけないと思っているところでございます。

そこで、市民病院の長崎県病院企業団の加入について、その給料表の見直しをしなければいけない。県にあわせなければいけないということになるわけでございますけれども、それにつきましては当然のごとく壱岐市の職員でございます。ですから、市民病院だけではなくて一般職員全ての職員を対象に現在交渉を行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 市民病院の企業団加入についてはですね、先ほども同僚議員から話があったおりましたが、この給与についての改善についてはですね、給与制度の見直しについては先ほど市長から話もありましたように、市職員全体の見直しという形の中で展開していただきたい。まあ、言われましたからそのようにお願いをしときます。それが妥当だということでこれについては終わります。

2点目に下水道事業について。ここはちょっと時間が長くなるかもしれませんが、大体13分程度で終わりたいと思いますから。教育長、特に答弁は短くお願いをしときます。

それでは公共施設が浄化槽または下水道施設への整備がなされているかどうかの判定であります。私は2年前に一般質問でこの件についております。なぜこれをもう一回言うかという、まず学校の小学校・中学校あるいは保育所・幼稚園。これは特に小学校・中学校は体育館がありプールがあります。これについては下水道があるところは下水道に接続をする。あるいは浄化槽があるところについては浄化槽に早く接続をする必要がある。それで、その当時の教育長は年次的にやっていきます。この回答を受けておりますが、いまだに全然1校も実施されておられません。

その点について今度体育館についてはですね、耐震化に向けての整備が強化されております。これについては今年から年次的に3年間計画、これで実施されるわけですが、この計画の中にもですね、便槽とか便所の改善改修はなされておりますが、下水道にあるいは浄化槽に接続するその対策までできているのかどうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

まず1番目には加入率を出しておりましたが、これについても先ほど加入率については昨日の一般質問の中で加入率あるいは計画、現在の進捗状況、これはありましたので省きますが、まず今日は鯨伏小学校の生徒さんもいらっしゃいます、そういう中で特にプールあるいは学校の体育館。そしてまたグラウンドにトイレがあります。これについてもですね、落とし便所です、まだ。まず便器、便槽の改善、そしてまた下水道、浄化槽の接続について。この対策が今度の耐震化に向けてどのような対策で進んでおられるのか、教育長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 11番豊坂議員の質問にお答えをいたします。

御指摘のように吉岐市内における公共下水道が完備されている地域と浄化槽によって水洗化のトイレ等が配備できている場所とがございます。学校につきましては、郷ノ浦地区における盈科小学校、郷ノ浦中学校、幼稚園では郷ノ浦幼稚園。芦辺地区の一部における瀬戸小学校、そして瀬戸幼稚園。公共下水道につないでおります。

議員御指摘のように盈科小学校の場合にどうしたことが生活排水の分がこの公共下水道につながっていない向きがございまして、おくれましたが単独事業として取り組み、現在完備をしております。

それ以外の学校の校舎につきましては水洗化の工事がほとんど終わっているわけですが、御指摘の体育館にトイレを有している体育館のトイレの部分についての水洗化ができていない学校とそうでない学校がございます。幸い耐震化工事につきましては平成24年度6校は校舎についての耐震化工事をいたしました。平成25年度から体育館の工事が入ってまいります。予定としては体育館5校、校舎2校というのが平成25年度の耐震化工事でございます。その体育館の中でも現在2校程度がトイレを持っており汲み取り式で残っておりますので、この分につきましては

も校長のほうからも要望としていつかは工事をしてほしいというのがあがっております。委員会といたしましても耐震化工事をしていく中でこの総合的な判断を加えながら、ぜひ必要であると判断される工事についてはあわせて工事をするという、耐震化工事の基本的な姿勢の中で御指摘の快適なトイレの使用のためには体育館のほうを合併浄化槽の位置等も検討をしながら現在それぞれの現場のほうの踏査をしておりますので、平成26年度、平成27年度に予定をしておりますところも含めて実施できる方向での検討を具体化していきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） じゃあ、耐震化の計画があるところについては、この耐震化工事と併用して改善を進めていくというのはわかりますが、浄化槽のですね、場所。例えば盈科小学校の場合プールがあると思います。これについてもプールが上にありますね。トイレもあります。それで霞翠小学校についてもですね、浄化槽よりも体育館、あるいはプール。これは浄化槽よりも上にあります。ただ問題はグラウンドのトイレ。これは一段下ですから、これはポンプアップをする必要がありますが、なぜこれをやるか。現在一般的な公共のですね、観光トイレについては全部水洗化になっています。あるいは老人福祉施設もこの二、三年でだんだんと改善をいただいています。

そういう中で学校関係が一番この取り組みについて、下水道の接続について全然されていない。先ほどいろいろな内容を言われました盈科小学校のこれは手洗い。これがですね、私が2年前言ったのは絵の具を洗えば絵の具を洗った汁が全部排水路に流れております。これは早く接続をするように。あるいは盈科小学校でもプールは上にあります。こういうところを接続すれば、あるいは便槽等は変えなければならぬわけですね、ああ便槽やない便器。そういう器具の改善はする必要がありますが、学校関係に向けて、教育の現場に向けてトイレが落としというのはですね、まず環境施設よりも早くしなければならぬ問題です。

教育長、二度手間が要らないようにですね、年々計画をやって、耐震化があるから、ないから。これは耐震化に向けててまどいにならないように、それは対応する必要がありますが、耐震化がないところについてもですね、浄化槽はあるわけです。校舎の浄化槽があります。それにつなぐ、接続する対応を緊急に、あるいは年次的に。教育長が年次的にというのは教育長の任期を年次的という感じで私はっておりますから、そういう中での決意表明をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 最初のお尋ねの中で私のほうが触れることができない部分がございます。

グラウンドのトイレにつきましては失礼いたしました。先にそちらのほうからお答えをしておきたいと思いますが、現在、小中学校、部活動あるいはジュニアのスポーツ等を屋外でしている分がございます。その場合は、屋外の運動場の隅にある形の既設のトイレを使っていることが多いようです。本日お見えの鯨伏小学校の場合も、ジュニアバレーは体育館の中にある水洗化トイレを、ソフトボール関係については外のトイレを使われていると思います。校舎内における水洗化トイレと少し違う違和感を覚えながら、清潔感を維持する上では幾らかなりとも、抵抗感をお持ちだろうと思いますし、地域の方がナイター設備等の中で利用されての屋外トイレの利用についても同じようなお気持ちがあられると思います。

議員御指摘の形の中で、まずは児童生徒がよりよい形の中での学校生活を送れる環境の整備に努めることを第一義にしながら、地域の方の利用についても促進をしていきたいと思います。

加えて、先ほど申されますような盈科小学校につきましても、プールのトイレについては、まだこれが公共下水道に実はつながっておりません。私もそれを聞きまして、おこなっていることに気づいておりますので、こちらのことも検討したいと思いますし、加えて、各学校における浄化槽の位置が自然流下でできる場合についてはかなり工事費としても安い形でできるでしょう。しかし、必要となれば、御指摘のポンプアップを利用する形の中でもやはり工事をしなければいけない。これは屋外にあるトイレ、体育館にあるトイレ、数をあたりながら、その分についての耐震化工事は工事として、大きな柱として進めてまいります。こちらはこちらで、耐震化工事のない部分についても、利用度の高いところと総合的な判断をしながら、この屋外トイレ、体育館のトイレにつきましても、接続的な方向を年次的に、できる限り御指摘の期間内にできればと考えております。御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 教育長、今、最後の言葉の尻をつつくわけじゃないわけですが、必要ならばということの提言がありましたから、必要ならばじゃないんです。必要だから言うんで、そこだけは4年間の中に、任期中にやるようにお願いをしときます。特に、今日は鯨伏小学校も来てますから、グラウンドの接続等は、これはすぐできます。浄化槽のほうが高いですから。これについても、こういう対応をできるところは早急にやるべき。

あるいは、霞翠小学校のように、もう5メートルぐらい下のグラウンドに、隅にトイレがありますが、これはポンプアップすればできる。やろうという気があればできます。教育長、やるといふ心構えで、任期中にお願いをしてこれを終わります。

よろしく申し上げます。

もう一点は、原島の学校給食共同調理場、これは昨年に給食センターの共同調理場ができまし

た。原島にもできました。これについて、これはもう現在、浄化槽はできてると思いますが、当初は計画にはなかったという感じをします。当初は「要らない」という保健所の指導もあったという話を聞いておりますが、これについて、浄化槽が整備されてるかどうか、イエスかノーかだけで結構です。どうぞ。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 御指摘のとおりでございます。いろいろな曲折がございまして、現在も地域のほうからいろいろな要望等も出てございまして、最善の形の中で、使用する水量等を考えた中での適切な浄化槽の設置に向けて取り組んでおりますので、今議員がおっしゃるような形の完成というところまでは至っておりません。今、早急な形で進めております。一緒にいろいろな点を抱えております。御理解ください。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 周辺はもう、水産業のいろいろ、アワビとかウニとか、いろいろいるわけですが、こういうところに浄化槽がない。公共施設に浄化槽がない。特に、給食センター等については、残菜等はないわけですが、調理の汚泥が出てまいります。こういうところについては浄化槽を当初からやるべき。これはミスという感じで指摘をしておきます。これは早急な対応をするようお願いして、この整備については、平成25年の当初予算に出るような対策を願いたい。お願いをしておきます。

あと31分ありますが、21分ぐらいで終わります。

あと、3番目に特養ホームの設置についてですが、3月11日の東日本大震災以降、いろいろな紆余曲折がありました。そういう中で液状化の問題、いろいろありまして、出来高設計もでき着工に入ろうかというときに事故があったものですから、現在、その建設に向けては延期がされておりますが、この建設に向けた現在の取り組み状況について市長、これは言えるところで結構ですから、言えないところはそこまで言いませんので、1分ぐらいで終わるような答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、豊坂議員の御質問の3番目、公設特養ホームについて、建設に向けた取り組み状況はどうかということでございます。

市立特養ホームの建てかえの状況でございますけれども、今おっしゃいましたように、当時、既存の特養ホームを平成24年3月までに、消防法施行令の改正によりまして、スプリンクラー

の設置が義務づけられたために、平成24年3月末の完成を目指し計画を進めていたところでございます。しかしながら、今もおっしゃるように、昨年3月11日に発生しました東日本大震災の被害によりまして、計画をしておりました埋立地に建設計画を見直すことを余儀なくされたわけでございます。そこで、既存建物をもうしばらく使わなければならないということございまして、そのためには消防法をクリアしなきゃいけないということが生じました。パッケージ型自動消火設備を設置をいたしたところでございます。現在、候補地及び施設経営形態等、将来を見据えた施設のあり方、財源措置などを検討いたしまして、施設の建設を進めたいと考えているところでございます。

なお、既存100床の建てかえに伴う建設場所につきましては、今まで大変お世話になっておりました湯本地区にお願いをしたいと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） この既存の建設予定地、湯本ということで、以前から話があるのですが、早く予定地を決めて、設計に入って、25年度には着工できる体制づくりを進めてほしいということで、現在の、特に特養ホームについては、もう老朽化しております。そういう中での早急な対応に向けて努力されることをお願いをしておきます。

それでは4番目、第一次産業の振興についてお願いをいたします。

先ほどの第一次産業の振興については、いろいろと一般質問が出ておりますが、特に第一次産業については現況は厳しい時代に直面して、あわせて少子高齢化を迎え、年々、一次産業のみならず、日本の経済も低迷し、下向状態にあります。デフレからの脱却については、今月12月16日の選挙終了後に新しい政権が打開策を究極化して実施されると思いますが、TPPは農漁業に深刻な打撃を及ぼすということが感じられることの中から、まず質問の第1に、漁業の不振に対する行政としての具体的な方策、市行政の応援策、これを早急にやるべきだ。

先ほども、燃油等の問題も出ておりました。そういう中で、この燃油の助成も必要です。これは国策でやる。国策の国の補助あるいは援助を受けてやるべきだという考えを持っていますが、まず、地域の漁獲量も、昨年から見れば大分減っております。こういう中で漁業の、現在鮮魚で、特に勝本漁業でも、鮮魚販売というのが95%以上、活魚での販売というのは少ない。これについては、単蓄についても、陸上あるいは海上の設備があると思いますが、こういうことに向けても、行政である程度、漁協のほうといろいろ相談しながら、何かの漁協に対する、漁家に対する支援、これは漁家イコールの漁業組合になるわけですが、組合が何か、今対応しなければ、この漁業振興は年々、組合の運営もできなくなるようになります。

ただ現在、ちょうど、何で気象がこういうふうに変ったかというのは、昨日、これは12月



11日の現在の海上、海水温を見てもみると、壱岐と対馬の間に暖流が、18度以上の温かい海水が17度、18度の海水が真ん中にあり、福岡と対馬から韓国のほうには16度、15度の冷たい海水があります。魚はこの温かいほうにはおりません。こういう中で現在、気象状況はこの暖流によって壱岐、対馬の海域のほうには温かい海流があるから魚がいないということもあります。

そういう中での対策として、例えば、今から先に1本釣りですり等が釣れてまいります。2月に向けてブリが最盛期になりますが、これについての単蓄施設、今、陸上は勝本の漁協でも5床ぐらいありますが、この単蓄に向けるような対策、何か是正策を行政でも具体化して、何でも言えば「漁協と相談する」ということもあるわけですが、特に、水産関係については後藤部長、水産については専門家です。あなたの実力を発揮して、行政主導的あり方をやるべきだということをお願いしますが、この件について応援策を、具体的に25年度の予算には反映さしてもらいたい、今、お願いをしておきますし、あとで市長から答弁を受けますが。

それと、2番目には、農業振興に対する行政の、これも行政は今、JAにいろいろ方針だけをさして、行政も何かの具体的な方策を持たなければ、壱岐の農業あるいは漁業は、自分たち行政もリーダーとしていかなければならない、そういう考えの中でおりますから、具体的な振興策を願いたい。

現在私は、あと7分程度で終わりますが、施設園芸については、今、アスパラ推進の時代です。このアスパラについては、日本農業賞をとりました。日本農業賞の壱岐アスパラというのは、これを皮切りに現在のアスパラの振興をすべき。これについては、行政の思い切った、例えば、アスパラについても当初投資がいきます。現在、アスパラについては、燃油等は、これには暖房施設等はいりませんので、いろいろ骨組みあるいはハウス施設についてのこの当初の投資に向けて、何かの独自の方策をすべきだと考えております。これについて、こういう内容について、市長の考え方をお願いをしたいと思っております。質問次第では早く終わりますから、よろしく願います。

議長（市山 繁君） ここでお諮りいたします。

ただいま、12時のチャイムが鳴りましたけれども、このまま豊坂議員の一般質問を続行したいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） はい。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 豊坂議員の4番目の質問でございます。第一次産業の振興について、漁業、農業ともにの質問でございました。

私はかねがね申し上げておりますように、先ほど申し上げましたように、第一次産業が壱岐の浮沈の鍵を握っていると思っておるところでございます。

そこでまず、豊坂議員もおっしゃいました。やはり農協、漁協等に相談をして、そういった技術者あるいはその道の専門家に十分な相談をして、本当に何が求められているのか、そういったことを、やはり担当者レベルでよく勉強することがまず第一だと思っておるところでございます。もちろん、そのことについては私につないでいただかないかんわけですけども、そういうことを思っておるところでございます。

ところで、漁業でございます。漁獲高の減少、これら輸入の拡大あるいは魚離れの消費者の方々等のこともあるわけでございます。また、そういった状況を踏まえて、後継者が不足しているという状況もございます。

市といたしましては、単独で水産業の振興と就労者の支援を図るためには、平成23年の9月から全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を実施しております。今年10月からは、離島の一番のハンディとなっている輸送コスト、これがやはり私は、産業振興に大変な足かせになっていると思っております。輸送コストを支援する事業も実施いたしました。

さらに、水産物価格の低迷につきましては、先ほどおっしゃいます鮮魚は90%以上なんだと。そういった中で、実は、福岡魚市場に非常に出してらっしゃる。漁協長会とともに足を運びました。そして、その価格形成の仕組みが、市場が始まる前に相対販売、相対販売というのがあるそうでございます。もう何トンかわかりませんが、それを市場が開く前に取引を決めてしまう。価格はその日の一番最高値で取引するということです。

しかしながら、「それでいいじゃないですか」と僕が言ったところ、「いや、そうじゃないんだ」と。最初、相対取引をするのは、その市場に出てくる最高の品物で取引するんだと。ですから、後で市場に出たのは、ある意味2番手、3番手のやつが出てくるわけです。そうすると、その最高値といっても、これを当たり前に出しときゃもっと高くなったというわけですね。ですから、その相対取引というのが市場の価格を抑える1つの要因だということを私は組合、漁協長さんからお聞きをしまして、それに対して強く魚市場に、市長として抗議までいきませんが、ぜひ改善してくれという申し入れを行ったところでございます。

いずれにいたしましても、漁獲量の減少よりも魚価の低迷がひどいという、値段が上がってないという状況がございます。それを何とか解決したいなあ。そのためには、先ほど申しましたように、総コストの支援もしていきたいと思っておるところでございます。

ほかにも、継続的な事業といたしましては藻場の造成、人工漁礁による漁場整備、離島漁業再生支援事業、就労確保支援事業、担い手体験取組事業、漁船リース事業、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済事業、漁船損害保険への一部助成、密漁防止のための監視活動事業、漁船近代化

施設整備事業などの実施をしております。

先ほど申されました短蓄等の具体的な方策については、担当部署で適宜対応させたいと思っております。

栽培漁業の一層の推進を図るために建設いたしました壱岐栽培センターを活用して、安定かつ迅速な供給体制をとり、放流による沿岸域での漁獲確保を図り、漁獲高が上がるよう支援をしております。今後もさらに国・県と連携をとりながら、漁業振興施策を積極的に展開してまいります。

次に、農業振興に対する方策、早急な対策を打ち出すべきということでございます。本市の農業振興につきましては、農業が持続的に発展していくため、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくりが重要であるという認識のもとに、さらなる農業振興を促すため国・県の計画、構造を踏まえ、壱岐市においても、長崎県の内容をもとに農業者戸別所得補償制度、中山間地域等直接支払制度、担い手育成確保対策、耕作放棄地解消対策、畜産振興対策、人、農地プラン等の振興を図っておるところでございます。

特に、肉用牛の振興につきましては、先ほど、牧永議員の御質問にもありましたように、農業産出額の65%を占めております。市としても、7,000頭の回復はおろか6,000頭を割るという状況でございます。このことにつきましては、購買者の減少等々も心配ございまして、どうしたら頭数の維持ができるのかということを考えておるところございまして、これにつきましては、38ございます農業生産法人、そういった方々との連携というものも考えていきたいと思っております。今日は、豊坂議員にはその考え方は御披露いたしませんけれども、そういう考えを持っているということをお伝えしたいと思っております。

施設園芸につきましても、先ほど申されますように、やはりイチゴなど今、加温が要る。これはやっぱり油が高いと大変なんですね。ところが、アスパラはそういった加温が要らないという状況もございます。しかしながら、ハウス等々の建設、初期投資、いわゆるイニシャルコストがかかるということでございます。このイニシャルコストの壁を取り払うと、私はすんなりアスパラの栽培に入っていける、そういう環境が整うんじゃないかという考えを持っております。これについては、今おっしゃいましたことを参考に研究してまいりたいと思っております。

農山村資源を有効活用した地域ビジネスの展開、創出を促す取り組みの6次産業化、これにつきましても、ぜひ推進を行っているところでございます。例えば、具体的に申しますと、アスパラをそろえるためだと思いますけど切りますね。根っこが余ります。それが何トンという単位で廃棄されております。例えば、ああいったものを6次産業化できないのかという気持ちもございませぬ。ぜひお知恵、ございましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

今後は、長崎県が23年度に策定いたしました振興計画、ながさき農林業・農山村活性化計画

をもとに、本市の農業振興を力いっぱい進めてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） それでは、今日の最後の締めくくりをやりたいと思いますが、私の最後の締めくくりですから、一般質問の締めくくりじゃありませんから。

白川市長、市民病院に入院された方のいい、特にほめる意見が出ている。介護、病院に入院をして、この介護のあり方については、市民病院に私は入院してよかったという市民の声があることを皆さんにお知らせをしておきます。

それから、最後に白川市長、トップマンとしての観光に行っても、第一次産業の行政の指導にしても、トップリーダーとしての役割を、平成25年度の予算に何かメニューを出していただきたい。これは水産についても同じですが、農業振興についてもメニューを、白川のメニューを出すようお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔11番 豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

ここで、鯨伏小学校の児童の皆さん方が退場されます。難しいいろいろな問題もあったかしりませんが、さらに学校で勉強をお願いいたします。これからますます寒くなってまいります。風邪など引かないように勉強、スポーツに頑張ってくださいと思っています。本日はありがとうございました。

.....  
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時11分休憩

.....  
午後1時10分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔1番 久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） 午前中にまさか3人で終わるとは思いませんで、予想外の進行にびっくりしまして、お昼ごはんがのどを通りませんでした。皆さんは大丈夫ですか。それでは、私の一般質問に移らさしていただきたいと思います。

先ごろ、ノーベル賞に輝いた山中教授が受賞後に、今のお気持ちはということで色紙に書かれた言葉が「初心」ということでした。ご存じですよ。私も、今回の質問は初心というか、基本

というか、一番のベースになるようなところで3点ほど質問をさせていただいております。例えば、県の方針を待たなくてはいけないとか、政権交代で国の法の指示がどうのというような問題ではなくて、豊岐市の中ですぐにでもよりよい方向へ進路変更ができるとか、いろんな取り組みができるとか、そういう観点で質問させていただいております。

まず第1点、市民病院の運営についてということで、質問の要旨として、皆さん、市民病院については、来年のかたばる病院の統合に向けて、やれ給料を下げるとか、やれ合理化であるとか、もちろん、必要なことを述べられておりますけど、ここで私が質問している内容は、書いておりますように、かたばる病院統合の利点を活かした市民病院の具体的運営計画があれば答えていただきたいということです。わかりやすく、これ以上のことは何もありませんので、答弁のほうも、給料が云々とか合理化じゃなくて、医療サービスとか、そういうことでお答えをいただきたいと思います。市長、お願いします。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

市民病院の運営について。かたばる病院統合の利点を活かした市民病院の具体的運用計画を尋ねるといってございませぬ。

おっしゃいますように、基礎的なことをお答えいたしたいと思っておりますけれども、まず、一番のメリットといえますか、それはかたばる病院を市民病院に統合することで、経費等要らないとおっしゃいましたけれども、やはり私は、大きなものは、やはり非常勤医師の報酬であるとか、当直手当等を含めたところのものですとかいうものも、大きな重複している部分、職員の重複している部分等の合理化とか、そういったものが大きなものであると認識をいたしております。しかしながら、これはそのことにとどまらず、入院患者様にとって非常にプラスであると思っております。

それは今、例えば、慢性の方が主にかたばる病院に入院をなさっているわけでございますけど、その病状が悪化したとき、実際問題として、救急車で市民病院へ運ぶ。そして、落ちつかれた段階で、またかたばる病院に帰っていただく、そういった慢性期、急性期の段階でかたばる病院と往復をなさっている。そういった方々について、もし、同じ施設であれば、急性期になれば下のほうに降りていただいて治療を受けていただく。そして、落ちつかれば、またもとに戻っていただく。そういった患者様にとって本当にいい状況が生まれると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（１番 久保田恒憲君） メリット、それからデメリットありますよね。例えば、そのことをはっきりするときには、両病院の現状を当然、把握をします。私も余り市民病院のほうにはかかってないのでよくわかりませんが、例えば、かたばる病院は御存じのように、今、吉岡市が進めております特定健診、この件数は非常に多いんですよ、ご存じでしょう。市民病院は、それに比べて少ないと思います。

じゃあ、これが統合することで、かたばる病院だから、早く健診も受けられるというふうになっていたこの特定健診の、じゃあ、市民病院がなぜ特定健診が少なかったか、あるいは、一般の患者さんと同時に診察しなくちゃいけないので、なかなか時間が進まない。じゃあ、これが統合したときに、かたばる病院の健診だけにおいて見れば、そのメリットは消えるわけですよ。ですから、それは私が、ちょっとそういうことを聞きまして、「なるほどなあ」と。それから、時間的にも余り余裕がなかったので、市民病院のことを調べる時間もなかったんですけど、当然、病院においては、そういうものを把握しつつ、あるいは職員の意見を聞きつつ、統合したことによる医療サービスの体制がどうなるのかというのは、合理化と同時進行で進められているんじゃないかということで、今回、質問をしているわけです。そういう状況について把握されているかどうか、その点について、お尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その点についてお許しをいただいて、現場を担当しております。山下副市長に説明させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山下副市長。

〔副市長（山下 三郎君） 登壇〕

副市長（山下 三郎君） 久保田議員のかたばる病院の関係で、例えば健診等の、ある意味でデメリットの部分についてどういった形で対応しているかについてお答えしたいと思います。

まず、かたばる病院と市民病院の統合につきましては、今現在、行政報告でも書いてますように、吉岡市民病院経営プロジェクトチームというのを１１月１９日に立ち上げております。このプロジェクトというのはどういったものかといいますと、現場職員一丸となって病院改革を進めたいということで、それぞれの病院の責任者、これ、ドクターは中田院長、そして両副院長がメンバーになっております。そして後、看護部長、看護部の責任者、あと医療技術者と給食部門、事務部門、それぞれの部分の責任者をメンバーとしましたプロジェクト会議によりまして、まず収支改善グループ、そして病院運営改善グループ、そして民間部門との連携グループという形の中で、それぞれ役割分担を決めながら作業を進めているわけでございます。

この中で、今、久保田議員から言われました健診の部分につきましても、実は、かたばる病院の副院長さんのほうから「これ、どうするのか」という話が出ております。こういった問題につきまして、まず1つは、市民病院が今、非常に医師が不足しているという状況の中で、なかなか健診業務が充足出来ないのではないのかという話も、この会議の中で今、議論しているところでございますが、来年度の医師につきましては、1つに、内科医師については、東京在住の内科医師の方が1人増員するという形になっていきますんで、また、連携しながら、その健診業務につきましても、何らかの形でやらないかということをお尋ねしているところでございます。健診については以上でございます。

〔副市長(山下 三郎君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 久保田議員。

議員(1番 久保田恒憲君) 現状はよくわかりました。そのとおりだと思います。

ただ、私が言いたいのは、ドクターにしる、なかなか今までも確保できてないわけですね。これからも、すぐに確保できる状況じゃないわけですよ。そういうよくない状況下においてもできることはないかと、そういう工夫を同時進行でされているのかということをお尋ねしているわけです。もう、ドクターがいないと先に進めないということであれば、終わってしまいますよね。しかし、それぞれが看護師さんであったり作業療法士さんであったり、いろんな分野の働いている方がいらっしゃるわけですよ。その人たちの声を集めて、今の現状体制でも医療点数が稼げるかとか、あるいは医療点数外の、よく言われてます人間ドッグであるとか、何かできないかとか、そういうものを煮詰められてこられたのかなというところを、今お尋ねしてるわけですよ。

もう来年でしょ、来年4月でしょ。もう既に、先々の現状は見えてるわけですから、そこを平場でも議論してこられてるのかということをお尋ねしたわけです。これをここで、なかなか解決つかない問題ですので、この件はこれで終わりにしたいと思いますが、統合されても、私が一番思うのは、先ほど同僚議員のほうから、市民病院の入院患者の非常にいい情報をいただきました。でも、事あるごとに私たち、私に入ってくる市民病院に対する市民の声は悪いものも入ってくるんですよ。

ですから、市民が応援できるような一生懸命さというか、そういうものは現場の人が一番わかっているわけですから、そういう体制づくりをすることが大事だということを訴えたいわけですよ。企業団加入の経営的なものもあると思いますが、企業団に加入しよう何しよう、最終的には、市民に対して市民の応援をいただけるような市民病院でないといけないわけですから、先ほど冒頭言いましたように、基本的なことを抑えて、ぜひ進めていただきたいと思います。

ということで、答弁は要りません。

2点目にいきたいと思います。

壱岐市まちづくり市民力事業についてということで、まず第1、採択例を示すなど募集方法を改めるべき。2点目に、推進委員会というものがあまして、推進委員会の中に、査定する人も同じいて存在すると。そうすると、その中に、応募事業者の方も査定者として、推進委員としているということは公平と言えないんじゃないかなということ。

そして3番目、この事業に限らず補助金を使っている事業は、この事業は補助金によってやっていますよというようなことの明記を義務づけるべきではないかと思っております。特にこれは、壱岐市独自で市民力事業というものを設けているわけですから、まずはこの3点について、復唱されなくて結構ですので、答えを、募集方法を改めなくていいとかです、推進委員と査定委員が一緒でもいいんじゃないかとか、そういう簡潔な答弁を市長にお願いしています。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の2番目の御質問、壱岐市まちづくり市民力事業について。

まず1番目に、採択例を示すなど募集方法を改めるべきということでございます。過去の採択事業につきましては、これまでもケーブルテレビではお知らせしてまいりましたけれども、今後は応募の際の参考といたしまして、こういうのがありますよという事例を示して、広報誌あるいはホームページ等でもお知らせをしてまいりたいと思います。

現在の募集の方法は、事業の実施期間を考へまして年3回1月2月、4月5月、8月9月に広報誌、そしてあるいは回覧、ホームページの掲載、ケーブルテレビ放送、報道機関投げ込み、推進委員会の周知依頼、職員周知依頼等々でしておるところでございますけれども、今、久保田議員御指摘のように、やはり、皆様にもっと内容を理解していただく、そういう努力をいたしたいと思っております。

2番目に、推進委員と査定者が同一であり、さらに応募事業者がその中に存在するのは公平と言えないので改めるべきと考えるということでございます。

壱岐市まちづくり市民力事業推進委員会設置要綱におきましては、壱岐市まちづくり市民力事業推進委員会の所掌事務が記載をされておまして、その内容を大きく2つに分けますと、1つ目が壱岐市まちづくり市民力事業補助金交付要綱の検討、2つ目が、まちづくり市民力事業の査定及び検証、そして、その結果を市長に報告するとともに、申請団体に通知をするということでございます。このように、査定のみを行うのではなくて、まちづくり市民力事業の策定からかわるということで、推進委員会という名称にしております。

また、まちづくり市民力事業の委員が応募することは公平性に欠けるんじゃないかとの御質問でございます。

もちろん、委員の応募事業ですから、優先するということはございません。事業の中身で査定



しておりますし、委員応募事業査定の際は、その委員には退席をしていただいております。ただ、応募者が査定をする。実際そこで、その場に同席はしていないけれども委員のメンバーだということについては、正直、少し問題があるんじゃないかなという気はいたしております。

それから、3番目に、そういった事業については、「これは壱岐の市民力事業でやっております」というようなことを明記すべきだということでございます。

義務づける義務づけないは別にいたしまして、そういうことについては、やはり、事業広報の観点からも検討したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） じゃあ、1点目の採択例を示すなど、募集方法は改めていくということによろしいですね。

2点目の推進委員と査定委員の、この件は、私も非常におかしいなと思ひまして数名に聞いたんですよ。「こういうのありかな」と。そうしたら、ほとんどが「それはないんじゃないかな」という返答をもらいました。私もそう思うんですよ。それが現実的には、退席をするとか云々じゃなくて、その事業を通過採択してもらえるかももらえないかというのの対策と傾向というのは、中に入ればわかることじゃないですか。それを、その委員の提出した事業のときは退席すればいいなんて、そういうことを壱岐市の市民力事業という、これ総額1,000万円ですよ。でしょ、全体で。の事業として進めていいのかなと。自主財源がない壱岐市がですね。だから、市民力をなえさせるようなやり方ではいけないと思うんですよ。

これは私が、実際私が応募して蹴っ飛ばされて、100万円という事業を、壱岐国倭人伝説というのを応募しました。それは「応募者多いか」「多くないですよ」。23年度から始まって、23年度は1件ですからね。24年度どうだ。「あんまり応募者ないんですね」「じゃあ、おれもちょっと応募してみよう」ぐらいなところで応募しました。そしたら、その不採択の理由を言いますよ。その委員の発言もですけどね。

どんな事業かという、島内のダンスとか太鼓とかエレキバンド集めて、その人たちの発表会を兼ねて、最後に、沖縄から今、話題のエイサーグループを呼んで壱岐の市民に元気になってもらおうということなんですけど、100万円ぐらいかかると言ったら「趣味の域を出ていない。壱岐を元気にするなら別の方法があると思う」趣味の域を出ないような市民力というのはどんなことですか。そして、例えば採択された事業、これ、実際にやられてる方の名誉のためにいい事業だと思っすよ。すばらしい事業だと思いますけど、じゃあ夕焼けコンサート、これはプロですか。趣味の域を脱していない人は出演してないんですか。

それと、要綱の中に、事業対象、補助対象事業外の5番に、スポーツ団体が開催するスポーツ大会及び音楽団体等が開催するコンサートなどの事業、音楽団体じゃなければコンサート事業をやっていいんですよ。

先ほど言いましたように、採択された事業の中で、その補助率、最高100%、こういうふうに入られてる、委員の提出された事業は100%採択ですよ。そうじゃないのは約80%とか85%、金額も大した金額じゃない。事業費3万4,000円に対して2万9,000円の補助ですよ。7万3,000円に対して5万8,000円の補助、これが満額じゃない。そうじゃない。採択されたところは11万4,277円に対して11万4,000円ですよ。100%ですよ。18万円に対して18万円。だから、こういう結果を見れば、おかしいってわかってくるじゃないですか。そしたら、こういう結果を見て、市民が次に「よし、俺も市民力で行こう」と思います。

だから、先ほど言いましたように、市民の力というのはそんなにないと思うんですよ。でも、そういう趣味でも何でもいから、市民の力を一緒に出して、それを市が、推進だから、推進委員会ですから推進していくという1つの筋道が立ってれば、別に私は蹴られてもいいんですよ。

不採択理由、「地域の活性化事業というよりも愛好者による発表会に近い」。ほかのだって発表会じゃないですか。計画がアバウト。この推進委員会の選定自体がアバウトじゃないですか。でしょ。2時間の事業で100万円の要望。そのうち、講師関連で80万円以上を使うのは認めがたい。いいですよ、認められなくて。

ところがですよ。不採択事業の中に、いいですか。また、事業者の名誉のために事業は言いませんけど、事業の目的が云々、効果が云々、見直しを行い再提出すること。もう1件も、参加者が除草作業がない中でとか、要するに、事業に対しての費用を計上し直し再提出すること。なんですか、これ。普通、補助事業で、こういう補助事業ありますよね。日本財団とか何かいろいろあると思います。でも、ほとんど採択か不採択ですよ。これ何ですか。その説明、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 要綱を見ても、先ほども説明しましたが、その委員会で決まったことが僕に報告あるわけです。採択しましたと。ですから今、久保田議員のおっしゃるその内容については、私が答弁する立場にないわけです。ただ、私は、不採択の理由というのは、今初めて聞いておるわけですが、私は要項が、壱岐市まちづくり市民力事業補助金交付要綱というのがございまして、その内容が第3条に、「補助事業対象者は別表第1のいずれにも該当する事業とする。補助対象外事業は別表第2のとおりとする」ということを書いてございますから、別表第1を読みますと、「市民がみずから計画し行う地域活性化事業、公共性がある事業、継続性の

ある事業、年度内に実績報告書を提出できる事業、他の補助金等受けていない事業」ということですから、これに該当しなかったんだなという、私は判断をしておるところでございます。ですから、先ほど言われた内容が、ここに書いてあること以外の理由が書いてあるなという感を受けております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 形的に言えば、この推進委員会というのは市長の委嘱で成り立っているわけですからね。それは確かに、市長に一々そういう報告はされないとはいえますけど、やはり、その決済というのは回ってくるわけですから、私がじゃあ、どこでこの意見を言えばいいかと考えたときに、その担当者をわんわん攻めたってしょうがないですし、やはりこういう場で、こういう市民力事業があるけど、現実はどういうふうになると。これは改善すべきじゃないかということで、今、市長に対して質問をしているわけですよ。持って行く場がない。

こういう先ほど言ってるように、市民力事業、市民の力を生かすのであれば、やはり、もうちょっと慎重に検討していただいて、私に言わせれば、この別表の第1、別表の第2、さっき言ったように、この補助対象事業はこういうところであってアバウトなんですね、さっき言いましたように。

まず第1に、まず聞きたいのは、この市民力事業というのはどこから出てきたんですか、23年度から。それをちょっと最後にお答えいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この事業につきましては私が強く思って、地域の力を出していただきたい。そして、以前にも申したことあると思いますけれども、地域のことは地域でやろうと、そういう協働の精神を発掘したいという気持ちで、この事業をしたわけでございます。これは私の意思でございます。

そして、先ほどの御質問の中で「それをあらかず場がない」というようなこともございました。また、アバウトだということもございます。私は、アバウトにしておることが、むしろ採択の幅を広げると、こう思っておるわけです。私はそういう気持ちが、要綱をつくるときの気持ちがございまして、できることなら、ほとんどの事業を採択したいという気持ちがございまして、ぜひ、そういうのをやっていただきたいという気持ちがございまして。ですから今後、要綱の見直しも含めまして現場を支持したいと思っておりますし、この市民力事業は、本当に市民の皆さんと一緒にやろうという気持ちのあらわれでございますので、不採択、今年はエイサーですか、不採択になったかもしれません。しかしながら、先ほど言います継続性のある事業ということでご

ざいますから、きっと来年もやられると思いますので、そのときは、「どういうふうに、これに何かを加えれば採択になるよ」といったような指導も、やっぱり現場でしなきゃいかんと思います。

ただ、この事業について、私、今までずっと幾つも補助金をやってきたわけですけど、「来月やるから」とか「すぐやるから」というようなことはぜひお控え願いたい。1年ぐらい前に、せめて言うていただければ、「いや、こうすれば該当しますよ」という指導もできると思うわけですね。ですから、思いつきの事業じゃなくて、やはり、腰を据えた事業をやっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） よくわかりました。

まずですね、私は思いつきであろうが何であろうが、いいものは採択すべきだと思います。念入れたからいいということは、もちろん念入れ方にもよるでしょうけど。市長もごらんになってないからそう言われると思うんですけど、唯一というか、私のイベントに来ていただいた方がいらっしゃいます。企画振興部長、本当に足を運んでいただきました。企画振興部長が見られた、私のイベントの感想を正直に述べていただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 登壇〕

企画振興部長（堀江 敬治君） 久保田議員の御質問にお答えしたいと思いますが、私もどうしたわけか、11月末でしたか、この事業に夫婦で勝本のこのセンターまでかけつけまして見させていただきました。

いろんな団体が音楽や踊り、空手等、日ごろの活動を発表されておりました。特に、沖縄から来島されましたエイサークラウン男性2名女性3名でしたか、この演舞につきましては大変感動したところでございます。「.....」

ただ、私の率直な感想でございますが、壱岐国倭人伝説ですね、このタイトルと中身、ちょっとマッチしてないというようなことも感じたところでございます。そして、中に150人から200人参加されとったというふうに思いますが、ほとんどがその仲間ですね。それで、そういった関係者の方が多かったように思います。そういったところで、地域振興を思う、これ市長の思い入れ予算でございます。そういったところで、市民力を活性化ということであれば、もっと地域を巻き込んだ、そういった事業に取り組みたらなというふうに思っておりますので、「.....」

.....」  
.....」  
追加でございますが、委員の皆さんも要綱に基づいて忠義的にやっておられますことを御報告して終わりたいというふうに思っております。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員、今のは感想文ですから、一般質問とはちょっと違いますから、別な方向で。

久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 一般質問になってるかなってないかというのは、それは吉崎市民の皆さんが判断していただければいいと思います。

それで今、吉崎国倭人伝説というのが確かにかけ離れてる。ただこれは、22年のこの吉崎市議会の一般質問で、魏志倭人伝に出てくるこの吉崎の地で暮らす我々は、その誇り高き倭人の志を継がんというこの言葉を市長に投げかけまして、「そういう吉崎で今後やっていきませんか」という気合あわせをしたわけです。そのときに、市長のほうも倭人伝を読み返すという、毎日新聞に、一連の流れの中にそういうふうに結んであったので、そのときに私のほうから、「やはり、せっかくの弥生時代の地に暮らす我々としてはそういう気持ちでいきませんか」ということをお話しして、市長も「私もその志で」と言われたのでこういう名前をつけさせていただいております。

この件に関する答弁は要りません。22年度の6月議会でお話をした件です。

それでは3番目、小学校に展示されている優勝杯等のことについて、社会体育関係のトロフィーなどが各小学校に飾られております。その飾られている、ほとんど団体競技ですけどね。その展示基準とか展示期間とか、管理などの取り扱い基準があるのかなあということの質問です。

これも時間がないので。なぜこういう質問をしたかということ、私の競技もそういうのを、一応飾ってもらえませんかということで団体種目をつくったんですけど、飾られてなかった経緯がありましたので、できれば、いろんな社会体育の競技があります。なるべくいろんな、応援者が多い少ないもあるでしょうけど、学校としては基準をつくっていただいて、やはり関心を持っていただいて管理していただいたほうがいいんじゃないかと思うわけです。そうすれば、先生たちの関心が高まれば、渡良中学校でありましたように、あれは美術家の作品でしたけど、やはり優勝盾であろうと優勝旗であろうと、優勝カップであろうと、子供たちが一生懸命頑張ったものを、もし何かのときになくなったということにならないように、この提案をさせていただいております。教育長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 1番、久保田議員にお答えをいたします。

まず先に結論を申し上げます。このことに対する取り扱いに特段の規則は今のところ、ありません。まず、壱岐市立学校物品管理規則というのがございます。その第1条の目的に、この規則は壱岐市物品管理規則とし、第18条の規定に基づき、壱岐市立学校において使用する物品の取得、保管使用及び処分に関し必要な事項を定めることにより、物品の管理の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とするとあります。この規則で定める物品と申しますのは、1つ、備品でございます。2つ、図書、ただし定期刊行物は除くと規定されております。優勝杯やトロフィー等はここで挙げる物品には当たらないと判断いたします。

また、この規則とは別に、壱岐市立小中学校管理規則というのがございます。この規則の第6章、施設及び設備の管理の中の管理の責任者という第31条に、校長は学校の施設及び設備を総括管理し、その整備に努めなければならないと記してあります。社会体育関係の優勝杯やトロフィー等の取り扱いをしいてとらえるならば、この総括管理しという概念に入れることが考えられるかと思えます。またこの規則は、後段の第7章におきまして、雑則として、校内諸規則の報告の第37条に、校長はこの規則の実施について、当該学校の運営及び管理に関し必要な規定を定めた場合は、教育委員会に報告するものとする規定されております。現在まで、そのような報告は市の教育委員会に提出をされておられませんので、各学校においても、取り扱いについての規定等は作成をされていないととらえております。

小学生が参加する社会体育の大会も多くなりました。団体や個人で優秀な成績をおさめ、獲得した優勝杯やトロフィー、あるいは賞状等も多くなり、獲得したそのトロフィー、賞状等をそれぞれの学校では、全校児童の前で伝達表彰をしております。その後、各学校の展示スペース等を考慮し、校長の判断で展示や掲示がなされているものと受けとめております。

ここで申します校長の判断のよりどころは、子供の励みとなり、さらなる成長を促すためになると考えれば、そのような運営に当たっているととらえております。よって、改めて、展示基準や展示期間を規則で定めるまでにはないと、こう考えておりますので、各学校における物理的な条件、つまりスペースの広さが第一義となり、それにより、展示期間が設定されることになり、その結果、新しく展示をしたり、取り外しをするという行為が各学校の判断によって今、進められているところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） よくわかりました。ただ、御存じのように、展示スペースというのは多くありませんからね。やはり、ローテーションするなり、そういう形をぜひですね、徹底

というまでいなくても、そういう方針とか努力をしていただければと思っております。学校によっても違うと思いますけど、スポーツの強いところは、人数が多ければ偏ってくるわけですから、そういうところをぜひ、考慮していただければと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 最近はとみに、社会体育関係の競技で、団体に獲得したものは、特に保護者やチームの責任者の方たちから、ぜひ学校で紹介し展示をしてほしいという申し入れが来ております。ほとんどの学校でその旨を受け、校長が責任を持って管理をしていると自信を持って言えると思います。個人で獲得したもので、次の大会で返還をしてレプリカをもらう等のシステムの場合もございます。そういった場合も「学校で預かってほしい」との申し入れが今は多いようでございます。

先ほどから申します管理という言葉の中にこのような預かる行為も相当すると校長のほうは認識をして、その職責を果たさなければいけないと考えております。特に、御心配いただく転勤時等について、その分の引き継ぎを大切にしなければならないと考えます。優勝杯やトロフィーや賞状が多いからといって、どこにしまっておいたかを即座に答えることができないということを理由にすることは許されないことととらえております。

議員が心配されておられるのは、競技大会の大小、参加人数の多少、あるいはその歴史、そういったもの等によって展示基準に、あるいは展示の区間に差別をしている学校はないかという御心配だと思います。壱岐市教育委員会としてもこのことをしっかり把握いたしまして、指導すべきところは指導をするようにとの気持ちと拝察をいたします。壱岐市では幸い毎月、定例の校長研修会、教頭研修会には市教育委員会のほうで出向いて指導しておりますので、早速、このような取り扱いにつきましても、1月10日の校長定例研修会で私のほうからきちっとした指導をさせていただくことをつけ加えておきます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 私が考えていることを全て今、言っていたので、ぜひ実行に移していただければと思っております。

私からの今度、一般質問は反対意見も出ておまして、非常に勉強不足を恥じているわけですが、今回、基本的なこととして3点、述べさせていただきました。難しいことわざとかなんか知らないんですけど、私の心情みたいなことを最後に申し上げて、この質問を終わりたいと思いますが、皆さん、南米のアンデス地方の民話で八チドリ一滴というのをご存じですよ。私も最近知ったんですけど、小さな八チドリが森の火事を消すために自分にできることということで、

くちばしで水を運び、小さな滴を落とし続けるという話らしいんですよ。吉岐市の活性化にも必要なことはこのような、小さいけど、それぞれの立場で一生懸命に一滴を注ぎ続けることではないかなと思っています。当然、市長と教育長には大きな滴を期待しますし、私たち個人としても、小さな滴を注ぎ続けることができればなあというような思いで今回の一般質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔 1 番 久保田恒憲議員 一般質問席 降壇 〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） これで、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は、明日 12 月 14 日金曜日、午前 10 時から開きますので、本日はこれで散会をいたします。

お疲れさんでした。

午後 1 時 55 分散会



平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 ( 第 5 日 )

議事日程 ( 第 5 号 )

平成24年12月14日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 3 番 鵜瀬 和博 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 2 番 中村出征雄 議員

本日の会議に付した事件

( 議事日程第 5 号に同じ )

出席議員 ( 20 名 )

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君  |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君  |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君  |

欠席議員 ( なし )

欠 員 ( なし )

事務局出席職員職氏名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 榊崎 文雄君  | 事務局次長 米村 和久君 |
| 事務局係長 吉井 弘二君 | 事務局書記 村部 茂君  |

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。吉岐新聞社外1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

ここで、堀江企画振興部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。堀江企画振興部長。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 登壇〕

企画振興部長（堀江 敬治君） おはようございます。本定例会12月13日、昨日でございますが、行われました久保田恒憲議員の一般質問における私の発言の一部について、誤解を招く発言がございましたので、心からおわびを申し上げまして、取り消しを賜わりたくお願いするものでございます。

その内容については、久保田恒憲議員の吉岐市まちづくり市民力事業についての御質問の折、一支国倭人伝説の感想を求められ、その発言の中の2カ所でございます。

1カ所目が、「.....」  
.....  
.....。

もう一カ所が、「.....」  
.....という発言部分でございます。

御審議賜わりまして、何とぞ御了承賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

感想を求められておりましたので、あくまで自分の思い、感想でございましたので、おわびを申し上げたいと、このように思っております。よろしくお願ひします。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ただいま堀江企画振興部長より、久保田恒憲議員の一般質問に対する答弁の一部を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。ただいまの堀江企画振興部長の申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり発言の一部を取り消すことを許可することに決定いたしました。

#### 日程第 1 . 一般質問

議長（市山 繁君） これより日程第 1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め 50 分以内となっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、13 番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13 番 鵜瀬 和博君） おはようございます。通告に従いまして、市長に対し 13 番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

大きく 2 点、まず 1 点目は企画力についてでございます。2 点目が、子ども議会について質問をさせていただきます。

まず最初に、企画力についてお尋ねをいたします。

平成 24 年 3 月、9 月会議の一般質問で、離島振興法改正による本市の振興を図るため、離島活性化交付金制度や離島特区制度の活用や、平成 26 年度の国体を初め、来年の県 P T A 壱岐大会、各種スポーツ大会など、多くの交流人口拡大のイベントが待ち構えており、さらに推進しなければならないと思っております。

そうした中、管理職、職員の機動力、企画力が重要とこれまでも訴えてきております。その都度市長は、指摘に対し趣旨等御理解をされ、前向きな答弁をいただいております。これまでの答弁についてどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

まず 1 点目、24 年 3 月会議において離島振興法を初め、職員の資質向上ということで一般質問をしております。職員が一丸となって目標に向かって取り組む毎週開催の部長会や課長会にお

いて、今まで以上にいろんな提案を求めていく。平成24年4月から施行の職員提案制度も利用して、職員の士気高揚を図りながらアグレッシブに取り組む。優秀な提案については、ぜひ職員会の中で表彰をすると答弁をされました。平成24年4月から施行の壱岐市職員提案制度実施要綱にのっとりこれまでの提案数と具体的な内容、その取り扱いについてはどのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

また、同じくこれまでに壱岐市職員表彰規程が制定をされておりますけども、職員表彰をした事例はあったのか。あったとすれば、その表彰内容についてはどのようなものだったのか、お尋ねをいたします。

2点目、これは平成24年9月会議の離島振興法の改正に伴いまして、市長が今から地方の知恵比べ、いわゆる離島振興の知恵比べが始まった。今から職員頭を寄せてこの計画、全ての計画について対応したいと答弁をされましたが、具体的にはどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

3点目、一般質問の初日、2日目とかなり漁業の低迷や大型店舗の進出によりまして、さまざまな課題を抱えております。このような状況課題を打破する壱岐市独自のカンフル剂的施策が必要と考えております。そのためには、現状把握が重要であると考えています。限られた財政の中、有効な施策にするためには、ボトムアップ式による島内関係団体による異業種交流懇話会を設置して、さまざまな声を聞き施策に反映すべきと考えております。また、一般質問初日の同僚議員の指摘にもあったように、今後ほぼ休眠中の地域審議会の活用をどのように考えているのか、再度市長にお尋ねをいたします。

答弁の内容によっては、再質問をさせていただきます。

議長（市山 繁君） ただいまの鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えいたします。

まず、企画力についてでございますけれども、職員が一丸となって目標に向かって取り組むことについて、アグレッシブにもろもろの課題に取り組むことが必要だということでございます。

まず、職員提案制度、職員表彰規程につきましては、4月1日に規程を制定をしたところでございます。この趣旨につきましては、いずれも人材育成や業務改善による住民サービスの向上など、職員の意識改革により市政の発展に寄与することを目的といたしております。その趣旨に基づきまして、先ほど申します4月1日に要綱規程を制定したところでございますが、職場や担当業務にとらわれることなく、幅広い提案を募集しておりますが、今のところ提案件数は1件のみでございます。

この1件につきましては、タイトルを申し上げますと、第4次産業（学術研究・発明発見・研

究開発、報道、著作物の制作)で生み出した知的財産を活用した特許商品やリサイクル品のリミックス(再編)でございますけれども、リミックス化に向けた調査研究開発というのがテーマでございます。

この第4次産業と申しますのは、耳慣れない言葉でもございますし、私まだプレゼン受けておりませんし、この提案書に目を通して見ましたけれども、なかなか高度な提案でございます、それを理解するにまだ私も至っておりません。しかしながら、現在この提案につきましては審査中でございまして、今後いろいろ研究をしてみたいと思っております。

したがって、現段階で表彰を行った事例はございません。今後国体等予定される一大イベントにおいては、職員の機動力、企画力が重要となりますことから、特に離島振興法の改正に伴う離島活性化交付金事業や、離島特区制度について職員の斬新なアイデア、探求する意欲を求めたいと考えているところでございます。もちろん、この職員提案制度について、もう少し職員を鼓舞したいと思っているところでございます。

次に、今からは地方の知恵比べだということを私が申し上げたということでございます。そのとおりと今思っているところでございまして、今回の改正離島振興法の最大の特徴は、離島の抱える雇用、介護、自然環境、エネルギーを初め、医療、福祉、交通、情報通信、教育、文化、観光、防災など、あらゆる分野にわたり離島住民の定住にかかわるソフト事業支援を国の責務としてされたところであると認識をいたしております。

しかし、国においても厳しい財政状況の中では、先進的、有効かつ効率的な事業支援を優先されるものと考えております。限られた財源の中では、やはりそういった目を引く提案でないとは採用されないと思っているところでございます。そういった意味で、今から地方の知恵比べ、いわゆる離島振興の知恵比べが始まると思っているところでございます。

さて、改正離島振興法に伴う具体的な取り組みについてでございますけれども、法に規定されております離島振興計画の策定、県において行うということでございまして、現在長崎県が策定中でございます。この策定に当たりましては、住民の意見を反映した各離島地域の計画案を提出することになっておりますので、庁内一丸となって素案を作成し、先般議員の皆様にご提示したところでございますし、現在パブリックコメントを実施いたしているところでございます。

一方、改正離島振興法におきましては、新設された離島活性化交付金及び離島特別区域制度、いわゆる特区制度につきまして、いまだ国から具体的な内容は示されていない状況にございますけれども、法の趣旨にのっとり定住対策及び経済対策となるようなソフト事業の検討を関係部署連携しながら進めているところでございます。

また、庁内若手職員に対しまして、積極的な提案を促してまいりたいと考えております。突飛的なアイデア、そういったものを期待しているところでございます。

また、全国離島振興協議会長の立場といたしましても、欧米先進諸国の離島対策の情報を収集いたしまして、税制、財政等の支援について国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

3点目の漁業低迷、あるいは大型店舗の進出など、さまざまな課題があるという中で、市内の各種団体あるいは各種産業等々の関係団体による懇話会を設置して、さまざまな意見を聞くべきだということでございます。議員御提案のように、有効な施策を立案、遂行するには、十分な現状把握とボトムアップ式による市民や民間活力を巻き込んだ事業の推進が必要であると認識をいたしております。これまでも特定テーマに係る懇話会等の設置、市政懇談会や各種団体との意見交換等によりまして、現状把握や意見の収集に努め、市政に反映してきたところでございます。今後さらに議員御提案の島内関係団体による懇話会の設置、あるいは若干設立趣旨は異なるわけでございますけれども、地域審議会等も活用して、市民や団体、産業がまちづくりの主体として責任あるかわりを強める協働のまちづくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

御参考まででございますけれども、現在ボトムアップ的な出ております計画が、壱岐島ごっとり市場プロジェクトというのがございます。官民一体でこの事業をぜひ推進、実現したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の職員提案制度の実施要綱を制定をされておりますけれども、今のところ1件だけということですが、この提案制度について、職員に対しての啓蒙あたりはどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

また、提案をしてくれということだけではなくて、例えば定住促進についての提案をしてくれとか、具体的にテーマを決めて職員に投げかけるような形をしないと、職員自身もどういった内容の提案をしていいものかという部分もわからないと思います。そういった職員に対しての広報のやり方についてどのようにしてきたのかという点と、今後どのようにしていくかという点をお尋ねをいたします。

また、職員の表彰につきましては、この規程の中にもありますとおり、毎年10月31日まで部局長を経て総務部長に表彰の内申をしなければならないということになっておりますし、また表彰については、今度職員が集まるときに、その表彰をするような形に決められております。それで、多分1月4日あたりの仕事初めあたりで該当者がいれば、そのあたりで表彰をされるのか、その点についてお尋ねいたします。

ただ、ただし書きとして、そのときだけではなくて随時そういった優秀な職員がいた場合には表彰していくと。その内容についても、もちろん仕事の内容だけではなくて、人命救助等も含め

たそういった部分も表彰されるんじゃないかなと、第3条の4番あたりにですね、書かれております。その辺についても該当者はいなかったのかどうか、その辺も含めて御回答をいただきたいと思えます。

もう一つは、第4次産業の提案がっておりますけれども、もちろん職員提案の要綱によりまして、委員会の中で主に総務課長に提出をして、そして選定をされておる職員提案審査委員会で審査をするようになっております。これはほとんど審査員の構成を見ると、ここの壇上にいらっしゃる職員の部長、そして副市長、教育長が審査をされるようになってきているようでございます。そういったこの第4次産業について、いつまでに採用するのかしないのかについての結論を出すのか、その点もあわせてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員への周知方法、啓蒙等、それから表彰の時期等々でございますけれども、この要綱は4月に作成をいたしまして、今8カ月でございます。スピード感をもってやりなさいということではございましょうけれども、行政面でおきますと、昨日の今日だと私は思っております。

そこで、今御質問の実務的な面につきましてはお許しをいただいて、総務部長に答弁をさせたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 鵜瀬議員の御質問でございますけれども、職員の提案制度につきましては、まず部長会、課長等会でこの要綱について検討いたしました。そして、その後各職員に周知をいたしまして、この要綱の実施をいたしておるわけでございますけれども、今回1件提案がっておりますけれども、その1件につきましては、まず所属関係、それから委員関係にこの提案に対する意見を求めておるところでございますけれども、それを12月10日までということと今やっております。そして、これを今後提案について委員会で審査をするわけでございますけれども、第3条のほうに該当するということで、採択された場合に実施をするということになるわけでございますけれども、これについて市長のほうに報告をいたしまして、所属長がその実施を速やかにするというふうになっておりまして、今現在この1件の提案については、その意見を求めているところでございます。

今後その内容を受けまして、実施、それから必要があれば表彰という形にしたいというふうに思っております。その時期について、まだ未定でございます。

以上でございます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 表彰規程の内容については、答弁いただいておりますけど。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず表彰者につきましては、今提案がありましたこの提案をまず受けたいと思っておりますけれども、検討したいと思っております。そのほかにそうではなくて、優秀な職員、そういった者についても、今のところそのテーブルにあがっていないと思っております。これにつきましては、やはり全体を見渡してということで対処したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 周知については、多分職員間のLANを使ってされてるんだろうと思いますけども、やっぱり提案しやすい雰囲気づくりというのが大事と思うんですね。絵に描いた餅にならないように、例えばこの担当は総務課になっておりますが、ポスターを張ったりとか、その内部に職員提案を募集しておりますっていうような形で、気軽にどんな小さい提案でも受けていただいて、そしてそれが形となれば、また職員の士気高揚にもつながると思うんですね。だから、審査委員会の中でそれはポイント制になっているようにございますけども、この該当しないからだめだということではなくて、少しでもそういった環境を部長、課長、副市長、市長がつくっていただければ、いろんな企画に対しても提案がどんどん出てくるんじゃないかなと思うんですね。

市長がこの間も言われました。今回も言われました歳入確保対策会議要綱を、これは若手職員で歳入に対して主に有料広告、そしてその他歳入確保に有効な事業という形で、歳入に限ってテーマを設けて要綱をつかって職員を集めてるわけですね。だから、この提案要綱についても、先ほども言いましたとおり何か提案がないかじゃなくて、これに対しての提案はないかというようなテーマを決めてすることが、まず第一と思うんですね。

そして、市長が先ほど今回4月1日に言われたとおり、この表彰規程と提案制度を設置をしていただきました。市長は「昨日の今日だ」というふうに言われますけども、これができたというのは、やっぱり日にちを、期限を区切って市長が4月1日にしますということで、それにあわせて職員が動いたと思うんですね。

やはり企画っていうのは、あくまでも市長も御存じだと思いますけど、PDCA、もうしょっちゅう言われますよね。この中で一番大事なのは、もちろん計画も実施も大事ですし、チェック、



アクション、改善ですね、大事なんです。一番その中で大事なものは、やっぱり日にちを切るということなんですね。設定をして、それに向けて一丸となって取り組むというのが、目標設定の一番大事です。

一番わかりやすいのは、数値目標を設定するということです。部署によっては、数値が設定できないというようなこともよく言われますが、それはそうじゃないと思うんですね。いろんな見方を変えれば、数値設定もできると思うんですよ。それを目標にして、この間から御提案させていただいた人事評価制度の中にも取り入れることもできますし、そうすることによってボトムアップができて、市長が目指す吉岐市の姿を実現できると思うんですよ。

だから、ぜひ答弁においては、市長近いうちにとかわれないうちで、いつまでにしますというようなことを明言をしていただきたいと思いますよ。そうすれば、職員はそれに向かって進むわけですから、その点について再度お尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 大変貴重な御指摘を受けました。確かに期限を切る、あるいは提案しやすい環境を醸し出すということは、やはり私たちの責任でございます。そういったことでぜひやりたいと思いますし、今鵜瀬議員おっしゃった期限を切る、そういったものについては、特に私たちもそうでございます。期限をきられると徹夜してもやるわけですね。ですから、その辺は人間の心理といえますが、ございます。職員の心理、本当に提案したくなるような心理、そういった情勢をする環境をつくってまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひそういう環境をつくっていただいて、職員が提案しやすいような内容をつくっていただきたいと。ぜひ提案したときをお願いしたいのが、単なる書類審査だけではなくて、実際提案した職員と面と向かって話、企画提案を、プレゼンテーションを市長は忙しいでしょうけど、副市長なりしていただきたいと。実際、その内容いかんによらず、やっぱり熱意というものが一番大事と思うんですね、その職員の提案に対して。それを受けてどうしようかという、市長がいつも言われるやらないじゃなくて、やるためにはどうするかという部分をつくっていくためには、そういった部分も大事じゃなかろうかと考えております。

特に、市長がいつも「提案をしてください」と、「議員さんも提案をしてください」と言われます。提案をします。そして、音沙汰がないですね、ほとんど。この間も言いましたとおり、この一般質問の市長が答弁をされます。それはいいことです。前向きに検討したいと。その対応については、たしか中原副市長が責任者ということを知っておりますので、今回議員さんがいろいろ

る提案をされております。十分副市長がトップとなって、各関係部署に投げさせていただいて、そのフィードバックをぜひこちらに返していただくようお願いしたいと思います。

そこで、議員から提案があった分については、やはり議員もそれだけの熱意があって言ってますんで、そういった会に呼んでいただくことも必要かと思えます。そういうときはぜひ呼んでいただいて構わないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、先ほど3番目の提案で言いました異業種交流について、例えば農業団体、漁業団体個別にはいろんな意見交換をされてると思うんですね。現状はどうだろうかというのは、各担当課でされているのは十分承知をしておりますし、ただ私が言いたいのは、その異業種っていうのは、これ一つ前例を出しますけども、例えば壱岐市商工会の青年部と農協青年部が今コラボをして、いろんな物産展とか取り組みに行かれております。

これは、例えば農協青年部については、野菜とか果物、おいしい物をつくるプロですね。商工会の青年部については、それを売るプロですね。お互いの売れるためには、もうちょっとこういった商品がいいんじゃないとか、企画をもうちょっとこうしたほうがよくないとか、そして、パッケージなど売り方とかを、そういったところで意見交換しながら、異業種間交流で農商工連携で今少しずつ動き出しております。

この間もありましたその後継者の問題で婚活ですね、婚活も農協青年部がしておりますんで、そういった自分達と違う職業の方が、そのいろんな見方を変えれば、いろんなヒントが出てくるわけですね。ぜひ市長もこの懇話会についてはほしいということでしたので、これをいつまでにするかというのをぜひお答えいただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その異業種の交流というのは、確かに大事であると先ほど申し上げました。実は、今私が考えております、今推進中でありますのは、実は壱岐の麦を焼酎に使うということで、麦の生産者、あるいはJAと酒造関係を考えておったわけでございます。

というのは、その麦の精麦機が壱岐にない。麦を福岡に持って行って精麦して、また持って来る。そうすると経費が相当かかって、いきなり買ったほうがはるかに安いわけです。そういったことについて、例えば今国がやっております流通経費の中での補助金等々使って、壱岐に精麦機がつけられないのかと。そこで、そうなれば働く場所もあります。雇用できるということもあります。

そういったことも含めて、今考えていたところでございますけれども、やっておらないということは事実でございますから、12月でございますから、年内と言えませんので、年度内に必ずやりたいと思っております。今申しました組み合わせ、そのほかにも幾つかの組み合わせがある

と思っております。複数の組み合わせの会議をやってみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ市長がお考えのその麦焼酎と壱岐産麦の取り組みについて、それを初めとする異業種間の交流の懇話会ですね、ぜひ設置をしていただいて、来る来年の4月1日に離島振興法の改正がありますので、そのときに提案を出せるぐらいの内容を詰めていただきたい。詳細については、そのテーマに限って言えば、職員の提案制度もありますし、またはその関係団体、一般の方にも幅広く声を聞くということもありますので、その辺は今後ぜひ詰めていただいて、実現に向けて進んでいただければと思います。

ここで提案をさせていただきます。提案というか、いろいろ壱岐にはいろんな自然環境とか、食べ物とかかなりいいもんがあるわけですけども、結構今ジオパークっていうのがありますね。壱岐にはいろんな初瀬の岩脈や左京鼻とか辰ノ島とか、かなりすごい地質遺産があるわけですけども、これをぜひ取り組んだらおもしろいんじゃないかなと、もう一つ壱岐の魅力になるんじゃないかなと思うんですね。奇岩とかもかなりありますし、そういった部分にスポットを当てて、今後の交流人口拡大に向けた取り組みの一つとして御提案だけさせていただきます。

そして、あともう一つは、島外に壱岐を応援してる店舗が、主に福岡はかなりあるんですけども、桃太郎旗、私は壱岐を応援しますというような桃太郎旗を島外のそういった店舗に設置したら、かなり目についてその店も潤うし、壱岐の物流というか、壱岐産の焼酎ですとか、野菜とかもかなりそれを見た方が食べに行っていただけじゃなかるうかと思っておりますので、ぜひその辺のこれは提案ですので、いろいろ検討をしていただいて、実現でき、そうお金はかからないだろうと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

あともう一つは、先ほど市長も言われました地域審議会について、ぜひ活用していきたいということです。主に地域審議会については、基本構想の関係もあるわけですけども、合併特例債の地域振興の基金、合併特例債の振興基金があるわけですが、その使い方についても協議するようになっておりますので、ぜひそういった基金の有効活用をするために、今後も地域審議会の予算をとってるわけですから、ぜひしていただきたいと思っております。その点について再度市長に。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど御提案の2件、1件目のジオパークについては、定義なども調べておりませんし、今私知識ございません。定義等を調べて、そういった中で壱岐も該当するんだというようなことであれば、また研究してみたいと思っております。

桃太郎旗については、いいアイデアだと思っております。ただ、そこで応援してますよっちゃう

て、「何があるとですか」、「焼酎だけです」ということにも、なかなかそれでもいいかとは思いますが、やはり応援しているとなれば、そこに何らかの品物がないといかんでしょうから、そういったことも含めて、またそういったことを取り扱っていただける方々との相談といたしますか、そういったことも進めていきたいと思っております。

また、そのことがさっき言いますように、今1品しかないのを、2品置いていただけるというようなことにもつながるのじゃなからうかという気がいたしております。

それから、地域審議会につきましては、本年は必ず開催をいたします。その中で今議員の申されたような提案についても、ぜひ出していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ提案しやすい環境づくりに努めていただいて、活力ある壱岐市庁舎内にしていきたいと思いますので、それを期待しておきます。

続きまして、子ども議会についてお尋ねをいたします。

各小学校、中学校の代表者が議員になって、自分たちの住んでいる壱岐市の問題や課題、将来への希望など、将来を担う子どもたちの目線で提案してもらうために、子ども議会を開催してはどうかと考えております。平成14年1月29日、旧芦辺町でも子ども議会を開催しており、白川市長も当時職員として同席をされていることは記憶にあるかと思えます。合併後初めて白川市政のとき、ぜひ実施していただきたいと考えております。

また、この模擬市議会を体験することにより、6年生の社会科や中学校の公民の授業の一環として、市役所や議会の仕組みや役割などを勉強することで、政治やまちづくりにみずから進んで参加しようとする意欲を高めてもらえると考えております。

多くの児童生徒に傍聴してもらえるように、子ども議会開催時には壱岐ビジョンによる生中継や光ケーブルによる各学校のネットワークを活用すればいいと考えておりますが、この件について市長、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 子ども議会については、各地で開催されておることも聞いておりますし、そのことが子どもたちの市政に対する一つの社会勉強の機会であるということもお聞きをいたしております。しかし、この件につきましては、市といたしましては何ら異議ないところでございますけれども、その開催につきましては、教育委員会で学校の事情もございましょう。そういったこともございますので、教育長に答えさせたいと思っております。市としては歓迎をいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 13番、鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

議員御承知のように、現在学校でも小学校では学級会活動、児童会、そして代表委員会、中学校でもそれと同じような形で学級会活動、生徒会活動、専門部会、あわせて選挙等については、立会演説会等、会議活動についても学校現場の中では間接体験として議会活動にかかわる体験を指導してきているところでございます。

学校生活を送る上での諸問題につきまして、その解決策を議長になったり、執行部になったり、質問する側になったりしながら討議し、決定をして実行をしていくという指導が、いわゆる各学年の発達段階に応じてしていることは、御理解いただけたと思います。

また、吉岐市のことにつきましての理解も、小学校3年、4年の段階で「我がまち・ふるさと」ということでの学習に取り組んで、理解をしているわけです。小学校6年生の学習、中学3年生の学習は、先ほど議員がお話になったとおりでございます。その中で取り組まれております。昨日、鯨伏小学校の6年生がこの市議会に傍聴に来て、見学をして、社会科の学習の一環としたのも大変記憶に新しいところでございます。

教科書や資料集を活用したり、校区や近所の議員さん、あるいは市役所や支所に直接出かけて行って、そして行政に詳しい方等の訪問しての聞き取り取材、そういった調べ学習をしながら深める取り組みをして、現在学級の中でも例えば模擬議会をして、そういう体験を積ませている指導もでございます。

議員御指摘のように、学校教育の中でも特に大切にしなければいけないのは、体験活動でございます。いかに学校生活の中でその体験の量を増やすか、それが後々の生きる力につながるかどうかと考えております。こうした取り組みを積み重ねて、私たちは我がまち、そのよさや課題を知り、自分の将来をこの島の中でつなげて、どんな生き方をするか判断材料にしていってくれるものと思いい、それぞれの学校現場では指導に当たっているところでございます。

議員御提案の子ども議会を開催して、模擬市議会を体験させることは、体験活動の大切さの点からは、もう実に意義あるものと考えます。本会議の議場に位置することによって、本物に近い疑似体験の効果をそこには期待できるととらえるわけです。むしろ各小中学校から1名程度の代表者がそのような体験をすることにとどまるのは、もったいないという見方も成立するかと思います。

ほかの子どもたちは、おっしゃるように吉岐市ケーブルテレビで各学校にいて、同時にその議会の様子を見たりすると。同学年の子どもたちが、その様子を見て視聴することは、この議場にいて体験する臨場感に比べると、ややその効果は低いと考えるわけです。より多くの子どもたち

に、そういった体験をさせていくということを基本に考えて、またその前に子ども議会を開くときの課題を、幾らか私たち教育委員会としても抱えております。

取り扱い時数がどの程度になるかを考えながら、通常の課業日にこのことの実施が可能かどうか、少し厳しいかなという印象を持ちます。小学校は6年生に恐らく参加を想定したとした場合に、事前指導に相当の時間が必要になるような気がいたします。それは、質疑や意見、回答の内容や時間など、重複するところも事前のチェック等、各代表者等、各学校間での打ち合わせ等の調整がそこに必要になってくるからでございます。

また、中学3年生と小学6年生が同じテーブルにつく中での議論の進め方の中での幾らかの無理は生じてこないだろうか等々、課題とするところが幾つか考えられるわけです。

おっしゃるように、もし子ども議会を開催するとすれば、壱岐ビジョンによる生中継や再放送等、広く市民に知ってもらう上では、当然そういう対応は私どもとしてもお願いをしたいし、歓迎をしたいところでございます。

現時点で壱岐市教育委員会としては、今のような課題を抱える中で、壱岐市教育委員会が主催して、この子ども議会を開催するというところの考えには至っていないのが現状でございます。今後いくらかそういった課題を克服することを検討させていただくということで、ひとまずのお答えにさせていただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今市長の御答弁では、市としてはぜひ歓迎するということでしたけども、教育長としては内容については十分理解できるが、時数的な問題、その諸準備に少々課題が残るのではないかと。主催者としてはなかなか厳しいというような御意見でありました。それであれば、主催者を例えば市にするとか、壱岐市議会にした場合にも、その同じようなことになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は例えば教育委員会は後援となっても、することは同じだと思うんですが、その点についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） お話のように、もしほかの組織等でこの子ども議会の立ち上げをしていただいて、代表なり、あるいは各学校から複数の登壇とか議員に臨んでいくという形の要請等があれば、それは学校のほうとしても積極的に対応する準備があるし、教育委員会としての指導はいたします。

先ほど申しますように、できますれば放課後を使っていただくか、長期休業日の期間中を使っ

ていただければ、代表になる子供たちにとりまして、等しく教育を受ける権利という意味からしても、そういう場が保障されてこの議会に臨むこともできますので、そちらのほうがありがたいなという気持ちは持っております。

私のほうから少し提案をさせていただきますと、昨日議会の傍聴活動に来ていただきましたように、各学校の小学6年生が費用、経費等の許す限り、教育課程の中でぜひこの場に来て傍聴をするということは、まず各学校取り組んでもらいたいという気持ちを持っております。それができない場合は、例えば子供目線でこれからの市政や市の将来について、いろいろな意見の提案を求めたいという場合には、市長へのお願いとか、あるいは市議会へのお願いとか、議員さんへのお願いとか、そういう形でもってすべての子供たちに自分の思いや考えを直接伝える活動等も、また一つの方法としてお考えになれば、それは教育活動課程の中で取り上げることができますし、そのすべてをまた議員さんたちにお届けすることも可能だと思います。

それから、直接この議会という壱岐市この市議会、例えば一般質問のこのような格調高いやりとりの様子を、DVDで20分から30分程度に編集をされて、それを各学校に配布していただきますと、1単位時間の授業の中でそれを指導する教師が有効に使いながら、前半15分を見せて協議に入らせ、残り10分また見せる。また協議する。また5分協議する。そういった形の取り組みをすることによっても、議会に対する議員さんたちの大変重要な役割についての理解も深まっていくというぐあいに考えたりもします。

そういった取り組みを積み重ねてきたときに、子ども議会をやったとすれば、その議会の意味も非常に高まるだろうし、こういう議会を企画する、手を挙げる者はないかという公募をされた場合にも、子供たちの中で手を挙げる子も出てくるだろうと思います。そういった何回も見れる、そして継続的に取り組んでいただくという形が、本当の壱岐市の子供たちの将来壱岐市を見つめ、あるいは議会に、政治に、市のいろいろな形に目標を持ちながら、関心を高めて意欲を持つ子供たちに育っていくものとも考えます。また一緒に考えたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今教育長のほうから、いろいろと御提案をいただきました。つまり、その提案をこちらがのめば、実施をするということと私は理解をしております。ぜひ時期については、教育長も言われたとおり、学校側の事情もありますし、その部分については調整できるものと考えております。そうなったとき、もちろん本議会、定例会があつてないときに限りますので、その時期を見計らった形でぜひ実施していただきたいと思いますので、協力できる点はぜひ協力をしていきたいと思っております。

ぜひこういったところ、市議会の役割について、壱岐のいろんな方針については、ここで決ま

ってるんだという部分を模擬体験していただきたいと思っております。それが子供たちの将来の財産にもなるんじゃないかなと思いますので、教育長が言われました内容については、取り組んでいきます。議員の皆さんと相談しながら、DVDならDVDが必要であれば、その分については取り組んで、実現に向けてしたいと思っておりますので、そうすれば教育長は協力されるということで理解してよろしいでしょうか。

どういった部分、詳細についてはまた具体的に今後詰めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。この件についてまた教育長の御答弁があれば、お聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 私の勝手な提案を逆にさせていただいて、恐縮しておりますが、今の子供たちがゲームとか、そういったものに多くの時間を奪われる中で、やはり実際にこういった議会、身近な政治のあり方等について関心を高めるためには、むしろそういうモバイル的な機会の中で皆さんの、あるいは吉岐市の様子を多く見せると、私はもう何回も何回も見せる、繰り返し繰り返し見せることによって、身についてくることは期待できると、そういう教育的な姿勢を持っておりますので、一緒に力を合わせていきたいところはやらせていただきたいと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、企画力と子ども議会について御提案をさせていただいております。ぜひ今回提案した分については、対応の責任の所在は繰り返しますけども、中原副市長ということを確認して、私の質問を終わりますので、フィードバックのほうを期待しておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。



〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。3日目の最後から2番目でございます。大変御苦労と思いますが、最後までおつき合い願いたいと思います。

今日は、私のほうから3点ほど市長に対する質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点でございますが、和牛の全国共進会の関係、そして、それに伴います壱岐の肉用牛振興についてということでございます。

10月に第10回の記念すべき長崎県の全共ございました。全国の37道府県から約480頭の牛が集まったわけでございまして、5年に1回の和牛のオリンピックが開催されました。その中で、当壱岐からも6頭の雌、そして、肥育が1頭ということで、6頭を出品しましたが、それぞれすばらしい成績をおさめてくれました。

また、長崎県自体も肥育のほうで農林大臣をとるというすばらしい成績をし、長崎の名声を博してくれたかなというふうに思っておるわけでございます。

そういう中で、成功はしましたが、今の壱岐の牛の状況を見ますと、昨日も牧永議員のほうから話がありましたように、かなり減っておる。この前調査しますと6,100頭になっているという状況でございます。

ピークが、4年前に7,200頭になっておりましたから、4年間で1,100頭ぐらい減ったということで、これは今の飼育の高齢者、これが大きな原因でございますが、これはどうかして歯どめをせんばいかんというふうに思っておるところでございます。

市長はいつも、「肉用牛は壱岐の販売の65%を持っておる」ということでございますので、私は、牛なくして壱岐の経済はないというふうにいつも自負をしておるところでございますので、これの推進に対していかにあるべきかというふうに考えております。

おかげさまで、子牛の価格につきましては、先般の12月の1日、2日の成績を見ましても、雌で40万8,000円、去勢で50万円、トータルの45万9,000円という販売価格を見ました。

特に去勢につきましては、全国の1、2位を争うそういう価格構成でございました。1回の競りで、販売だけで約3億6,500万円という大きな販売をしました。この金は全部外貨でございまして、よそから壱岐にお金を持ってきておるといふふうに自覚をしております。

そういう肉用牛でございますので、肉用牛に対する雇用、これもかなり壱岐ではできておるかなと思います。それをやっぱり消すわけいかん、減らすわけいかんというふうに思っております。やっぱり最低でも年間5,000頭の出荷をし、1回の競りで最低800頭は出る、そうしなければ遠くからもお客は来ないという状況でございます。

今回も一番遠い所は山形県、茨城、横浜、長野、岐阜とか、全国から来て来ております。こ

れは、ある程度改良が進んで、そして頭数がある、そういう状況の中で買いやすいということで来てくれておるわけでございまして、大体1回の競りで80から100人外から来ますが、これだけでも壱岐にお金が落ちておるといふ状況でございますので、壱岐の活性化には役立っております。

それと、牛がおるおかげで、私は壱岐の景観というものが保たれておるといふふうに思っております。牛がいなければ、田、あるいは畑が耕しをしない、過疎の山になるというふうに思っておるわけでございますので、そういう面からもぜひこの肉用牛振興について、市長の特段の配慮をお願いしたいなと思っております。

今、いろいろ補助事業等ございますが、これもちょいちょいでなくて、やっぱり大胆なこの補助事業制度の見直しというものをできないかなというふうに思っています。

特に今、導入事業で更新事業とか、あるいは維持とか増頭とか、そういう施策をやっておりますが、なかなか増頭というのは難しい面がございます。私は、維持すれば結構だというふうに思いますが、それに対する増頭並みのそういう施策はできないかなというふうに思っておりますし、もう一つは、高齢者で戸数が減るといふのは仕方ないというふうに思っておりますから、ほかの面で増頭できないかなというふうに思っております。

一つは、今、生産集団が結構できております。その生産集団に対するそういう牛の飼育ができないかなというふうに思っておりますし、あるいは耕作放棄地に牛を放す、そういうところもひとつ考える必要があるかというふうに思っております。

それと、なかなか個人では難しい面もございますから、今、農協も少し繁殖を手がけております。農協自体に手厚く少し補助金でも出して、多く飼ってもらおうという、そういうことも今後、それぞれJAなり関係機関と協議していただきまして、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

私はいつも言いますように、和牛の肉は世界一のおいしい肉でございます。先般のノーベル賞の山中教授のエスコートをしたスウェーデンの女王が、神戸ビーフという、そういう名前をしておったということでございます。これは、やっぱり一番おいしかったからそういうのを覚えてあるのかなというふうに思っておりますが、私は、TPPについては反対でございますが、この和牛については積極的に世界に売っていくと、そういう施策、そういうのが欲しいなと思っております。

県でも佐賀とか熊本、宮崎等については外国に販売しておりますが、私は、この壱岐だけでもできるんじゃないかと、壱岐生まれ壱岐育ち、そういう中で、そういうことも勉強する必要があるかなというふうに思っておりますので、そういう有効なものについては積極的な助成措置をお願いしたいなと思っております。

それと、農家には私はいつも言っております。牛を飼っておれば病気しないと、ぼけないと、そして、牛をやめるときは退職金が入るんだと、そういう話をして今まで飼ってきていただいておりますが、どうしても80過ぎるとそれは無理のようでございますから、そういう施策を、あるいは農家を元気づけながら、今後、肉用牛推進をやっていこうというふうに思っておりますから、お願いしたいと思っております。

当初申し上げましたように、この全共の成果について、市長のほうで壱岐の効果について、もし何か分析をされておれば、お願いしたいなというふうに思っています。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2番、呼子好議員の御質問にお答えします。

1点目に、和牛全共の成果と肉用牛の振興についてでございます。

長崎全共には、壱岐から3つの区に出品し、すべての区で優等賞を受賞するという好成績をおさめることができました。その効果につきましては、まさに今回、12月1日、2日に行われました子牛市において、平均で前回比105%、去勢におきましては平均価格で50万円代を達成するといったところにあらわれていると思っております。

また、期間中におきましては、秋田県の由利本荘市これは日本初の新型原油、「シェールオイル」が出たところでございますけれども、由利本荘市、沖縄市伊江島、島根県隠岐の島から視察研修にみえられました。

壱岐市の農業は第1次産業の大きな柱であります。中でも肉用牛は農畜産物の産出額で約65%を占める基幹作目になっております。議員が言われるとおり、壱岐の経済に大きく貢献していることは十分承知をいたしておるところでございます。

肉用牛の振興に対しましては各関係機関で協議を行っておりますが、増頭対策に向けた支援策や肉用牛の規模拡大に係る国・県補助事業である肉用牛経営安定化対策補完事業、長崎県肉用牛経営活力アップ事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の活用を初め、市単独事業におきましては、緊急増頭対策事業や淘汰更新事業、いわゆる増頭を伴わない更新分であります。

この補助金によりまして、一時的ではございますけれども、牛の増頭があったところがございます。

牛舎の増改築等、畜産農家の積極的な取り組みを推進しているところがございます。

しかしながら、先ほど議員御指摘のように、高齢化、これがやはりいかんともしがたい状況でございます。

また、後継者不足によりまして、飼養農家、飼養頭数の減少に歯どめがかかっていない現状にあります。現在、飼養農家が855戸、飼養頭数が6,080頭と伺っておりますので、関係機

関、関係団体等の御意見を拝聴し、担い手の育成と確保に向けた施策とあわせ、研究しながら振興策を講じてまいりたいと思っております。

先ほど議員御指摘のように、補助金を出しても高齢化してやめていかれる。そして、そのやめていかれる部分の吸収が大規模農家でできないという現状であります。

ちょうど私は、生産組合のことについて今日答弁しようと思っていたところを、呼子議員、まさにおっしゃいました。今から、やはり38ある生産組合でございますけれども、この生産組合は米を主体にしたところ、あるいはアスパラを主体にしたところ、あるいは肉用牛を主体にしたところあるわけでございます。

私は、その中で肉用牛を生産しているところだけに補助金等々をやるとか、そういうふうな考えを変えて、この今言います堆肥が米、アスパラに絶対必要なわけでございます。

ですから、こういう生産組合のコラボができないのかという、そういったことをぜひこの任期中に、先ほど言われたJAも含めまして、あるいは他の農業機関も含めまして、生産組合のコラボができないのかといったことについて研究をしてみたいと思っております。

本当に危機的な状況でございます。そういう認識を持っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。

私、今回質問をしておるのは、増頭対策の中でも少し変わったことを、市だけでなく、県・国を通じて、まず価格保障制度、これをしてもらいたいというふうに思っております。国もかなりの肉用牛に対する施策をやっておるようでございますから、価格保障制度、安心して牛が飼える、そういう制度をしてもらいたい。

そして、壱岐の場合は、やりやすいのはオーナー制度、都会でいいですから、都会の方でも壱岐の牛を飼ってもらって、オーナー制度で、生まれたら出すとか、あるいは肥育にオーナー制度をやるとか、そういうこともつながる中でやってもらえれば、牛を、オーナー制度を置いておけば、年に1回か2回はまた都会から入ってくるわけです。

そしたら、ここの活性化になりますし、そういうオーナー制度というのもひとつお願いをしたいなというふうに思っています。

ちょっと横道それますが、市長は前回、8月、福島のほうに、うちの組合長と購買誘致に行かれました。その感想等ございましたら一言お願いをしたいなと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 増頭対策につきましては、今、議員御指摘の方法、破綻したところもご

ざいましたけれども、そういうところも含めまして研究をしていきたいと思っておるところでございます。

それから、山形に参りました。山形県で壱岐の茂晴を、雄ですよと、壱岐の名前が雲仙丸とか書いてありますと、これは壱岐から来たのだという、本当にうれしいという気持ちがありました。

そして、その飼養農家からは、壱岐牛に対するお褒めの言葉をたくさんいただきました。

それを私は少しはお世辞も入っているのではないかと、こう思っておったわけですが、今回の全共の、全体で第4位、そして、8区で内閣総理大臣賞というこの結果は、やはり、あれは本心だったんだと私は思っておりますし、壱岐のこの、今、名牛の仲間入りをしておりますので、ぜひ産地形成をして、ある一定数の頭数を確保するということが、産地の絶対条件でございます。頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 遠くから来ておるということは、やっぱり壱岐の牛はもうかっておるということに尽きるなと思っておりますので、いい、市長も体験されたのではないかなというふうに思っています。今後とも御支援をよろしくお願い申し上げます。

それで、2点目の電気料金の値上げについてということで質問をしたいというふうに思っております。

九州電力は、福島第一原発の事故を受けまして、今、玄海原発、あるいは川内原発がとまっておるという中、火力発電に対する燃費がかなり上がっておるとい、そういう状況の中で、現在、値上げ申請をしておるとい状況でございます。

特に、決算では赤字が3,700億円の赤字に膨らむというそういう見通しであるわけでございますので、今日、この料金については、多分12日だったと思っておりますが、審議に入るとい、そういうことで、一般の家庭のものが8.51%、そして、大口事業者、店舗とか、あるいは小中の企業の関係の方でございますが、これが14.22%値上げの申請をしておるとい状況でございます。

この値上げについては4月の1日からやりたいということで、その中身の審査が12日から始まっておるといございますが、かなり九電自体も経営収支が悪化しておるといことで、昨日の新聞、九電体育館も売却するとか、あるいは保養地も売却するとか、そこで1,400億円の資産の売却を検討しておるといことで、九電自体もせっぱ詰まっておるといございますが、

これは、要は、転嫁が各消費者にかかってくるわけでございますので、この原発に対する私は見方といたしますが、私自身は反対でございますが、何らかの形で自然エネルギーの開発というも

のを、いろいろなマスコミ、あるいは業界ではやっているようにございます。

特に、昨日の新聞にもソフトバンクが1軒の家1棟買って、そこでやろうという話が新聞に出ておりましたが、1棟当たり1,900円で月に借るという、そういうことを新聞に出ておったようにございますので、いろいろな面で、地熱とか風力とか、そういうことでやっております。

ぜひ、市としても、そういう中で、できれば壱岐のほうにそういう企業が来て、そういうことができないかなというふうに思っておるわけでございますので、市の庁舎等についても私は太陽パネルとか、そういうのである程度軽減ができるんじゃないかなというふうに思っておりますが、この電力の値上げに対する市長の見解をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 電力の値上げでございます。25年の4月から規制部分、8.5%、自由化部門が14.22%、いわゆる家庭用電力が8.5%、企業向け電気料金で14.22%の値上げというのが申請されているところでございます。

壱岐市といたしましても、経済産業省電気料金審査専門委員会や公聴会など、認可続きの状況を注視していくとともに、九州電力に対しまして一層の経費節減や徹底した情報開示等、わかりやすい説明などを求めてまいりたいと考えております。

本当にこの電気料金、各家庭におかれましては相当やっぱりきけると思っております。ぜひ、節電ということを各家庭にお願いをしたいなと思っておるところでございます。

電気料金を現在のままで使う、今の値段で使うということについては、節電しかないと思っておるわけでございます。

そこで、この大口につきましては、壱岐で考えられるのは、まず市役所、病院、あるいは縫製工場、焼酎会社などと思っておりますけど、JA、JF等と思っておりますが、壱岐市の電気料金を申し上げます。67施設でございます。年間2億4,300万円の電気料を支払っております。これが14.22上がりますと、2億7,000万円にはね上がります。2,700万円の増ということでございます。

徹底した節電をしなければと思っておるところでございます。

ところで、この値上げにつきましては、九州電力もこのままでは済まないわけございまして、これは九州電力管内の原子力発電所を再稼働した場合の価格でございまして、この再稼働がなくなりますと、またこれを、未確認ではございますけれども、30数%さらに上げなければならないという情報もあるようにございます。

そういった中で、この電気料金につきましては、壱岐はもちろんのことでございますけれども、日本の国そのものがどうなるんだろうかという気がしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 今、市の電気料金の話をされましたが、約2,700万円の電気料アップということでございます。市長が言いますように、川内原発が大体7月に稼働予定でございますが、こういうのが稼働しなければまた値上げになる、そういう稼働の前提で今14.22とか8.5とかやっておるわけでございますが、これが実質上がるという状況でございます。

個人用の30アンペアで398円月に上がる。そして、企業の大口では月に2,604円上がるという、そういう試算が出ておりますので、大変な数字かなというふうに思っています。

それと、個人にはいろいろパンフレットを検針さんが持って回っておるようでございますが、ある程度個人の事業者については、このように個人ごとに試算をして説明に行っておるようでございますが、これは加工業の方、製造業の方でございますが、現在、年間に415万4,000円納めてある。それが、この値上げの関係で471万円に上がる。現在より55万6,000円値上げになるというそういう試算を九電のほうから説明の資料として持って回ってあるということでございます。

これにまた消費税が5%、10%上がるということになりますと、かなりの値上げになるという、これは、実質は消費者に転嫁されるという状況でございますから、この電力というのは1社しかないという状況でございます。

先ほど言いますように、何らかの形で節電、そして、自然エネルギーを活用しながら、市としても啓蒙をしていく必要があるというふうに思っておるわけでございますので、再度市長の今後の市庁舎に対する考え方といいますか、2,700万円も上がるということでございますから、これをどのようにするのか、もしあればお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 壱岐市役所については、無駄遣いストップ宣言以降、節電ということはずっと促してきたわけでございます。契約電気の縮小、いわゆる基本料金を下げるといようなことも含めて取り組んできたところでございますけれども、さらに、今またもう一度ねじを巻き直して節電に努めるようにしたいと思っております。

それから、自然エネルギー、この開発につきましても御存じのようにメガソーラーの2メガの予定がございます。しかしながら、これも九州電力はむしろ、今43円、買い取るということから、経営を圧迫するという状況にあるわけでございます。

しかし、将来的に見たときに、やはり自然エネルギーというのは絶対必要でございますし、先ほどのソフトバンクもお話しもございました。今、島には海底ケーブルはございませんから、

4メガのリチウム電池を今、10数億円で壱岐市に設置が決まりましたけれども、風力発電の1.5メガと合わせまして3.5メガ、ですから、残すところ0.5メガしか余裕がないわけでございます。

そういった中で、海底ケーブルが通じると言われております平成32年には自然エネルギーを幾らでも壱岐で開発できると思いますけれども、現段階ではこの既存の風力発電と2メガの予定されております太陽光発電、これ以上には今の段階では九州電力が認めないということになるかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 今、海底のことを話されましたから、私も九電の方に出向いてその話を聞いておりますが、今回の原発で少し遠くなったかなという、そういう印象を受けてきております。

電力につきましてはそういうことで、ぜひ各家庭等についても消費電力の扱い、あるいはLEDに変えるとか、そういう啓蒙をお願いをしたいなというふうに思っております。

それで、次の3点目でございます。保育所のあり方ということを質問をしておりますが、この問題については、若い奥さんが子供を持って、そして働きに行っておるという中で、切実な願いのことが私にありました。ぜひ、壱岐島内の園児の中で一緒に扱ってくれんかという、そういうことです。

一つは、大きく言いますと、受入時間、あるいは退所の時間、これを、今、僻地については3時です、帰りが。そうしますと仕事をやめて迎えにこんばいかんと、そういう状況が出てきております。ほかのところは6時でございますから、6時までしてもらえば助かるなという状況でございますから、ぜひこれの解消をお願いしたいと思っております。

それともう一つは、ゼロ歳児の預かり、これについても何カ所かは預かってあるわけでございます。僻地というのは、郷ノ浦の、武生水を退けた跡が僻地の保育所になっておりますが、志原と、そして柳田についてはゼロ歳児を預かっておりますが、ほかの4カ所は預かってないという状況でございますから、これについて市長の見解を少しお聞かせ願いたいというふうに思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目の御質問、保育所のあり方について、保育所運営が市内統一はできないのか、僻地保育所の預かり時間15時を18時まで延長できないかという御質問でございます。



御質問の保育所運営の統一でございますけど、市内認可保育所については、公立・私立ともに統一された運営がなされておるところでございます。

御存じのように、保育所は保育に欠ける乳幼児を保護者にかわって保育を行うことということが目的でございます。保育所には認可と認可外の施設がございます。現在、市内には認可保育所7カ所、公立が6カ所、私立が1カ所でございます。僻地保育所6カ所、これは郷ノ浦町のみでございます。認可外保育所4カ所ございます。それから、事業所内の保育所が2カ所ございます。

認可施設とは、児童福祉法の定めによりまして、都道府県から認可され運営している施設でございます。僻地保育所は、交通条件や離島などの僻地で保育を行う施設でございます。

認可保育所と僻地保育所では、設置要件や運営形態に違うがあるため、僻地保育所で認可保育所と同様の運営を行うためには、施設面積や保育士数、3歳未満児の受け入れ、自園調理施設の整備などを行い認可を受ける必要がございます。

既存の僻地保育所で認可を受けると、保育に欠ける子供さんだけしか受け入れられなくなります。僻地保育所設置校区に幼稚園がない現状では、3歳以上で就学前のお子さんが校区の幼稚園や保育所のどちらにも通えないという不利益をもたらすことも考えられます。

また、現在、柳田と志原僻地保育所で行っております預かり保育については、通常の保育終了後、保育に欠けるお子さんを18時までお預かりしてありまして、平成25年度の保育所等入所申し込みの状況なども勘案しながら、あと残りの僻地保育所の預かり保育については検討をしてみたいと思っております。

ただ、6カ所僻地保育所があって、そのまま全部午後6時まで預かるのかということについては、非常に経費等の問題もございます。

やはりこれは、11月29日に実は幼保一体化子育て支援検討委員会というのを設置をいたしました。これも期限を切って答申をいただく予定にいたしておりますけれども、この答申を受けまして、そういったものの集約、そういったものも視野に入れながら住民サービスが図れるように検討をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ここに僻地保育所の園児の募集というものがございますが、これは今日まで申し込みが出ておるようでございます。

これは、ここにはゼロ歳児とか、そういうのは書いてないわけございまして、保育期間が8時から15時とか、そういうことが書いてありますが、先ほど言いますように、市長は預かりことで今言われましたが、時間の延長については、認可であろうが僻地であろうが私はできるん

じゃないかと思っていますが、そのところどうでしょう。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまは僻地でも志原、柳田でやっているわけでございまして、ただし、先ほど申しました施設の面積等々の制約があることが事実でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 面積はあろうと思っておりますが、要は預ける人数だと思っております。だから、6時まで預かりますよという、そういうことで文書が出ておれば、もう少し数も増えるんじゃないかなと思っておりますが、少しはそのところは募集の中で食い違いといたしますか、そういうのがあったんじゃないかなというふうに思っておりますが。

部長でもいいですが、何人おれば預かれますよという、そういうのがもし答弁できればお願いしたいと思います。

ここに保育所の職員の人数をそれぞれ、認可保育所、僻地保育所の状況を私調べてきましたが、保育士さん自体もやっぱり市の職員で、全体少ないかなというふうに思っております。正職員が23名です。そして、嘱託が60名、臨時の職員が22名、保育の助手が41名ということで、総数が154名、その中で23名の正職員ということでございますので、もう少しこの保育士さんの待遇、そういうことも考えてもらいたいと思っておりますが。

例えば認可保育の中で、武生水については、現在の園児の預かりからして1人当たり3.4人になっております。僻地では、例えば渡良の場合は4.2人、沼津は11.5人と、そして、志原では11.3人ということで、かなり保育所内での1人当たりの受け持ち、それがかなり差があるようでございます。

これは、そのときの園児の募集等によって違うと思いますが、できれば事前にわかっておることから、4月なら4月にある程度のバランスで人員の配置とか、そういうのを検討されればいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、部長、もし、例えば3人おれば1人追加したらできますよとか、助手を配置できますよとか、そういうのがもしできれば、部長で無理ならば市長の考えを。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 保育所の職員の問題につきましては、職員対園児数、これは御存じのように、ゼロ歳児は3人しか見られない、1人の保育士で。そういった制約がございまして、単純に園児数割る職員をしていただければ、必ずしも正しい答えは出ないということをお願いいたし

たいと思っております。

それから、先ほど申しますように、今回設置をいたしました幼保一体化の委員会の中である程度の結論を出していただいて進めたいと思っておりますけれども、やはり、今のままの施設の数でそういったことをやるということは、非常に厳しいと思っております。

ですから、構造改革をして、同時に保育サービスに支障がないような、そういったシステムづくりをしていかなければならないと思っておりますが、非常に難しゅうございます。

あるところでは、例えば島などによりますと、保育児1人に1人の保育士がついておるとかというような状況もあったようでございます。そういったもの等々も、島はやむを得ないといたしましても、他のところにもそれに類似したところもあるんじゃないかなろうかという気がしておるところでございます。

そういったことも含めまして、大きな問題でございます。検討をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 今年の4月に、こども家庭課ということで発足して、今、市長が言われますように、幼保一体改革をやるということでございますが、これの結論は今年度中出るのかどうか、そのところを、今の進行状況をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 25年3月31日を期限といたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 1年間かかって結構でございますが、やっぱりその前にも出してもらって、そして、議員にも報告してもらって討論をするというのも筋ではないかと思っておりますが、3月31日に結論を出して、それからまた人事異動してやるとか、ちょっとおかしいんじゃないかなと思っておりますが、できれば前倒しをお願いをしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、国の動向を見ながらやっていくと申しておりました。御存じのように、子供のことにつきましては国の決定が非常に遅れまして、なおかつ27年度をめぐるといって今政府の方針でございます。

私は、政権が変わって、また変わるんじゃないかなろうかという気もしておるわけです。そういっ

た中で、壱岐独自の方法でやりたいという気はいたしておりましたけれども、今になってしまいました。率直にそのことは反省しながら、後スピードアップしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） 国に頼らんとしたらおかしいですが、私は壱岐、地域独自のそういう政策も必要じゃないかというふうに思っておりますから、早急にこの一元化については結論を出して、我々にも報告してもらいたいというふうに思っています。

最後でございますが、先ほど当初言いますように、３時を６時ということはできませんか。最後をお願いします。最終の預かりです。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ２５年度の既に、今日までということで、その要項で募集をかけております。平成２５年度については現状でまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） 少子高齢化でございます。働きながら子を育てるということ、一人でも多く子供が育つように、そういう環境でお願いをしたいなというふうに、どうしても２５年度は無理ということでございますから、幼児一体改革の中で、ぜひそういうお母さん方の思いを込めて推進をしていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を１３時といたします。

午前11時48分休憩

午後 1 時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１２番、中村出征雄議員の登壇をお願いいたします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。中村議員より質問の通告がありますが、病気

により、口頭をもつての質問が不可能であることから、本人からの代読の申し出により、議会事務局長に代読をさせたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。

それでは、議会事務局長に代読をさせます。榊崎議会事務局長。

議員（12番 中村出征雄君 代読 議会事務局長） 12番、中村出征雄議員の一般質問について、ただいま御承認をいただきましたので、私のほうから通告書に沿って一般質問を代読させていただきます。

私ごとで大変恐縮に存じますが、自分の健康管理の不注意で、長い間壱岐市議会を欠席しましたことに対しまして、市民の皆様を初め、壱岐市議会議員の皆様にご心からお詫びを申し上げます。

大変遅くなりましたが、さきの壱岐市長選挙におきまして、白川市長様には2期目の御当選、まことにめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。今後、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」のさらなる発展のため、市長のリーダーシップを十分発揮され、御活躍されることを期待いたします。

私も喉頭がんの病気となりまして、手術により声帯の切除を余儀なくされました。そのために声を出すことができません。現在は通常の会話ができるよう、声を出すためのリハビリに頑張っております。これからは身体障害者の市議会議員として、身体障害者、高齢者、恵まれない方々のため、微力ながら努力したいと思っております。

また、議会運営委員会及び議員皆様の特別の御配慮により、こうして一般質問できますことを非常にうれしく存じます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、大きくは3点10項目について、白川市長に対し質問いたします。私は再質問ができないので、質問通告書には、できる限り質問の要旨を詳しく記載しているつもりであります。どうか明確な答弁をお願いいたします。

それでは、質問の1点目、合併特例債の活用状況及び合併特例債の期間延長に伴う今後の活用推進についてであります。

平成24年度末の合併特例債の起債総額について、合併特例債は、合併特例法によって壱岐市の場合、起債限度額は173億円であったと私は記憶しております。合併特例債の活用期間が、当初10年からこのたび5年間延長となり、平成30年度までとなりました。

本来なら、合併特例債は平成25年度で終了予定でありました。今年度末までの合併特例債の起債総額は幾らなのか、まずお尋ねをいたします。

次に、平成25年度予定している合併特例債の起債見込額について、平成25年度に予定している合併特例債の起債見込額は幾らなのか及び大きな事業名を何点かわかれば、お示しを願いま

す。

また、期間延長となった平成26年から平成30年までの5年間でどの程度の特例債を見込んでおられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、合併特例債の有効活用について、合併特例債は、辺地債に次ぐ過疎債同様の最も有利な起債であり、これは起債額の元利償還金の70%が交付税措置であり、自主財源に乏しい壱岐市において積極的に活用して、市民の要望に応えるべきと私は思いますが、市長はそのことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、合併特例債が不足した場合の対応について、もし、新庁舎の建設等で合併特例債に不足が生じた場合、県立埋蔵文化財センター建設費の起債は、本来県が起債すべきことを壱岐市が合併特例債として起債しています。

私は、その当時質問したところ、当時の市長は、「合併特例債を県立埋蔵文化財センター分の起債をしても、合併特例債の限度額はまだ残る」との答弁でした。今も変わらないのか、お尋ねをいたします。

もし不足する場合は、その不足分について限度額の増額を、市長は県に対し何らかの対応を求める考えはあるのかお尋ねをいたします。

まず、以上4項目について市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） ただいまの中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 12番、中村出征雄議員の御質問にお答えいたします。

その前に、中村議員におかれましては、このたびの大きな病を克服されまして御登壇いただいております。心から御病気のお見舞いを申し上げますとともに、不屈の精神に敬意を表するところでございます。今後の御活躍を心から御期待申し上げます。

それでは、中村出征雄議員の最初の質問の合併特例債の活用状況及び期間延長に伴う今後の活用推進について、4項目についてお答えを申し上げます。

まず、1番目の合併特例債の限度額は幾らかということでございますけれども、ハード事業分で159億4,000万円、ソフト事業分で22億4,730万円でございます。合計181億8,730万円が限度額でございます。

平成24年度末の合併特例債発行見込額は、ハード事業分で申しますと102億730万円、消化率は64%の見込みでございます。ソフト事業分では19億円、同じく84.5%となっております。

次に、2番目でございますけれども、平成25年度に予定している合併特例事業につきましては、小中学校の耐震補強等工事事業で2億5,450万円、ごみ焼却施設解体及び跡地活用事業、

これは郷ノ浦、勝本、石田分でございますけれども、3カ所分で1億7,280万円。

ここで、議員皆様に申し上げておきますけれども、合併特例債でごみ焼却場施設の解体、あるいはし尿処理場の解体を行う場合は、跡地利用を明確にするということが、合併特例債の活用事業の要件となっておりますので、壊すだけでは合併特例債は使えないということを御承知をお願いしたいと思っております。

消防庁舎建設事業で4億5,220万円、消防救急無線デジタル化事業4億5,030万円、高機能消防指令台整備事業1億8,530万円、合わせて15億1,510万円を予定をいたしております。

また、5年間延長をされました。この延長に伴いまして、引き続き小中学校の耐震等補強工事に約3億9,000万円、し尿処理施設解体及び跡地活用事業で約3億3,000万円を見込みますとともに、本庁舎建設分についても18億7,000万円を中長期財政計画に盛り込んでおるところでございます。総額では約25億9,000万円を見込んでおります。

3点目、合併特例債につきましては、議員御指摘のとおり、交付税措置7割の大変遊離な起債でございます。活用期間の5年間延長となったことによりまして、今後、公債費などの状況を見ながら、市町村建設計画に基づく事業への活用を図ってまいりたいと思います。

4点目でございます。合併特例債が不足するんじゃないかということでございます。県立埋蔵文化財センター分の起債につきましては12億4,490万円を壱岐市で起債しておりますけれども、現在、24年度末の合併特例債発行見込額は、先ほど申しましたハード分で64%の約102億円でございます。今後の見込みを含めまして90%に当たる約143億円を発行見込でございます。

したがいまして、発行残額が約16億円程度でございます。現段階での限度額増額についての県への要望については考えなくてよいと判断をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 中村議員。

議員（12番 中村出征雄君 代読 議会事務局長） それでは、質問2点目でございます。

壱岐市民病院の改革及び一般会計からの大幅繰り入れ、長崎県病院企業団の加入の見通しについてであります。

病院問題については2人の同僚議員も質問されました。私が最後の質問でありますので重複した点もあるかと思いますが、あしからずお許しを願います。

まず、市民病院職員給与構造改革について、私は、合併当時から病院改革の問題についてはこれまで何回となく質問してまいりました。特に給与構造改革については、平成20年6月定例議会でも巖原病院との級別比較表を提示し、数字を上げて質問、例えば、巖原病院6級1人に対し

壱岐市民病院17人、「この比較表を見て市長はどう思われますか」に対し、市長は、「いびつな分布で重要課題である」と答弁されました。

その後何ら改革することなく現在に至っており、異常事態であります。市長は、この給与構造改革について今後どのような決意で取り組まれようかとされているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、一般会計から病院会計への大幅繰り入れについて、今年度も昨年に続き大きな赤字で、今年度末には累積赤字額は26億円を超える見込みで、憂慮すべき事態であります。このような状況では病院企業団加入も厳しいのではないかと思います。

現在、壱岐市でふるさと市町村圏基金10億円、合併振興基金20億円があります。目的基金ですから取り崩しは困難かと思いますが、この際、異常事態であり、一部を取り崩し、累積赤字を縮小した上で病院企業団に加入すべきと私は思いますが、市長はそのことについてどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

次に、長崎県病院企業団加入の可能性について、壱岐市民病院も4町合併前3年間は黒字経営で、累積赤字も1億数千万円まで減少していたと私は理解しております。

私は、合併当時、「病院の赤字も少なく、新病院が完成する前に県離島医療圏組合に加入すべきではないか」と質問をいたしました。加入に至りませんでした。

その後、私は離島医療圏組合議員をさせていただきました。当時の離島医療圏組合の構成団体は、長崎県、五島市、新上五島町、対馬市、壱岐市の5団体9病院でありました。私は、壱岐市民病院の離島医療圏組合加入についての質問をいたしました。それに対する理事者の答弁は、「壱岐市は離島医療圏組合の構成団体でもあり、壱岐市民病院の加入を拒む理由はない」との答弁でありました。

また、長崎県病院企業団発足前、離島医療圏組合最後の議会でも企業団の議員定数に質問、壱岐市が加入した場合も考慮しての議員定数である旨の答弁でありました。早期に離島医療圏組合に加入していたならば、病院改革についても他の病院とともに幾らか前進していたのではないかと思います。少なくとも給与制度改革は他の病院と統一した改革ができていたと思います。

長崎県病院企業団加入に向けた取り組みについては、壱岐市医師会とも協議を重ねられ、医師会からの提言を受け、壱岐市、壱岐市議会及び壱岐市医師会の総意として、長崎県知事、長崎県病院企業団企業長に対し、企業団加入について要望書の提出をされました。長崎県病院企業団への早期加入ができることを願うものであります。行政報告はありましたが、今後の見通しについていま一度お尋ねをいたします。

次に、病院赤字縮減に合併特例債の活用ができないかについて、壱岐市民病院の存続は壱岐島民の願いであり、あらゆる方法を検討すべきであると思います。壱岐市民病院の赤字縮減のため、合併特例債は、さきに述べたとおり有利な起債であり、活用ができないのかお尋ねをいたします。



以上、4項目について市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 中村議員の2点目の御質問、壱岐市民病院の改革及び一般会計繰り入れ、長崎県病院企業団の加入の見通しについて、お答えを申し上げます。

職員の給与制度改革につきましては、今会議中、町田正一議員、豊坂敏文議員への答弁でも申し上げましたとおり、市民病院のみでなく、壱岐市の全職種において級別標準職務表を見直し、総人件費の抑制を行うことといたしております。

今後、交付税の減額による財源不足が見込まれる本市においては、計画的な歳出削減を図ることは必須であり、この給与制度の見直しは避けて通れない課題でございます。今般、この給与制度の見直しによる効果は大きなものになると確信をいたしております。

以前申しました6級在職者の数につきましては、現時点で6級が7名に減っております。退職者が1人予定されておりますので、25年度には6名になるという、今のままでは6名、それでも6名あるということになります。

しかしながら、先ほど申し上げますように、平成25年の4月には県の企業団のスキームに入るということで、現在事務を進めておるところでございます。

2番目の一般会計からの大幅繰り入れについて、今年度も云々ということございまして、合併ふるさと市町村基金、あるいは合併振興基金等々を取り崩して累積赤字を削減したらどうかということでございます。壱岐市民病院の累積赤字につきましては、中村議員と同様に私も大変憂慮すべきであると認識をいたしておるところでございます。

議員御提案のふるさと市町村圏基金、合併振興基金の取り崩しにつきましては特定目的基金でございますので、その用途が特定されており、取り崩すことができません。しかしながら、病院企業団に加入する上では、累積赤字の整理は必ず解決しなければならない課題であります。そこで、現時点で考えております内容について御説明を申し上げます。

平成23年度決算における壱岐市民病院の貸借対照表において、累積赤字が22億5,000万円余りであるのに対しまして、繰入資本金を含めた自己資本金が18億5,000万円余りとなっております。この自己資本金、今まで資本を投下した金額でございますけれども、この自己資本金18億5,000万円余りが累積赤字の補填財源として処理することができると考えを持っております。

これによりまして4億円まで累積赤字を圧縮することが可能となります。加えて、病院企業団への加入前にかたばる病院との統合を行うことになっておりますために、かたばる病院が持つ利益剰余金や受贈財産評価額、かたばる病院から受ける財産の評価額も累積赤字の補填財源になる

と考えており、帳簿上の整理によりまして、かなりの累積赤字が整理されると認識をしておるところでございます。

しかしながら、病院企業団加入は平成26年4月1日に予定をいたしております。今年度の赤字、そして、平成25年度の赤字、その決算内容によりましては、一般会計からの資金注入の額に大きく影響をしております。

そういう状況でございます。ですから、24年度、25年度の決算、そのいかんによって一般会計からの繰り入れがどうなるかという金額が変わるわけでございますから、頑張って経営努力をしなければいけないと思っております。

次に、病院企業団加入についての今後の見通しはどうかとの御質問でございます。病院企業団加入に当たって、県から壱岐へ示された課題につきましては、議員御承知のとおり、先ほど御質問の中にあつたとおりでございます。簡単なものではございません。常勤医師の確保が年々厳しくなる中、特に収支構造の見直しにつきましてはハードルの高い課題であります。

しかしながら、県や病院企業団の御指導や御助言によりまして前進しておりますことは事実でございます。現在、壱岐市民病院経営健全化プロジェクト会議を立ち上げまして、示された課題を一日も早く整理し、解決すべく取り組んでいるところでございます。

私も加入させていただけるよう全力で取り組む決意でございますので、必ず県並びに構成団体の理解が得られ、病院企業団加入が実現するものと信じているところでございます。

4点目に、市民病院の存続は壱岐市民の願いであります。市民病院の赤字縮減のために合併特例債の活用ができないかという御質問でございます。

合併特例事業の対象事業といたしまして、市町村建設計画に基づく事業、上水道、下水道、病院事業について、合併に伴う増高経費のうち、必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助、旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のために行う基金造成となっております。

制度上、合併特例事業の対象事業にならないことから、合併特例債の活用は困難だと思われま

す。

以上4点、お答えを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 中村議員。

議員（12番 中村出征雄君 代読 議会事務局長） それでは、質問の3点目、身体障害者、高齢者用の公共施設でのトイレの点検整備についてであります。

まず、公共施設での障害者用トイレ及び洋式トイレの点検について、私もこのたび身体障害者となり、障害者や高齢者の方々の気持ちが身にしみてわかるようになりました。

私は、家を出るときに思うことは、言葉が話せないため、行った先に洋式のトイレがあるかどうかが一番心配となります。そう思うのは私だけでしょうか。そうではないと思います。場所によっては、障害者用トイレや洋式便所が整備されておりますが、まだ多くのところで障害者用トイレ、洋式トイレが整備されていないところが見受けられます。

公共施設、公園等の障害者用トイレ、洋式トイレの設置状況の総点検をぜひしていただきたいと思います。

また、公共施設、公園等、身体障害者用トイレ、洋式トイレの整備状況について、何カ所程度の箇所数に対し、何%程度洋式トイレは整備されているのか、わかればお答えを願います。

次に、公共施設、公園等の障害者・高齢者用便所、洋式トイレの整備について、私も健康なときは、トイレについて余り関心がなく、むしろ旅行したときは和式トイレを探して利用しておりました。

このたびの障害で私も和式トイレの使用ができなくなりました。障害者の方、また、高齢者の方々もそういう方が多くおられるのではないかと思います。障害者用トイレ、洋式トイレへの改造には多額の経費も必要と思います。厳しい財政状況で、財政の都合もあり、一挙には整備もできないと思いますが、合併特例債の活用も検討いただき、今後、年次計画で整備すべきと思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、2項目について市長の答弁を求めます。

また、市長の答弁の後、再質問をいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 中村出征雄議員の3番目の質問でございます。身体障害者・高齢者用の公共施設でのトイレの点検整備についてでございます。そのうちの小項目1番の公共トイレの点検についてということでございます。

障害をお持ちの方や、下肢筋力の低下などを抱える高齢者にあっては、外出先でのトイレについては大変不安に思われる要因の一つであろうと推察するところでございます。

まして公共施設等において、障害者トイレ、洋式トイレ等がないことによって、閉じこもりがちな障害者や高齢者の外出の機会が減少するようでは、健康面においても悪影響を及ぼしかねないと考えられます。

吉岐市の人口のうち高齢者とされる65歳以上の方は9,487名でございまして、高齢化率は32.26%でございます。これは11月末現在の数字でございます。

介護保険を利用されるために介護認定を受け、介護や支援を必要とされた方は1,986名おられ、65歳以上の高齢者の20.9%となっております。高齢者と重複はいたしますけれども、

身体に障害をお持ちの方のうち、肢体に障害をお持ちの方は1,074名おられます。

なお、障害者用トイレ、多目的トイレにつきましては、公園、文化施設等の公共施設73施設中37カ所設置が済みでありまして、設置率は50.7%でございます。観光地等の公衆便所は73カ所のうち33カ所の設置が済みであり、設置率は45.2%であります。

また、少なくとも1基の洋式便器が設置されている施設は、公共施設等で46カ所、63.0%、公衆便所で43カ所、58.9%の設置率となっております。和式のみ公共施設は23施設、公衆便所は30カ所となっております。

市内公共施設における障害者トイレ・洋式トイレの設置状況につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、公共施設については、それぞれ担当する部署によりまして整備を進めることとなります。

洋式トイレにつきましては、一般家庭に普及し、膝を曲げることが困難な方、しゃがむことが難しい方と言ってもいいと思いますけれども、立ち上がりが難しい方々にとっては大変使いやすい反面、家庭以外で使用する場合、前に利用された方と同じ便座を使用することに抵抗のある方もおられます。

和式便器が2カ所以上あるトイレであれば、1つを洋式に変えることとし、1カ所のみ施設につきましては、利用者と協議しながら整備を進めたいと考えておるところでございます。

また、障害者用のトイレにつきましては、少なくとも車椅子が旋回できるだけの広さの確保が必要となりますが、整備ができれば、性別に寄らず利用でき、障害者・高齢者だけでなく、乳幼児を連れた保護者が一緒に入ることができるなど、多目的に利用が可能と考えられますので、財源的な問題もございますけれども、利用頻度が高いと思慮される施設から逐次、障害者トイレ、多目的トイレや洋式トイレの設置を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、合併特例債の利用でございますけれども、洋式トイレへの改造に合併特例債の活用ができないかとの御質問でございますが、合併特例事業の対象事業といたしましては、先ほど申し上げましたように、市町村建設計画に基づく事業が対象でございますので、通常の維持補修的な様式トイレ改造への合併特例債の活用は困難だと思われまます。

現在、9月補正予算で計上いたしました緊急雇用創出事業による島内の公衆トイレの現況調査を実施をいたしております。中村議員が言われますように、厳しい財政状況ではございますけれども、調査結果を参考に、補助対象なども検討をいたしまして、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 中村議員。

議員（12番 中村出征雄君 代読 議会事務局長） それでは、病院関係について再質問をい

たします。

昨日、同僚議員の病院給与制度見直しについて、「病院のみの見直しか、市職員全体の見直し策か」の市長の答弁で、「市職員全体の見直し」と言われました。双方同時にできれば結構なこととあります。

さきにも述べたとおり、離島医療圏組合病院 9 病院中 6 病院は市職員、3 病院は町職員でありました。離島医療圏組合では、9 病院と県立病院を含めて給与構造改革が同時に統一した方法で行われました。私が質問し 4 年半が経過しました。今度は本当に市職員と同時にできますか。また引き延ばしとなるのではないかと懸念しております。

病院職員給与改革見直しは、職員の身分に応じた格づけとなります。私も一律の給与引き下げ等については、市職員と並行しての実施もよいと思いますが、病院職員給与構造改革については、市職員とは切り離し、早急に新年度から改革すべきと私は思います。そのことについての市長の答弁を求め、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 中村議員の再質問にお答えをいたします。

この給与構造改革、これなくしては県の病院企業団に加入することはできません。したがって、これについては 100% 実現をしないといけません。と同時に、同じ市職員でございます。市民病院だけをそういうふうにして、一般職員はしないということには、私はならないと思っておりますので、市職員、そして、病院職員、それは分け隔てをすることなく実施をいたします。

来年 4 月 1 日の実施に向けて、現在、精力的に職員組合との話もいたしております。職員組合におきましても、その今の吉崎市が置かれている状況、そういったものについては、市民につかえる公僕として私は理解をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、中村出征雄議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） これで、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は 12 月 21 日金曜日午前 10 時から開きます。

12 月 17 日は各常任委員会を、12 月 19 日、予算特別委員会をそれぞれ開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後 1 時34分散会

平成24年 壱岐市議会定例会 12月会議会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成24年12月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部 を変更する規約について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例 の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務 等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変 更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第 7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第96号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第98号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計 補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第99号	平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算 (第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第100号	平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳 情	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	報告第17号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報 告について	市民部長 説明 質疑なし、報告済み
日程第16	発議第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意 見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第17	発議第7号	地球温暖化対策を推進するための森林整備 等に係る財源の確保を求める意見書の提出 について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第18	発議第8号	原発事故災害時の避難予測資料等に対する 住民説明会の開催を求める意見書の提出に ついて	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

日程第19	発議第9号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第20	発議第10号	議会検討特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第21	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件  
(議事日程第6号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	牧永 護君
19番	中田 恭一君	20番	市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君



総務部長	.....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	.....	堀江 敬治君
市民部長	.....	川原 裕喜君	保健環境部長	.....	斉藤 和秀君
建設部長	.....	原田憲一郎君	農林水産部長	.....	後藤 満雄君
教育次長	.....	堤 賢治君	消防本部消防長	.....	小川 聖治君
病院部長	.....	左野 健治君	総務課長	.....	久間 博喜君
財政課長	.....	西原 辰也君	会計管理者	.....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第6号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに、白川市長より追加議案を1件受理し、お手元に配付をいたしております。また、12月7日以降、要望書を1件受理し、お手元に配付をいたしております。

・

日程第1．議案第88号～日程第14．陳情第4号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、日程第14、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情まで14件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則103条の規定により報告します。

議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、原案可決。

議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会意見といたしまして、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

る条例の一部改正については、消防団員の減少、高齢化が考えられる中で、消防団の統合や本部体制のあり方を考慮した機構改革が必要である。

また、本部副団長は団長の補佐と本部の指揮を兼ねており、報酬の増額については適正であるとする。しかし、地区での現場の指揮をとる代表副団長の責務も重大であり、本部副団長との報酬の差額については早急に見直すべきである。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 次に、もう一件、委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則 138 条の規定により報告いたします。

陳情第 4 号、平成 24 年 12 月 11 日、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、採択すべきもの、委員会の意見、なし、意見書の提出をいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、審査の結果、原案可決。

議案第 93 号平成 24 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 96 号平成 24 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 99 号平成 24 年度吉岐市病院事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

委員会意見として、市民病院においては、今まで減価償却費の積み立て分が累積赤字欠損金と

して処理されてきましたが、本年度と来年度は一般会計予算からの繰り出しがやむを得ない状況になってきております。今後、累積赤字も増え、経営が危惧されるところであり、経営状況等を逐次委員会へ報告することを執行部に求めたいと思います。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

議案第94号平成24年度苓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第95号平成24年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第98号平成24年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第100号平成24年度苓崎市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。深見義輝予算特別委員長。

〔予算特別委員長（深見 義輝君） 登壇〕

予算特別委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第92号、件名、平成24年度苓崎市一般会計補正予算（第7号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（深見 義輝君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第95号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第96号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業

特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第98号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第99号平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15・報告第17号

議長（市山 繁君） 次に、日程第15、報告第17号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本案につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第17号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。平成24年12月14日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町の個人でございます。損害賠償額、4万5,086円。損害賠償の理由、平成24年11月6日午後3時30分ごろ、壱岐市郷ノ浦町東触560番地の敷地において、市職員が運転する公用車を後進した際、付近に駐車されておりました損害賠償の相手方である個人所有の車両に接触し、損傷させたためでございます。

なお、損害賠償額であります相手車両の修理代額の4万5,086円、及び公用車修理代4万4,100円につきましては、全国自治協会から自動車損害共済金として12月14日に、それ



ぞれ入金されております。

今後、こうした事故が起こらないよう、安全運転の徹底について指導を行ってまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、報告第17号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第17号に対する質疑を終わります。

これで報告を終わります。

#### 日程第16．発議第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第16、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

提出議員（8番 今西 菊乃君） 発議第6号、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員今西菊乃、賛成者、壱岐市議会議員呼子好、榊原伸。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっている。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定された。義務教育費国庫負担制度は、国として「最低保障」するものであり、全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務である。

今日、教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題である。

しかし、平成18年（2006年）度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担は2分の1から3分の1に下げられた。平成24年度予算の地方交付税は

約17.5兆円、前年度比0.5%増になっている。現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されているが、補助金の一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えないのが現状である。全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するために、国においては義務教育費国庫負担率を2分の1に還元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17・発議第7号

議長（市山 繁君） 次に、日程第17、発議第7号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。15番、久間進議員。

〔提出議員（久間 進君） 登壇〕

提出議員（15番 久間 進君） 発議第7号、吉岐市議会議長市山繁様。提出者、吉岐市議会議員久間進、賛成者、吉岐市議会議員小金丸益明、同じく中田恭一。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）、森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は地球温暖化対策の一つであるCO<sub>2</sub>排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることのできない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、2013年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。

1つ、地球温暖化対策は着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。

2つ、上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など、木材の利用によるCO<sub>2</sub>排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県吉岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（久間 進君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案について、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第7号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18・発議第8号

議長（市山 繁君） 次に、日程第18、発議第8号原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。18番、牧永護議員。

〔提出議員（牧永 護君） 登壇〕

提出議員（18番 牧永 護君） 発議第8号、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員牧永護、賛成者、壱岐市議会議員今西菊乃、同じく久間進。

原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書（案）、東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年9カ月が経過したが、引き続き放射性物質の放出や汚染処理のおくれなど、いまだなお深刻な事態から脱するに至っていない。放射能による広範囲にわたる土壤汚染の実態や、牛肉を初め、米や野菜などの食物の放射能汚染など、国民の不安は解消されていない状況が続いている。

そのような中、10月31日、原子力規制委員会は、原発事故発生時の避難区域となる「原子力災害対策重点区域」の目安として、原発から半径30キロ圏内と拡大指針を決定した。

ところが、同規制委員会が発表した玄海及び川内原子力発電所周辺「放射性物質拡散予測図」には相次いで誤りが発覚し、九州電力（株）の資料作成時の勘違いや入力ミスによるシミュ

レーションの修正を行った。原発から、わずか半径30キロ圏内に位置することや、中国大陸からの黄砂汚染物質の到達、夏季には強い南風が続くことなどを考慮しても、素人ながら到底信頼のおける予測とはならず、その不信感によって周辺住民の不安は増大し、信憑性の薄いものと言わざるを得ない。

よって、「原子力災害対策重点区域指定」と「玄海原発周辺の放射性物質拡散予測図」について、原子力規制委員会及び九州電力（株）による住民説明会の開催を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（牧永 護君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第8号原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19．発議第9号

議長（市山 繁君） 次に、日程第19、発議第9号壱岐市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第9号、提出者、鵜瀬和博、賛成者、苓岐市議会議員 小金丸益明、田原輝男。

苓岐市議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び苓岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由として、地方自治法の一部改正及び議決事件の計画の名称変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

苓岐市議会基本条例の一部を改正する条例、苓岐市議会基本条例の一部を次のように改正をします。

第4条第1項の次にただし書きを加える。「ただし、地方自治法第102条の2第3項の場合は、この限りでない。」第5条第5項中「地方自治法」を「法」に改める。

第12条第3号を次のように改める。「(3) 公営住宅等長寿命化計画」

附則として、この条例は公布の日から施行します。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第9号苓岐市議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第20．発議第10号

議長（市山 繁君） 次に、日程第20、発議第10号議会検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第10号、提出者、吉岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、吉岐市議会議員小金丸益明、同じく田原輝男。

議会検討特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

議会検討特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、議会検討特別委員会を設置するものとする。

名称、議会検討特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、吉岐市議会委員会に関する調査。委員の定数、7名。委員の氏名、呼子好、市山和幸、田原輝男、鵜瀬和博、久間進、大久保洪昭、中田恭一。期限として、閉会中も継続して調査終了までということです。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2号の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第10号議会検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会検討特別委員会の正副委員長を決定する必要があるため、委員会条例第

10条第1項の規定により、直ちに議会検討特別委員会を招集します。委員会においては、委員長および副委員長の互選をし、議長まで報告を願います。

ここでしばらく休憩します。そのまま休憩します。

午前10時45分休憩

.....  
午前10時46分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会検討特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告をいたします。委員長に19番、中田恭一議員、副委員長に13番、鶴瀬和博議員に決定いたしました。

・ ・  
日程第21．委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、吉野市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕



市長（白川 博一君） 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

12月5日から本日まで17日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして貴重な御審議を賜り、さまざまな御意見、御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、市民病院の長崎県病院企業団加入の件につきましては、行政報告、一般質問への答弁において、その進捗状況等を議員各位、そして市民の皆様へ御説明をさせていただきました。これまでも申し上げてまいりましたが、県病院企業団加入に当たっての課題につきましては、県病院企業団の助言を受けながら、着実に解決に向け前進しているところであります。今後も、示された課題を一日も早く整理、解決し、企業団加入を必ず実現してまいる覚悟でありますので、議員各位、市民皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、今年は多くの出来事がございました。私的には、4月に市民皆様の御支援いただきまして、2期目の市政を担当させていただくこととなりました。8月には心臓外科手術をして、大変御心配をおかけいたしました。この1年間、議員皆様、市民皆様には、公私にわたる御理解、御協力賜りましたことに、心から厚く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今年も残すところ、あとわずかとなりました。これから年末年始にかけまして大変な御多忙な時期でございますけれども、市民皆様並びに議員各位におかれましては健康に十分留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本年1月から基本条例が施行され、定例会も年1回とする通年議会となりました。また、議会報告会も各町ごとに開催いたしまして、市民多くの御出席を得ることができました。

本年も残りわずかとなり、これから寒さも厳しくなっております。皆さんには、くれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますように心から祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成24年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成24年壱岐市議会定例

会を閉会いたします。大変お疲れさんでございました。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 大久保洪昭

署名議員 瀬戸口和幸



閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 ・ 政策企画課、総務課、財政課、管財課、税務課、 消防本部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会及び 監査委員の各所管に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・ 市民福祉課、こども家庭課、保護課、健康保健課、 環境衛生課、壱岐市民病院及びかたばる病院の各所管に 関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課、建設課、上下水道課及び 農業委員会の各所管に関する調査